

計画の内容

51

### ●基本計画施策体系 ~ 水と歴史のハーモニー~

### 人が輝く いきいき すみだ

### 「すみだ」らしさの 息づくまちをつくる

- 110 歴史ある文化を伝えつつ、 新たな文化を創造する
- 111 新たな文化の担い手を育て 文化芸術活動を盛んにする
- 112 郷土の伝統文化や文化財を 大切にし、将来に継承する
- 120 特色ある、多彩な魅力や 個性を発信する
- 121 すみだの魅力を広め、 もてな しの心でまちに人を集める
- 122 特色あるすみだらしい魅力 をもった観光資源や観光ル ートをつくる
- 130 水と緑を活かした、美し い景観をつくる
- 131 まちなみに地域ごとの特色 を反映させる
- 132 水と緑に親しめ、やすらぎ が実感できる空間をつくる

### 地域で快適に暮らせる 「すみだ」をつくる

- 210 多様な都市機能が調和し たまちをつくる
- 211 職・住・遊が調和する計画 的な土地利用を進める
- 212 居住環境の向上を図る
- 220人々が交流できる、利便 性が高いまちをつくる
- 221 主要駅周辺を中心に広域拠 点を形成する
- 222 歩いていける範囲に多様な サービスを提供できる場を 形成する
- 230 誰もが安全・快適に暮らし、 移動できるまちをつくる
- 231 誰もが移動しやすい交通手 段を確保する
- 232 歩行者や車いすなどを利用 している人が、安全で快適に 移動できる空間を確保する

### 新しい事業が起き、人が 集まる「すみだ」をつくる

- 310 **活力ある、新たな産業の** 創出を図る
- 311 すぐれたものづくりの技術や 技能を継承し、発展させる
- 312 ニュービジネス、ベンチャー 企業など次世代を担う産業 を創出する
- 313 明日のすみだ企業を担う人 材を育成する
- 320楽しく時間を過ごせる、 こだわりをもった商業・サ ービス業の集積を進める
- 321 質の高い消費生活を提案で きる商業集積を進める
- 322 地域にふさわしい特色をも った、楽しめる商業空間を 創出する
- 330 誰もが地域のなかで、生 きがいをもって働くこと ができるしくみをつくる
- 331 地域企業、NPOの育成を図 り、雇用・就労を増やし、地域 での活躍の機会を創出する
- 332 勤労者が働きやすい環境づ くりを支援する

### 安心して暮らせる 「すみだ」をつくる

- 410 災害や犯罪から身を守る、安 全・安心なまちとしくみをつくる
- 411 災害に強いまちをつくる
- 412 災害発生時の対応力を高める
- 413 地域の防犯力を高める
- 414 安全な消費生活を支援する
- 420 地域で支えあいながら、いき いきと暮らせるしくみをつくる
- 421 福祉に対する理解を広め、地 域活動への参加を促進する
- 422 利用者のニーズにあった地 域福祉サービスの質と量の 向上を図る
- 423 生活に困った人を支え、自 立を促進する
- 430 安心して子育てができる しくみをつくる
- 431 すべての子育て家庭が、必 要な子育て支援サービスを 利用できる体制をつくる
- 432 子育てと仕事が両立できる しくみをつくる
- 433 地域のなかで子どもの健全 な子育て、子育ちができる 環境をつくる
- 440 高齢者が尊厳をもち、安心 して暮らせるしくみをつくる
- 441 元気で生きがいに満ちた高 齢期を創造する
- 442 高齢者が自立して生活でき るよう支援する
- 443 高齢者が地域で暮らし続け るための環境をつくる

### 450 障害者が尊厳をもち、安心 して暮らせるしくみをつくる

- 451 障害者の自立生活を支援する
- 452 障害者の社会参画と自己実 現を支援する
- 460 生涯にわたり、健康に暮 らせるしくみをつくる
- 461 区民一人ひとりの健康づく りを支援する
- 462 生活衛生の安全を確保する
- 463 適切な保健医療体制づくり を進める
- 470 豊かな人間性をもった子どもたち が健やかに育つしくみをつくる
- 471 子どもの健康な心とからだ を育む
- 472 確かな学力の向上を図る
- 473 魅力ある学校環境をつくる
- 474 地域と家庭の教育力の向上 を支援する
- 480 地球にやさしい、環境への負荷 の少ないまちとしくみをつくる
- 481 環境の共創を実践する
- 482 環境の保全や改善につとめる
- 483 ごみの排出を抑制し、再資 源化を進める

### 区民と区が協働で 「すみだ」をつくる

- 510 コミュニティの輪が広が るやさしいまちをつくる
- 511 地域コミュニティを支える 人材・団体を育成する
- 512 地域コミュニティを育む場 や機会を増やす
- 513 外国人にとっても、暮らし やすい地域社会をつくる
- 520 生涯学習・スポーツ活動の 輪が広がるまちをつくる
- 521 区民の生涯にわたる学習活 動を盛んにする
- 522 区民による生涯スポーツの 取り組みを支援する
- 530 平和を希求し、人権を尊 重するまちをつくる
- 531 人権教育・啓発を進める
- 532 男女共同参画社会を実践する
- 533 国際理解を進め、平和意識 を高める
- 540 多様な公共の担い手が協 働できるしくみをつくる
- 541 開かれた区政をめざし積極 的な情報提供を行い、区民、 地域、NPO、企業と情報を 共有する
- 542 区民の区政参画と公共サー ビスにおける協働を進める
- 543 公正で効率的な行財政運営 を進める

計画の内容

53

#### 施策ページの見方 墨田区基本構想が (施策のページ) めざすまちづくり の基本目標です。 基本目標 N 施策 451 安心して暮らせる「すみだ」をつくる 章害者の自立生活を支援する 政務 4 5 0 障害者が尊厳をもち、安心して暮らべる 施策:政策をどのような手段で しくみをつくる 政策:「基本目標」 達成していくかを示します。 施策の目標(区民とともにめざす平成27年度を実現するための みちすじです。 障害のある人も、ない人も、お互いに区民 施策を行った結果、区民の暮ら して尊重し合い、支え合いながら、住み慣れた地域で しやまちの姿はどうなるかとい 生活しています。 うモノサシ(成果指標)で施策 施策を行うことによって、すみ の成果をはかります。 だの将来(区民の生活やまちの 姿) はどうなっているかを区民 施策の達成をはかる指標 の視点で具体的に示します。 グループホーム・ケアホーム利用者数 指標とした理由 障害者が地域で独立した生活を送る状況をあらわす数値を指標としました。 現状値<平成17年度> 中間目標<平成22年度> 最終目標<平成27年度> 100人 「ノーマライゼーションとは具体的にどういうことか知っている」区民の割合 指標とした理由 障害者に対する理解の浸透状況をあらわす数値を指導としました。 中間目標 < 平成22年度 > 最終目標 < 平成27年度 > データ出所 区民アンケート調査 指標(モノサシ) を選んだ理由や 根拠を示します。 の取り組み 成15年4月にノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度によ

●「基本目標」⇔「政策」⇔「施策」はそれぞれが目的と手段の関係になっており、 「基本目標」を達成するために「政策」を行う、「政策」を達成するために「施策」 を行うと言いかえることができます。

\*愛の手幅:知的段客の方が、いろいろな接助や制度を利用するときに必要な手帳です。段客の程度によって1~4位

区内の在宅サービス利用者状況をみると、特に知的障害のある人において、ホー

また、区内のグループホームは、平成13年から5年間で6か所から13か所へと15日

平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」によって、重い障害を持ってい

が、今後増えていくと予想されます。そのような障害者の人たちの地域での生活を対 めに、グループホーム (中軽度の障害者対象) とケアホーム (重度の障害者対象)

年10月現在の墨田区のグループホーム普及率 (18歳以上の党の手帳\*交付者数に占め 施策の目標に関連

み慣れた地域社会で暮らしていく人たちや、障害者人所施設などから地域生活をめ、れまでの取り組み

害者福祉施策の充実が図られてきました。

めていくことが求められています。

ビス、ショートステイの利用者数が増加しています。

ブホーム定員数) は6.75%で、23区内で第3位となっています。

●データや指標における区民の意識をあらわす数値は、区民アンケート等の調査に 基づいています。なお、調査結果は社会状況などで大きく変わる場合もあります。

### (施策に対応する事業のページ)



- ●区が取り組む主な事業は、施策の目標を達成するうえで関連が高い事業を抽出 して掲載しています。
- ●「現状と課題」や「施策の達成をはかる指標」をわかりやすくするため、関連 データをグラフや表などで示しています。

なぜこの施策を行

うのか、どのよう

な課題があるのか

する墨田区の現状

や問題点、またこ

## 「すみだ」らしさの 息づくまちをつくる

江戸から受け継がれている「すみだ」に関わる歴史や文化が再発見されるとともに守り伝えられ、その時々のニーズをとらえた形で国の内外に発信されています。また、歴史によって培われた文化や、隅田川をはじめとする豊かな水辺、まちの雰囲気、人とのふれあい、ものづくりの技など、区民が誇りと愛着をもてる「すみだ」の魅力によって、多くの人々が訪れる、にぎわいのあるまちになっています。

政策110 歴史ある文化を伝えつつ、新たな文化を創造する

政策120 特色ある、多彩な魅力や個性を発信する

政策130 水と緑を活かした、美しい景観をつくる



「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

政策110

## 歴史ある文化を伝えつつ、 新たな文化を創造する

区民自身がすみだらしい文化の担い手として育ち、歴史ある伝統文化が継承され、音楽など新しい文化が発展し、多くの区民がすぐれた文化や芸術に接しています。



政策を実現させるための施策

### 110 歴史ある文化を伝えつつ、新たな文化を創造する

### 111 新たな文化の担い手を育て、文化芸術活動を盛んにする

- ・すみだトリフォニーホール管理運営事業
- ・ すみだリバーサイドホール管理運営事業
- ・区民団体等の文化芸術活動支援事業
- ・(財)墨田区文化振興財団運営等支援事業

### 112 郷土の伝統文化や文化財を大切にし、将来に継承する

- 史跡説明板整備事業
- ・文化財の調査・研究・公開展示事業
- ・すみだ郷土文化資料館事業
- · 北斎館(仮称)建設事業
- · 旧安田庭園再整備事業
- ・ 墨堤の桜保全整備・創出事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



### 政策を取り巻く現状

本区には、歴史と文化に恵まれた地域特性があります。この固有の個性を活かすことが、多くの人々にとって「すみだに住みたい」、「すみだで働きたい」、「すみだを訪れたい」と思うまちにつながります。

区では、歴史ある文化の保護・活用のために、昭和57年3月 墨田区文化財保護条例」を制定し、区内にある有形・無形の文化財の調査・登録・保存に努め、広くその意義の普及と継承に取り組んできました。平成10年4月にはすみだ郷土文化資料館を開設し、墨田区の歴史や固有の文化の展示・PRに努めています。

また、昭和60年に始まった「国技館5000人の第九コンサート」をきっかけとした区民の音楽への関心の高まりは、昭和63年3月の「墨田音楽都市構想」へと発展し、(財)墨田区文化振興財団の設立、(財)新日本フィルハーモニー交響楽団とのフランチャイズ提携の実現、平成9年10月すみだトリフォニーホールの開館などの成果をもたらしました。この構想は単に音楽の分野にとどまらず、幅広い文化芸術振興をめざしています。

さらに本区は、日本を代表する画家葛飾北斎ゆかりの地として作品の収集に努め、「北斎展」の開催や北斎ハンドブックの発行など、北斎の情報発信地として、区内外の注目を集めています。

### r,

### 政策実現に向けての課題

今後は、「すみだ」の伝統的な文化を保存・継承するとともに、新しい文化を創造・発展させ、「すみだ」の文化の新しい担い手を育成していくことが求められています。また、音楽都市をめざす区民の活動をさらに発展させ、葛飾北斎など「すみだ」の文化に関する調査・研究の成果を区の特色として発信し、区民が身近に文化に接するとともに、情報発信の拠点を整備し、文化観光都市づくりを行っていくことが課題です。



の

内容

### 施策111

### 新たな文化の担い手を育て、 文化芸術活動を盛んにする

#### 基本目標

「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

### 政策110

歴史ある文化を伝えつつ、新たな文化を 創造する



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

区民自身が積極的に文化芸術活動を行い、多くの「すみだ」らしい文化の担い手が育ち、音楽や美術など新しい「すみだ」の文化にいつでも接しています。

### 施策の達成をはかる指標

### 「最近1年間に、区内で文化芸術活動に参加したことがある」区民の割合

指標とした理由 文化芸術活動の普及状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
22.8 <b>%</b>	24.0%	27.0%	区民アンケート調査

### 「身近に文化芸術活動をする機会や場がある」と思う区民の割合

指標とした理由 文化芸術活動への参加意思をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
49.5 <b>%</b>	52.0%	55.0 <b>%</b>	区民アンケート調査

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、文化の向上と地域の活性化を図ることを目的として、昭和63年3月に墨田音楽都市構想をとりまとめ、「音楽都市づくり」のスタートを含りました。この構想は単に音楽の分野にとどまらず、幅広い文化芸術振興をめざしています。この構想に基づき、平成9年10月にオープンしたすみだトリフォニーホールでの良質な鑑賞事業の提供、(財) 墨田区文化振興財団が行う区民等の文化芸術活動の育成、また区内文化芸術団体への支援等に取り組んでいます。さらに、区民の日頃の文化活動の成果を発表する場として、墨田区文化連盟等の主催で文化祭を開催し、多くの区民が参加・出展しています。

### 今後の課題

すみだトリフォニーホールを核とした音楽都市づくりを一層推進していくとともに、文化芸術活動の受け手であり担い手でもある区民の主体性を尊重しつつ、区民の自発的な文化芸術活動をより一層振興するため、生涯学習推進施策との連携を図りながら、文化芸術活動の場と機会を継続的・安定的に提供していくことが求められており、その基盤となる人材、組織、情報それぞれのネットワークづくりが必要です。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

文化芸術活動の場の創出のために必要な施設の管理運営を行うとともに、区民活動への支援を行います。

### すみだトリフォニーホール管理運営事業

区民の音楽文化の振興を図るために、すみだトリフォニーホールを拠点とした鑑賞事業や区民の芸術文化活動の育成(ジュニア・オーケストラ等)に取り組みます。

### すみだリバーサイドホール管理運営事業

E 区内外の文化的交流の場として、すみだリバーサイドホール(イベントホール・ギャラ リー等)の施設を良好な状態で管理するとともに、区民等の交流の事業(すみだ23万人 の平和メッセージ・優秀技能工芸展等)を実施します。

### 区民団体等の文化芸術活動支援事業

区民団体・区内企業等が区内で開催する文化芸術行事(国技館5000人の第九コンサート等) や文化祭を、区が共催・後援することにより、区民が文化芸術活動に接する機会を支援します。

### (財)墨田区文化振興財団運営等支援事業

区民の芸術文化活動の育成等を図るために、(財)墨田区文化振興財団に対して運営費・事業費を支援します。

### 区民が取り組むこと

文化芸術団体などが、音楽や芸術などのプログラムを豊富に企画立案し、多くの区民に対して文化芸術活動への参加の機会を提供します。

#### 事業者が取り組むこと

コンサートや演劇などの芸術活動を積極的に開催するほか、地域の文化芸術団体の活動を「人」、「情報」、「物資」、「資金」などの面から支援し、場の提供を行います。

### 【関連データ】

すみだトリフォニーホール利用状況(平成17年度)			
 	大ホール	94%	
日数利用率	小ホール 98%		
すみだトリフォニーホー	年度)		
大ホール	170,228人		
小ホール 40,831人			

出典:(財)墨田区文化振興財団 事業報告書

計画

の

内容

61

施策112

## 郷土の伝統文化や文化財を大切にし、将来に継承する

#### 基本目標

「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

### 政策110

歴史ある文化を伝えつつ、新たな文化を 創造する



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

「すみだ」の伝統ある文化を区民が将来に継承し、さらに発展させ、文化財を大切に保護しています。

### 施策の達成をはかる指標

### 「伝統文化が保護、継承されている」と思う区民の割合

指標とした理由 区民が日常生活のなかで、伝統文化を身近なものとして感じているかどうかの意識をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >中間目標 < 平成22年度 >最終目標 < 平成27年度 >データ出所59.1%62.0%65.0%区民アンケート調査

### 「墨田区の歴史や文化をもっと学びたい」と思う区民の割合

指標とした理由 多くの区民が文化財の歴史的な価値や役割を認識し、文化財への学習意欲や、将来の人材育成につながる意識の浸透をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 > 中間目標 < 平成22年度 > 最終目標 < 平成27年度 > データ出所 71.3% 74.0% 78.0% 区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

昭和57年3月「墨田区文化財保護条例」を制定し、区内に存する有形・無形の文化財の調査・登録・保存活用に努めてきました。また、平成10年4月にすみだ郷土文化資料館を開設し、伝統文化や地域の歴史的資料を収集・保存し、調査研究・展示事業などを実施するとともに、地域に根ざした伝統文化への理解と、郷土意識の高揚を図ってきました。さらに、日本を代表する画家"葛飾北斎"にゆかりの深い本区では、展示・研究・情報提供等の多様な機能をもち、文化創造のシンボルともなる総合的な美術館「北斎館(仮称)」の建設を計画しており、平成元年から資料収集などに取り組んでいます。

### 今後の課題

多くの人々に「すみだ」の伝統文化や歴史などに触れる機会を提供し、文化財の普及と活用を図るため、すみだ郷土文化資料館を拠点として、収集した資料の展示や講演を積極的に展開していく必要があります。また観光にも寄与するよう、史跡説明板などの整備も求められています。さらに、北斎生誕250周年にあたる平成22年度末の北斎館(仮称)開館をめざし、葛飾北斎に関する文化資源の総合的な把握と蓄積に努める必要があります。これらの施設では、所有する文化資源の多様な活用を通じて、伝統文化を保存・継承するとともに、新たな個性ある文化を創造していくことが求められています。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

郷土文化の拠点となる施設の整備・運営に取り組むとともに、区民の郷土文化・文化財への 理解と継承の支援を行います。

### 史跡説明板整備事業

区内の史跡を紹介し、区民の日常生活に接する文化財を広く周知するとともに、観光に訪れた人たちの目印となるように整備します。

### 文化財の調査・研究・公開展示事業

有形・無形文化財の調査・登録・研究、埋蔵文化財の遺構調査・報告・保存を行い、 記録報告・保存を図るとともに、資料の閲覧・公開展示等に活用します。

### すみだ郷土文化資料館事業

区民の郷土文化に対する理解を深め、郷土意識の高揚を図るとともに、広く教育、学術 および文化の発展に資するため、資料の収集・保存および展示に関する事業を行います。

### 北斎館(仮称)建設事業

平成22年度末までに葛飾北斎に関する総合的な美術館を開館し、資料の収集・保存、調査研究、展示等の事業活動を行うことにより、地域文化の継承と発展の場として運営していきます。

### 旧安田庭園再整備事業

平成8年3月に東京都文化財の名勝に指定された本庭園の、文化財庭園としての価値を高め、さらなる活用を図るため、整備・保全管理を行います。さらに、老朽化が著しいため休止していた両国公会堂を廃止し、民間の文化・観光機能をもつ施設を誘致します。

### 墨堤の桜保全整備・創出事業

江戸幕府八代将軍 徳川吉宗が隅田川沿いに植えたとされる歴史ある隅田公園の桜について、延命を図るとともに、品種の異なる桜を植えることにより開花期間を長くし、多くの来園者に墨堤の桜のすばらしさを提供します。

### 区民が取り組むこと

伝統文化や文化財について学んだことを伝承し、担い手を育成するとともに、地域の歴史や 文化について来訪者に説明します。

### 事業者が取り組むこと

文化・芸術に関する展示会を実施し、関連イベントを協賛するとともに、メセナ活動\*に取り組み、郷土の伝統文化を活用した新たな事業を繰り広げます。

<sup>\*</sup> メセナ活動:文化・芸術活動に対する企業の支援。企業名や商品名を冠する音楽会・演劇公演・美術展などを催して直接に援助する場合と、財団法人や社団法人を設立して援助する場合とがあります。

### 基本目標 I

「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

政策120

## 特色ある、

## 多彩な魅力や個性を発信する

「すみだ」らしさにあふれた観光資源の魅力によって多くの人が訪れ、まちがにぎわい、 訪れた人々は区民のもてなしの心を感じて快 適に過ごしています。



政策を実現させるための施策

### 120 特色ある、多彩な魅力や個性を発信する

### 121 すみだの魅力を広め、もてなしの心でまちに人を集める

- ・観光戦略プログラム推進事業
- ・隅田川花火大会事業
- · 墨田区文化観光協会運営支援事業

### 122 特色あるすみだらしい魅力をもった観光資源や観光ルートをつくる

- · 観光案内標識整備事業
- · 観光案内所設置事業
- · 観光施設等回遊性向上事業
- ・ 3 M(小さな博物館・マイスター・工房ショップ創出)運動推進事業
- ・ 隅田川艇庫(仮称)建設事業
- · 吾妻橋防災船着場整備事業
- ・ きれいなトイレ (仮称) 整備事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

### r

### 政策を取り巻く現状

本区は、隅田川の花火や大相撲など江戸時代以来の伝統文化を有し、すみだトリフォニーホールや新タワーなどの新しい文化拠点も整備されるとともに、下町の人情味あるもてなしの心をもつ区民も多く、あらゆる観光資源に恵まれたまちです。これらの資源を活かしてまちのにぎわいを創出することによって、地域経済の活性化や、区民が誇りと愛着をもてるふるさとづくりをめざしていきます。

国が主導するビジット・ジャパンキャンペーンや都の観光産業振興プラン「千客万来の世界都市・東京をめざして」などが提唱され、国内外からの観光客の増加をめざして、日本のよさを再発見しアピールする動きが高まっています。本区は、古くから下町情緒にあふれた風物詩や江戸の文化が色濃く根づいており、これらを活かして東京の観光政策をリードする役割が求められています。

区では、都や関係区と連携し昭和53年7月に隅田川花火大会を復活させ、昭和58年7月には墨田区文化観光協会を設立しました。

平成16年6月には内閣府の地域再生本部において地域再生計画「江戸と現代と未来を結ぶ空間"すみだ"の構築」が認定され、同年11月「墨田区観光振興プラン」を策定するなど、観光資源の開発と外部への発信を続けてきました。平成18年3月には、新タワーが押上・業平橋地区に建設されることが決定したことを契機とし、新たな国際観光都市づくりに取り組んでいます。



### 政策実現に向けての課題

特色ある多彩な観光資源を活かして、すみだの魅力を広め、もてなしの心で来 街者を迎える必要があります。さらに、すみだらしい魅力をもった観光資源や観 光ルートを再構築し、すみだの魅力を十分に楽しめるようにする必要があります。

その実現のためには、都市型観光地としての魅力を高めることや、区民と来街者の交流の促進、効果的なPRへの取り組み、民間活力を導入した実行体制の整備などが課題です。



02

基本目標

I の 内 容

施策121

### すみだの魅力を広め、 もてなしの心でまちに人を集める

### 基本目標

「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

政策120

特色ある、多彩な魅力や個性を発信する



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

新しい魅力をもった観光地や名産品を楽しむため に、これまで以上に多くの人々が「すみだ」を訪れて、 快適に過ごしています。

### 施策の達成をはかる指標

### 墨田区文化観光協会のホームページへの年間アクセス数

指標とした理由 すみだの魅力や関心をもっている人の数を客観的にあらわす数値を指標 としました。

現状値 < 平成17年度 > 年間40万回

中間目標 < 平成22年度 > 年間80万回

最終目標 < 平成27年度 > 年間160万回

データ出所 所管課データ

### 観光ボランティアガイドの案内客数

指標とした理由 観光客に対し「もてなしの心」を提供できる態勢を客観的にあらわす数 値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 > 917人

中間目標 < 平成22年度 > 1,800人

最終目標 < 平成27年度 > 3,600人

データ出所 所管課データ

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本区には、江戸時代以来の伝統文化が数多く残されています。葛飾北斎をはじめ区内で活躍 した文人墨客の足跡や、四季を彩る祭りや行事、ものづくりや下町の豊かな食文化など、魅力 的な観光資源も多く集積しています。また、両国国技館など知名度の高い施設に加え、近年で は、すみだトリフォニーホール、北斎通り、親水テラスを備えた隅田川の川岸など新しい観光 資源も生まれています。本区は、下町の人情味あふれる「もてなしの心」が今も息づくまちで す。こうした観光資源がありながら、一時的なイベント等への集客を除けば、これまで、本区 が年間を通じて常に観光客でにぎわっているという状況にはありません。

### 今後の課題

観光振興を図るにあたり、観光客が到着してから帰路に着くまでの「区内滞留時間」を快適 に過ごしてもらう必要があります。そのためにも、区民が観光客に対し、挨拶や道案内など、 日常的に行っている「下町風のもてなし」を体現してもらうとともに、季節を感じさせるイベ ント展開を図る必要があります。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

区が主催する観光事業の実施、民間運営の活動への支援を行います。

### 観光戦略プログラム推進事業

- 観光における情報発信力強化などソフト面の基盤整備など戦略的な観光振興を推進し
- 主

### 隅田川花火大会事業

- 270年の歴史を誇る夏の風物詩として、広く都・区民にうるおいと憩いの場を提供します。

### 墨田区文化観光協会運営支援事業

区の観光資源を活用して地域経済の活性化を進めるため、墨田区文化観光協会の運営 や「墨堤さくらまつり、納涼の夕べ、吉良祭・義士祭・元禄市」事業等の展開を支援 します。

### 区民が取り組むこと

地域の身近な観光資源のルーツなどをもてなしの心で、観光客にいつでも説明できるように 学習します。また、観光客に対する挨拶や地域美化に努めています。

### 事業者が取り組むこと

観光客誘致を事業者の事業戦略のなかに位置づけ、セールス活動やキャンペーン実施などの 営業活動を重視した展開を行っています。さらに、観光客を迎えるための従業員教育を行うと ともに、地域美化に努めています。



観光案内チラシ



施策122

### 基本目標 I

「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

### 特色あるすみだらしい魅力をもった 政策 1 2 0 観光資源や観光ルートをつくる

特色ある、多彩な魅力や個性を発信する



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

「すみだ」らしさを発揮する観光資源が数多く残さ れているとともに、新たな観光資源が開発され、にぎ わいのあるまちになっています。

### 施策の達成をはかる指標

### 主要観光施設への来客人数

指標とした理由 客観的ににぎわいをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 > 2.114.042人

中間目標 < 平成22年度 > 3.000.000人

最終目標 < 平成27年度 >

データ出所 所管課データ

6.000.000人

### 墨田区文化観光協会の土産品等の売上額

指標とした理由 客観的に観光客が訪れたことをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 > 47.368.000円

中間目標 < 平成22年度 > 60.000.000円

最終目標 < 平成27年度 > 120.000.000円

データ出所 所管課データ

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区内には、墨堤の桜、向島百花園、回向院など知名度の高い観光資源があり、「向島」、「本 所」など古くから馴染まれている地名も少なくありません。しかし、観光地としてのイメージ が確立されていないため、資源が点として存在するだけにとどまっています。そこで、平成16 年6月に観光をテーマとした地域再生計画「江戸と現代と未来を結ぶ空間"すみだ"の構築」 や、同年11月に「まち歩き観光」に着目した「墨田区観光振興プラン」を発表し、新たな観光 資源の創出や観光ルートづくりにも取り組んできました。さらには、観光のシンボルとなる新 タワーの建設が押上・業平橋地区に決定し、平成23年に完成することとなっています。

#### 今後の課題

新タワーなど新たな観光資源をめざして訪れる来街者が、それだけを見て帰ってしまっては、 観光地とはいえません。都市型観光地としてのイメージを確立し、観光資源の面的広がりを形 成するためには、墨田区観光の魅力である、「江戸時代から培われた下町の伝統文化が今に受 け継がれているまち、「生活の息吹が感じられるまち」という二つのコンセプトをもとにした まち歩き観光を推進していく必要があります。そのための基盤整備として、観光案内所の開設 や観光案内標識の充実などの観光振興のしくみづくりが必要となっています。

### 各主体が担う役割

### ●区が取り組むこと

新たな観光資源創出や、ネットワークづくりを支援します。

### 観光案内標識整備事業

まち歩き観光に必要な案内標識やウェルカム・ボードを整備します。

### 観光案内所設置事業

まち歩き観光を推進するため、区内主要駅などに観光案内所を設置します。

### 観光施設等回遊性向上事業 【新規】

まち歩き観光を推進し、主要観光施設や区民施設等への回遊性の向上を図るため、巡 回バスやレンタサイクルシステム等の開発を行います。

#### 主 3 M\*(小さな博物館・マイスター・工房ショップ創出)運動推進事業

な 小さな博物館・マイスター・工房ショップの創出を進め、産業観光の視点から、来街 者のニーズにあった運動を展開します。

### 隅田川艇庫(仮称)建設事業 【新規】

平成22年度までに、隅田川沿いの向島地区に艇庫を建設し、隅田川におけるボート競 技を新たな観光の拠点として創出します。

### 吾妻橋防災船着場整備事業 【新規】

新タワー完成までに、区役所前(吾妻橋周辺)の防災船着場を再整備し、観光用の水 上バスの利用や水上イベントの充実を図ります。

### きれいなトイレ(仮称)整備事業 【新規】

新タワー完成までに、観光客に快適にまち歩き観光を楽しんでもらうため「きれいな トイレ」を整備します。

基本目標

67

### ●区民が取り組むこと

観光客が到着から帰路に着くまでの「区内滞留時間」を快適に過ごしてもらえるように、観光ボラン ティア団体が中心となって、挨拶や道案内など、普段から行っている「下町風もてなし」を体現します。

### ●事業者が取り組むこと

観光客の趣向にあわせたテーマ別(海外からの観光客に向けた体験型観光メニュー等)・ジャ ンル別回遊コースの商品化(区内のさまざまな食文化やイベントの開催)に取り組み、宿泊・ 娯楽・観光施設、さらにはすみだならではの飲食業を展開します。また、特産品の開発を進め るとともに、クレジットカード等の取扱店舗を増やし、観光消費を喚起させるなど、さまざま なサービスの提供を行います。

\*3 M(スリー・エム)運動:区内産業と区内生産品が正当な評価を受け、さらに高い評価を受けようとするための イメージアップ戦略です。「小さな博物館(ミュージアム)」運動、「マイスター」運動、「工房ショップ(マニファク チャリングショップ)」運動の3つの運動の総称をいいます。

「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

政策130

## 水と緑を活かした、 美しい景観をつくる

水の魅力を感じる水辺空間が創出され、まちのなかに豊かな緑が広がるなど、すみだらしい 美しい景観を多くの区民が楽しんでいます。



政策を実現させるための施策

### 130 水と緑を活かした、美しい景観をつくる

### 131 まちなみに地域ごとの特色を反映させる

- ·都市景観形成促進事業
- 民間開発の景観計画誘導事務
- ・電線等の地中化指導誘導事務
- ・まちの美化推進事業

### 132 水と緑に親しめ、やすらぎが実感できる空間をつくる

- ・魅力ある公園花壇づくり事業
- ・緑と花の学習園機能充実事業
- · 荒川自然生態園整備事業
- ・親水公園整備事業
- ·公園新設 · 再整備事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



### ■政策を取り巻く現状

本区は、隅田川・荒川をはじめ縦横に走る内河川などにより豊かな水辺空間に 囲まれ、下町情緒豊かなまちなみが残る一方、大規模な開発による新しい魅力あ る拠点も形成されつつあります。これらをまちの資源として、景観形成に活かし ていくことが重要です。

近年、景観やまちなみについては住民の取り組みが全国的に盛んになるなど、 景観に対する住民の関心が高まってきていることから、平成16年12月に施行され た「景観法」では、国、地方公共団体、事業者、住民はそれぞれの役割のもと、 良好な景観を形成する責務があると明示されました。東京都においても平成15年3 月に公布された「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」により「街並み景観づ くり制度」が整備され、東京の景観形成に関する重要性が高まっています。

このように、区民が自分たちのまちに誇りをもち、本区の対外的なイメージを 向上させるためには、魅力ある景観づくりがますます重要になっています。

区では、平成2年2月に景観形成計画「すみだ風景づくり」を、また平成5年3月に景観誘導指針である「すみだ風景づくり読本」を策定し、各種の景観施策を展開しており、また「東京都景観条例」においても「隅田川景観基本軸」として指定されるなど、すみだの景観形成は東京の景観づくりにおいて重要な役割を担っています。さらに、本区の景観形成のテーマとして、すみだ独自の景観資源である水辺の活用は重要な課題であり、特に隅田川沿いの首都高速道路向島線の地下化は今後の課題として取り組んでいく必要があります。

### **.**

### 政策実現に向けての課題

水と緑を活かした美しい景観をつくるために、地域ごとの特色をまちなみに反映させ、すみだの魅力を高めるとともに、水と緑に親しめるなど、やすらぎが実感できる空間をつくることが必要です。

基本目標

その実現のためには、区民や事業者の協力によってすみだの魅力を高め、無秩序な建物や工作物、屋外広告物、ごみなどの美観を損なうものに対するルールづくりを行うとともに、これまで整備してきた水辺や緑のネットワーク化に取り組むことが課題です。また、景観法における景観行政団体\*としての取り組みや景観地区の指定などの検討を行っていくことが課題です。

\*景観行政団体:景観法において、地域の景観行政を担う主体として設けられたもので、法に基づき景観計画の策定等を行います。

 $\epsilon_{8}$ 

計画の内容

施策131

### まちなみに地域ごとの 特色を反映させる

### 基本目標

「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

政策130

水と緑を活かした、美しい景観をつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

地域ごとに、区民が愛着をもてる個性と風格のある まちなみが広がり、区外からもその美しいまちなみを 楽しむために多くの人が訪れています。

### 施策の達成をはかる指標

### 「墨田区のまちなみが美しい」と思う区民の割合

指標とした理由 施策目的を端的にあらわす区民意識を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
22.8%	25.0 <b>%</b>	30.0%	区民アンケート調査

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成2年2月に都市景観の基本的方針として「すみだ風景づくり」を策定するとともに、平成5年3月には、誰もが風景づくりに取り組めるように手引書「すみだ風景づくり読本」を作成しました。また、まちかどアートを公共施設などに設置するほか、街をわかりやすく、楽しく歩けるように、駅周辺に公共サインを設置しています。さらに、景観の阻害要因となっている電柱については、錦糸町駅北口地区や太平四丁目地区の再開発にあわせて地中化を実施しています。

### 今後の課題

本区は、江戸文化の伝統や下町情緒を有し、豊かな水辺空間に囲まれるなど多くの景観上の特性をもっていますが、市街地の用途の混在や個々の建築物等の外観や高さをはじめとして、電線の架空線等の存在、屋外広告物の氾濫などまちの美観に多くの課題があります。一方、良好な都市景観形成に向けて、平成16年12月に「景観法」が施行されました。今後は、本区も景観行政団体として、地域の特性を活かしたまちなみを創出するための方針を策定するなど、区民や事業者のまちなみづくりやまちづくりの支援を行っていく必要があります。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

魅力的な景観づくりに向けて、区民や事業者とともに景観創出のためのルールづくりの誘導、 支援を行います。

### 都市景観形成促進事業

まちの景観を整備するため、駅から公共施設までの案内表示についてデザインが統一された公共サインを設置するとともに、個性あるまちにするため設置したまちかどアートのメンテナンスを行います。

### 主 民間開発の景観計画誘導事務

### 電線等の地中化指導誘導事務

一 再開発事業等にあわせながら、電線等の地中化の指導誘導を図ります。

### まちの美化推進事業

ごみのポイ捨て・路上喫煙・犬のフンの放置などマナーに反する行為をなくすなど、 まちの美化を推進します。

### 区民が取り組むこと

住むまちに愛着と誇りをもち、魅力あるまちなみを創出するために地域のルールづくりを行い、実践します。

### 事業者が取り組むこと

区民が決めた地域のルールを守り、地域のまちなみの創出や地域の活性化のために、開発や事業活動を行います。

### まちかどアート







启車

ダンス・ダンス

道

/0

計画の

施策132

### 水と緑に親しめ、やすらぎが 実感できる空間をつくる

### 基本目標 I)

「すみだ」らしさの息づくまちをつくる

政策 1 3 0

水と緑を活かした、美しい景観をつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

魅力的な水辺空間や緑豊かな公園が、区民のやすら ぎの場となっているとともに、建物の周りなどにも緑 が増えるなど、うるおいのあるまちになっています。

### 施策の達成をはかる指標

### 「墨田区の水と緑に豊かさ」を感じる区民の割合

指標とした理由 水辺や緑などの自然環境を区民が実感する数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
30.8%	34.0%	37.0%	区民アンケート調査

### みどり率

指標とした理由 施策の成果を端的にあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 > 中間目標 < 平成2 20.1% (平成12年度)	
--	--

\*みどり率:緑被率の区域に水辺部分と裸地の区域をプラスした面積が行政面積に占める割合です。

### 現状と課題

### 現状とこれまでの取り組み

「すみだらしさ」の象徴である隅田川では、緩傾斜型堤防やテラス整備が進むなど、誰もが水辺に親しめる散歩道の連続性が確保されつつあります。また、他の河川においても、「荒川将来像計画」や「江東内部河川水位低下河川整備計画」などに沿い、うるおいややすらぎのある親水空間が整備されつつあります。一方、昭和47年の緑化宣言を契機に、緑化施策の推進を図り、平成12年の緑被率\*は9.40%と、昭和48年の5.38%の緑被率と比較し、着実な回復傾向にあります。また、平成18年3月現在の公園面積は、約715,000㎡、区民一人あたりでは3.05㎡となるなど、平成元年の総面積約583,000㎡、区民一人あたり2.55㎡と比較するとかなり拡大が図られています。

### 今後の課題

区民が、みどりの豊かさを十分に感じるためにも、「都市公園法」や「墨田区公園マスタープラン」において目標と定める、区民一人あたりの公園面積を今後、5㎡まで順次拡大していく必要があります。そのようななか、豊かな水辺においては、区民が水や緑に親しめ、ふれあうことができる親水河川整備を推進するなど、水と緑のネットワーク形成が求められています。また、うるおいのある空間を創出するために、区民や事業者の協力を得ながら花と緑の環境づくりを推進する必要があります。

\*緑被率:樹木地、草地および屋上緑化の合計面積が行政面積に占める割合です。

### 各主体が担う役割

### ●区が取り組むこと

公園や河川区域など、うるおいとやすらぎのある空間となる公共施設の整備を行うとともに、 ボランティアのコーディネートを行うなど、区民や事業者の緑化活動等を支援します。

### 魅力ある公園花壇づくり事業

歩いていける身近な公園を、花と緑にあふれ誰もが憩えるような特色と魅力のある公園にするため、区民とのパートナーシップにより整備を図ります。

### 緑と花の学習園機能充実事業

- 環境学習の拠点整備と一体的に緑化啓発機能を充実していきます。

親水公園整備事業

- な 「荒川将来像計画」に基づき、荒川の河川敷を生物が生息できる自然豊かな拠点として 東 環境整備します。
- 事 然况正隔 5 0 7 9

・ 水辺に親しめる空間として、大横川・竪川の未整備区域について地域特性を考慮した整備を図るとともに、隅田川・北十間川・旧中川等の親水空間の整備を促進します。

### 公園新設・再整備事業

体育館の開設にあわせた錦糸公園の再整備をはじめ、区民に身近な公園の新設を図るなど、「墨田区公園マスタープラン」の基準に達するよう公園面積の拡充を図ります。

### ●区民が取り組むこと

自宅の周りをまちに向けて緑で飾るとともに、地域の緑化推進活動や公園の管理運営活動に協力・参加します。

### ●事業者が取り組むこと

屋上・壁面緑化も含めて事業所敷地内の緑をまとまったものとし、まちに向けて魅力的に飾るとともに、地域の緑化推進活動や公園の管理運営活動に協力・参加します。

### 墨田区庁舎における屋上・壁面緑化







/ \_

# 地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

多様な都市機能が調和したまちになっており、職・住・遊の バランスが取れた快適な居住環境のなかで、区民は心豊かに暮 らしています。主要駅周辺は商業・業務・サービス・文化など の機能が集中しているとともに、それぞれの地域においては 日々の生活に必要な商品やサービスが容易に手に入る便利なま ちになっています。また、誰もが快適に移動できる交通機関や道 路が整備されるなど、人々が活動しやすいまちになっています。

政策210 多様な都市機能が調和したまちをつくる

政策220 人々が交流できる、利便性が高いまちをつくる

政策230 誰もが安全・快適に暮らし、移動できるまちをつくる



地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

政策 2 1 0

## 多様な都市機能が調和した まちをつくる

職・住・遊が調和する地域のルールが確立 した地域が増え、多くの区民は、住まいに満 足し、安心して安全・快適に暮らしています。



政策を実現させるための施策

### 210 多様な都市機能が調和したまちをつくる

### 211 職・住・遊が調和する計画的な土地利用を進める

- ・墨田区都市計画マスタープラン改定事業
- ・まちづくり活動支援事業
- ・民間建築物の建築調整事務

### 212 居住環境の向上を図る

- ・墨田区住宅マスタープラン改定事業
- ・区民住宅・区営住宅等の維持管理事業
- ・マンション維持管理支援事業
- ・高齢者向け優良賃貸住宅支援事業
- ・子育て支援マンション認定事業
- 民間建築物の開発指導事業



### 政策を取り巻く現状

本区は、全般的に住宅、商業、工業が混在した市街地を形成しています。そのため、居住環境と産業環境の調和は墨田区特有の課題となっています。

このような課題に取り組むため、平成3年2月「墨田区まちづくり方針」を、平成4年3月に「墨田区住宅マスタープラン」を策定し、さらに平成10年3月には「墨田区都市計画マスタープラン」を策定して、良好な市街地の形成と住環境の向上、産業との調和に努めてきました。

また、平成元年10月に両国南地区で地区計画を策定したほか、緑二・三丁目地区、両国駅北口地区、亀沢地区、錦糸公園周辺地区、曳舟駅周辺地区で地区計画を定め、それぞれのまちの特性を活かしたまちづくりを進めてきました。さらに、国技館通りや北斎通りなどの街路の整備、曳舟や両国、錦糸町での再開発事業、北斎通りファッションタウン環境整備などの実績があります。また、区では、区民の自主的なルールづくりを支援するため、平成16年10月には「墨田区まちづくり条例」を施行しました。

近年、都心回帰や都営大江戸線・東京メトロ半蔵門線の開通、工場跡地の土地利用転換などにより、マンション建設が増加傾向にあり、これまで以上に居住環境と産業環境の調和に配慮していく必要があります。

### 政策実現に向けての課題

多様な都市機能が調和したまちをつくるためには、職・住・遊が調和する総合的・計画的な土地利用を進め、居住環境の向上を図っていく必要があります。

その実現のためには、墨田区らしい商業、工業と住宅の調和した市街地の形成を図るため、区民、事業者などが力をあわせて地区の将来像を見据えた検討を行い、地区計画制度等を利用してまちづくりのルールづくりを行っていく必要があります。

また、居住環境の向上のためには、区民の多様化したライフスタイルやライフステージに対応した的確な施策の展開を図っていくことが求められています。



の内容

施策211

## 職・住・遊が調和する計画的な土地利用を進める

### 基本目標

地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

### 政策 2 1 0

多様な都市機能が調和したまちをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

地域の特性に応じたまちづくりのルールが確立し、 職・住・遊の調和する土地利用が進み、誰もが快適に 暮らしています。

### 施策の達成をはかる指標

### 地区計画の策定面積

指標とした理由 地域の土地利用の誘導が計画的に行われていることをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
59.9 ha	66.0 ha	90.0 ha	所管課データ

### まちづくり認定団体の数

指標とした理由 区民のまちづくりへの参加をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
2 <b>団体</b>	6 <b>団体</b>	10団体	所管課データ

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本区は、いくつかの大規模団地や主要駅の周辺などの一部地域を除くと、全般的に住商工が混在した非常に密度の高い市街地を形成しています。平成10年3月には、区の土地利用の基本的方針を定める「墨田区都市計画マスタープラン」を策定し、これに基づいて各地域の特性に応じたさまざまなまちづくりを進めてきました。一方、昨今の都心回帰等を背景として、本区でも住宅需要が高まっており、工場跡地等の土地利用転換が進み、マンションが多く建設されています。また、平成16年10月には新たに「墨田区まちづくり条例」を施行し、区民・事業者・区の三者の協働によるまちづくりを進めるとともに、区民が主体となったまちづくり活動を支援しています。現在は、東向島地区と亀沢地区で区民主体のまちづくりが進んでいます。

#### 今後の課題

これからのまちづくりは、居住環境や産業の調和した複合的な土地利用を前提として、地域ごとに特徴をもった市街地を形成するとともに、誰もが快適に住み、働き、憩うことのできる魅力と活力あふれるまちを形成することが求められています。このため、地域の特性に応じた土地利用を誘導するため、地区計画の策定に区民みずからが参画するなど、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

区民の自発的なまちづくりを支援し、区民、事業者および区との協働によるまちづくりを進めます。

### 墨田区都市計画マスタープラン改定事業

新基本構想の策定に伴い、都市計画に関する基本的な方針である「墨田区都市計画マスタープラン」を改定し、新たなマスタープランに基づいて、区民、事業者とともに 地域のまちづくりを進めていきます。

### まちづくり活動支援事業

「墨田区まちづくり条例」による区民の自発的なまちづくりを進めるため、専門家の派業 遣や活動費の助成等の支援を行います。

### 民間建築物の建築調整事務

開発指導要綱に基づき、地域にふさわしい建築物の建設を誘導します。

### 区民が取り組むこと

地域のまちづくりを計画的に進めるため、地区まちづくり計画の策定や協定の締結によってみずから地域のまちづくりを進めます。

### 事業者が取り組むこと

地域住民が定めた地区まちづくり計画や協定を尊重し、建築物建設の計画段階で周辺住民への十分な説明や合意形成に努めます。

### 【関連データ】

### 「地区計画」決定地区

	位置		面積 (ha)	
地区計画の名称(種類)			地区整備計画	
		面積	区域面積	
両国南地区地区計画	両国二~四丁目 各地内	16.0	4.8	
緑二・三丁目地区地区計画(用途別容積型)	緑二~三丁目 各地内	18.9	12.2	
亀沢地区地区計画 (用途別容積型)	亀沢一~四丁目 各地内	32.6	32.6	
錦糸公園周辺地区地区計画	錦糸四丁目および太平四丁目 各地内	8.9	3.6	
曳舟駅周辺地区地区計画(一部誘導容積型)	東向島二丁目、押上二丁目および京島一丁目 各地内	11.2	4.2	
両国駅北口地区地区計画(再開発等促進区)	横網一丁目 地内	14.9	2.5	

出典:都市計画部資料

画の

内容

### 施策212

### 居住環境の向上を図る

### 基本目標 II

地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

### 政策 2 1 0

多様な都市機能が調和したまちをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

多くの区民が、住まいの水準や住み替えに満足し、 良質な住宅や快適な住環境のなかで安心して暮らして います。

### 施策の達成をはかる指標

「墨田区の住環境は良好だ」と思う区民の割合			
指標とした理由 住宅満足度の可能性をあらわす数値を指標としました。			
現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
43.0%	45.0%	47.0%	区民アンケート調査

### ファミリータイプの居住面積の平均値

指標とした理由 開発指導要綱による居住水準をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
62.4m	65.0m²	70.0m²	所管課データ

### 現状と課題

### 現状とこれまでの取り組み

これまで区では、誰もが快適に安心して住み続けられる住まいづくりのために、高齢者やファミリー層等の居住の安定性を高めるなど、定住促進施策の推進等に努めてきました。昨今、地価の下落傾向や都心回帰の動きとあいまって、集合住宅の建設が予想以上に進むとともに、世帯あたりの住宅規模が拡大しつつあるなど、住宅を取り巻く環境は大きく変化しています。現在、住戸水準の向上を図るため、開発指導要綱に基づき、一定規模以上の集合住宅建設にあっては70㎡以上のゆとりある住戸、ワンルームマンション建設にあってはファミリー形式の住戸やバリアフリーに配慮した住戸の建設を誘導しています。

### 今後の課題

ライフスタイルが多様化しているなか、ライフステージに応じて、多世代が定住できるような住環境が求められています。平成18年に施行された「住生活基本法」により、区民の住生活の安定の確保と向上を図るため、良好な住環境の実現をめざし、諸施策を推進していく必要があります。また、共同住宅・マンションの居住が住戸数の過半数を超えているなかで、マンションの建て替え・適正な維持管理を通して居住水準の確保と居住の安定を図る施策が求められています。

### 各主体が担う役割

### ●区が取り組むこと

公営住宅等の維持管理などを行うほか、良質な住宅供給の誘導を図ります。

### 墨田区住宅マスタープラン改定事業

住宅および住環境の整備に関わる施策を総合的・体系的に推進するための計画を改定します。

### 区民住宅・区営住宅等の維持管理事業

区民住宅・区営住宅等を適正に維持管理することにより、快適な居住水準の確保を図ります。

### マンション維持管理支援事業

主 分譲マンションを対象に適正な維持管理を支援することにより、良好な分譲マンショ ンの居住環境の保全を図ります。

### 高齢者向け優良賃貸住宅支援事業

業 高齢者向け優良賃貸住宅の建設費の一部および家賃補助を行うことにより、高齢者の 居住の安定を確保します。

### 子育て支援マンション認定事業

子育てに配慮したマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整え、ファミリー世帯の定住促進を図ります。

### 民間建築物の開発指導事業

新たに建設される共同住宅の水準が向上するように、事業者の協力を求めていくとと もに、適切に管理されるように指導します。

### ●区民が取り組むこと

みずからが居住する住宅を適切に管理するとともに、地域との協力によって近隣の生活環境 に配慮して居住します。

### ●事業者が取り組むこと

周辺環境や景観に調和した住宅を供給するなど、良好な居住環境形成に努力します。

地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

政策 2 2 0

## 人々が交流できる、 利便性が高いまちをつくる

区内主要駅を中心に情報感度の高いまちとして人気を集め、多くの来街者でにぎわっています。また、多くの区民が歩いていける範囲で日々の生活に必要な商品やサービスを手に入れて、便利に生活しています。



政策を実現させるための施策

### 220 人々が交流できる、利便性が高いまちをつくる

### 221 主要駅周辺を中心に広域拠点を形成する

- ・錦糸町駅周辺地区整備事業
- ・両国駅周辺地区整備事業
- ·押上·業平橋駅周辺地区整備事業
- ・曳舟駅周辺地区整備事業

### 222 歩いていける範囲に多様なサービスを提供できる場を形成する

- ・墨田区都市計画マスタープラン改定事業
- · 八広駅周辺地区整備事業
- ・鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

### 政策を取り巻く現状

本区では、全般的に住宅、商業、工業が混在した市街地を形成しており、人々が快適に生活していくためには、駅周辺地区を中心とした地区が、生活、文化、サービスの拠点となっている必要があります。

わが国においては、都市の再生、既成市街地の再整備が進められ、高齢化の進展や環境問題などもあいまって、さまざまな都市機能が集約化・複合化したコンパクトなまちづくりが求められており、メリハリのある都市の再開発が必要となっています。

錦糸町駅周辺、両国駅周辺地区では市街地再開発事業等が完成し、現在、押上・業平橋駅周辺、曳舟駅周辺地区が事業中です。

錦糸町駅周辺では、精工舎跡地に業務、商業、住宅を中心とした民間による大 規模事業が完成し、錦糸町駅北口再開発とあいまって来街者が増えています。

今後の課題としては、主要駅の拠点間をどのようなコンセプト(文化観光、商業、水と緑等)で連携させていくのか、またどう回遊性をもたせていくのかなどの拠点間の連携や連続性に配慮するとともに、開発された拠点を情報感度の高いまちとして維持していくこと、また日常的な公共サービスを提供するための公共施設の再配置、周辺地区も含めた良好な住環境や防災性を確保していく必要があります。

### 政策実現に向けての課題

人々が交流できる、利便性が高いまちをつくるために、主要駅周辺を中心に広域拠点を形成し、歩いていける範囲には多様なサービスを提供できる場を形成する必要があります。

その実現のためには、押上・業平橋地区に建設が決定した新タワーの知名度、集客力を活用していくことが課題です。

また、拠点が適切にネットワークを形成することにより、さらに区民の生活の 利便性が高まり、人々の交流も期待できることから、駅周辺地区で広域拠点、生 活拠点にふさわしいまちづくりの機運を高め開発を誘導するとともに、その開発 効果を周辺地域にどう波及させていくかということも課題です。



の内容

85

### 施策221

### 主要駅周辺を中心に広域拠点を 形成する

### 基本目標

地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

### 政策220

人々が交流できる、利便性が高いまちを



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

市街地再開発事業の完成等により、主要駅周辺が安 全で住み、働き、憩うことのできる拠点となるなど、 多くの区民や来街者が訪れる便利でにぎわいのあるま ちになっています。

### 施策の達成をはかる指標

「主要駅周辺が、住み、働き、憩うことのできる便利でにぎわいのある地域になっている」と思う区民の割合

指標とした理由 主要駅周辺がにぎわいのある地域になっていると区民が思う数値を指標 としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
43.7%	47.0%	50.0%	区民アンケート調査

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

これまで、区では、民間活力を導入しながら、区内主要駅周辺における拠点整備事業に取り 組んできました。錦糸町駅北口地区では、平成9年10月再開発事業が完成するとともに、平成 18年5月、錦糸公園周辺地区において大規模複合開発が完了するなど、商業・業務・文化・住 宅等の副都心にふさわしい都市機能の整備・集積を図ってきました。また、両国駅周辺地区で は、国際ファッションセンターや業務・通信施設、両国中学校が相次いで建設されるなど、広 域的な拠点としての整備を進めてきました。現在、曳舟駅周辺地区や押上・業平橋駅周辺地区 において、市街地再開発事業や区画整理事業が進められており、さまざまな都市機能が調和し た複合的な広域拠点としての整備が期待されています。

### 今後の課題

拠点に位置づけられる主要駅周辺において、地域住民等のまちづくりへの理解を深め、機運 を醸成するとともに、合意形成に向けた取り組みを図っていく必要があります。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

区内各地区における整備事業を積極的に進めることによって、区の活性化とにぎわいの創出 を図ります。

### 錦糸町駅周辺地区整備事業

錦糸町駅周辺の魅力あるまちなみづくりを推進するとともに、副都心にふさわしい都 市機能整備と地域の活性化に寄与するまちづくりの誘導を図ります。

### 両国駅周辺地区整備事業

主 両国駅周辺地区において、地区計画をベースとした民間開発事業等を推進し、区南部 地域の広域総合拠点の整備を図ります。

### 押上・業平橋駅周辺地区整備事業

新タワーの建設が予定される押上・業平橋駅周辺地区について、区の中心部にふさわ しい広域総合拠点の形成のため、商業・業務・文化・住宅等の複合開発を誘導すると ともに、土地区画整理事業により交通広場や道路等の都市基盤施設の整備を図ります。

### 曳舟駅周辺地区整備事業

曳舟駅前地区や京成曳舟駅前東地区における再開発事業等を推進し、区北部地域の広 域拠点の整備を図ります。

### 区民が取り組むこと

駅周辺の開発に伴って、そのまちづくりにふさわしいまちなみづくりや商店街づくりに努め ます。

### 事業者が取り組むこと

拠点地区の開発にあわせて、周辺地区と調和する事業計画を定め、その実現に取り組みます。



計画の内容

第

### 施策222

### 歩いていける範囲に多様なサービスを 提供できる場を形成する

### 基本目標 Ⅱ

地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

### 政策220

人々が交流できる、利便性が高いまちを つくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

商店・集会施設・公園などの日常生活に身近な施設 が歩いて暮らせる範囲にあるなど、コンパクトなまち で、誰もが便利に暮らしています。

### 施策の達成をはかる指標

### 「歩いていける範囲で公共サービスなど日常の用が足せる」と思う区民の割合

指標とした理由 歩いていける範囲で多様なサービスが受けられると実感できる数値を指 標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
52.8%	55.0%	60.0%	区民アンケート調査

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

「墨田区都市計画マスタープラン」では、区民の日常生活に対する商業やサービス機能の集 積を図る地区として、鐘ヶ淵駅、八広駅、東あずま駅の周辺を生活拠点として位置づけ、商 業・サービス機能の誘導や整備に努めてきました。また、鐘ヶ淵地区では、鐘ヶ淵通り(補助 120号線)拡幅の事業化を進めており、これにあわせて良好な生活空間の確保のため沿道のまち づくりにも取り組んでいます。

### 今後の課題

高齢社会への対応も含めて、近隣生活圏を基礎とし、必要なサービスが身近で手に入れるこ とのできるコンパクトなまちづくりが求められています。今後も、生活必需品等の買い物が可 能な商業施設や飲食店等が集積し、コミュニティ活動を行う規模のエリアで日常生活を快適に 暮らせるような徒歩圏を基本とした駅周辺のまちづくりを進めていきます。

### 各主体が担う役割

### ●区が取り組むこと

区内全域にわたる土地の有効利用や市街地のあり方を検討するとともに、地域特性にあわせ た整備規制を行います。

### 墨田区都市計画マスタープラン改定事業【再掲:施策211】

新基本構想の策定に伴い、都市計画に関する基本的な方針である「墨田区都市計画マ スタープラン」を改定し、新たなマスタープランに基づいて、区民、事業者とともに 地域のまちづくりを進めていきます。

な

### 八広駅周辺地区整備事業

八広駅周辺において、区北部地域の生活拠点としてふさわしいまちづくりを進めます。

### 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり事業【再掲:施策411】

鐘ヶ淵通り(補助120号線)の拡幅整備、東武伊勢崎線との立体化にあわせて、生活拠 点としてのサービス機能が集積するまちづくりを進めます。

### ●区民が取り組むこと

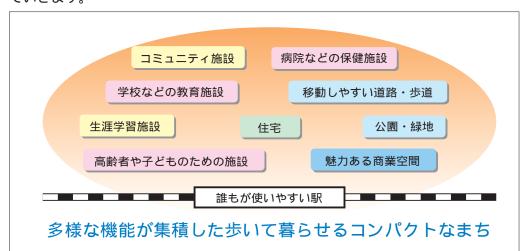
地域の身近な公共施設や地域の商業施設を利用するとともに、地域のまちづくりにも積極的 に参画します。

### ●事業者が取り組むこと

地域の事業者と連携し、地域の日常生活に利便性の高い商店や飲食店を取り込んだ開発や事 業活動を行います。

### 生活拠点

区民の日常生活に必要な商業やサービス機能の集積する地区として生活拠点を整備・育成し ていきます。



<sup>\*</sup> 住民が商業やサービス機能を享受できるまちのイメージ

計画の内容

### 基本目標

地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

政策230

## 誰もが安全・快適に暮らし、 移動できるまちをつくる

誰もが移動しやすい交通手段が確保される など、利便性の高い快適なまちになっています。 また、子育て世帯や高齢者、障害者をはじ めとして誰もが安全で快適に移動できるよう に、ユニバーサルデザイン\*に基づいた施設 整備やバリアフリー化が進んでいます。



政策を実現させるための施策

### 230 誰もが安全・快適に暮らし、移動できるまちをつくる

### 231 誰もが移動しやすい交通手段を確保する

- ・道路の新設・改良事業
- ・駅前広場空間等の整備事業
- ・観光施設等回遊性向上事業
- · 京成押上線立体化事業
- ・橋梁架替え・撤去事業

### 232 歩行者や車いすなどを利用している人が、安全で快適に移動できる空間を確保する

- ・歩道の新設・拡幅事業
- ・鉄道駅エレベーター等設置推進事業
- ・自転車駐車場整備事業
- ・道路バリアフリー整備事業
- ・公園出入口バリアフリー整備事業
- ・公園等公衆トイレ整備事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

### 政策を取り巻く現状

本区は、鉄道5社8路線、バス2社28路線(平成18年12月時点)の交通ルートが敷か れており、交通利便性の高い地域となっています。しかし、これからの高齢社会 に対応し、障害をもつ人も自由に行動するためには、誰もが安全に歩いて移動で きるまちにすることが重要です。

高齢化の進展や環境への配慮から、区民の日常生活を支え、環境にやさしい交 通手段として公共交通機関の役割が重要となっています。また、平成12年11月の 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法 律(交通バリアフリー法)」の制定により、駅やバスなどにおける利便性の向上が 進められています。

区は、これまで関係機関に公共交通の整備を働きかけ、平成12年12月に都営大 江戸線が開通、平成15年3月には東京メトロ半蔵門線が押上まで延伸されました。 また南北交通として、平成3年7月に都営バス墨38系統路線が開設されています。

地下鉄8号線、11号線の延伸については関係の3区1市による協議会で引き続き、 その実現に向けて取り組んでいます。



### 政策実現に向けての課題

誰もが安全・快適に暮らし、移動できるまちをつくるために、誰もが移動しや すい交通手段を確保し、歩行者や車いすなどを利用している人が、安全で快適に 移動できる空間の確保を進める必要があります。

その実現のためには、交通事業者との協力関係のもとでの着実な事業の継続が 重要です。また、誰もが安全かつ快適に移動できる公共空間確保のためには、歩 行者、自転車、自動車、交通事業者のやさしさと連携が必要です。



\*ユニバーサルデザイン:すべての人にとって利用しやすい施設・製品などのデザインです。

の内容

施策231

### 誰もが移動しやすい交通手段を 確保する

### 基本目標

地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

### 政策230

誰もが安全・快適に暮らし、移動できる まちをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

電車やバスなど公共交通機関を利用して、区民や来 街者が区内を快適に移動できるとともに、幹線道路の 整備も進み、自動車による交通渋滞も解消されるなど、 移動時間も短縮され、便利なまちになっています。

### 施策の達成をはかる指標

### 「区内の交通の便がよい」と思う区民の割合

指標とした理由 交通の利便性がよいまちであることをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
63.0%	66.0%	72.0%	区民アンケート調査

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

公共交通機関の整備については、平成12年12月に都営大江戸線が開通し、両国駅が開業する とともに、平成15年3月には東京メトロ半蔵門線が押上まで延伸し、東武伊勢崎線に相互乗り 入れしたことから、区内の南北交通および区外への移動について飛躍的に利便性が向上しまし た。また、京成押上線については、明治通りなどとの平面交差を解消し、連続立体交差化を図 るため、平成23年度の完成をめざして、用地買収が進められています。区内の都市計画道路の 整備では、鐘ヶ淵通り(補助120号線)の拡幅事業が東京都を主体として進められています。

京成曳舟駅周辺や押上・業平橋駅周辺地区の市街地開発事業の推進にあわせ、広域交通機関 と地域内交通の連携を図るとともに、駅前広場を設置するなど、計画的に道路の新設や拡幅整 備を進めていく必要があります。また、都市計画道路については、交通渋滞の解消や交通安全 の確保を図るため、第3次事業化計画優先整備路線\*を事業化する必要があります。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

交通体系のネットワーク化を図り、国道や都道を含めた道路網の整備を促進するとともに、 区道の整備・維持管理を行います。

### 道路の新設・改良事業

市街地整備事業の推進や鉄道との立体交差化等にあわせ、道路の新設・拡幅・改良な どを図ります。

### 駅前広場空間等の整備事業

京成曳舟駅前広場や押上駅前広場を再開発事業等の都市計画事業で整備します。

主

### 観光施設等回遊性向上事業 【新規】【再掲:施策122】

主要観光施設や区民施設等への回遊性の向上を図るため、巡回バスやレンタサイクル システム等の開発を行います。

### 京成押上線立体化事業

安全で円滑な交通機能を確保するため、京成押上線の立体化を図るとともに、沿線の まちづくりを促進します。

### 橋梁架替え・撤去事業

安全で円滑な交通機能を確保するため、老朽化橋梁について架替えを行うとともに、 親水公園に架かる橋梁は、原則として撤去し、地域環境に配慮した道路整備を行います。

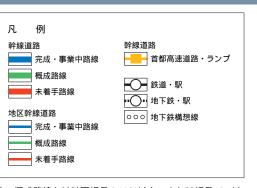
### 区民が取り組むこと

近隣へ移動するときはマイカーを利用せず、なるべく公共交通機関を利用します。

### 事業者が取り組むこと

移動は公共交通機関を利用するとともに、物資の輸送等はまとめて行います。





注: 概成路線とは計画幅員の60%以上、または幅員18m以 上(計画幅員15m未満の場合8m)の幅員を有するもの

<sup>\*</sup>第3次事業化計画優先整備路線:平成16年4月、東京都は「区部における都市計画道路の整備方針」において、平成 16年度から今後12年間に優先的に整備すべき区間として位置づけました。墨田区では、鐘ヶ淵通り・押上通り・明 治通り・たから通りの4つの路線があります。

の

内容

### 施策232

### 歩行者や車いすなどを利用している 人が、安全で快適に移動できる 空間を確保する

### 基本目標

地域で快適に暮らせる「すみだ」をつくる

### 政策230

誰もが安全・快適に暮らし、移動できる まちをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

歩行者が安心して歩ける歩道が確保され、交通事故 の危険性が減るとともに、ユニバーサルデザインに基 づいた施設整備やバリアフリー化が進むなど、誰もが、 安全・快適に暮らし、移動できるまちになっています。

### 施策の達成をはかる指標

### 交诵事故発生件数

指標とした理由
交通事故の危険性を減らす施策の成果が、その発生件数(死傷者による 区分)の減少へとつながるため指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
1,522 <b>件</b>	1,400件	1,300 <b>件</b>	本所·向島警察署資料
(平成17年)			

### 道路バリアフリー整備延長

指標とした理由 誰もが安心して自由に歩けるようになった道路延長の数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
4,885m	5,685m	6,485m	所管課データ

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、平成16年に「交通バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通機関等と協力しなが ら、移動の円滑化を図るためのバリアフリー化を推進しています。この基本構想のなかで、重 点整備地区に曳舟駅周辺地区を選定し、道路特定事業計画に基づく道路のバリアフリー化など、 各事業者が一体となって整備を進めています。また、歩行者や緊急自動車の通行を確保するた め、放置自転車の解消に向けて、駅周辺に16か所の自転車駐車場を設置しています。

### 今後の課題

交通事故の着実な減少と駅周辺を中心とした放置自転車の減少を図るため、交通安全施設の 整備や自転車駐車場の設置をさらに進めていく必要があります。また、誰もが安全に利用でき る公共空間を提供するため、公共施設をはじめとして、道路や公園の段差などを解消していく 必要があります。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

主

自転車駐車場の設置をはじめ、安全な歩行環境づくりや公共施設のバリアフリー化・ユニバーサ ルデザイン化を進めるとともに、自転車利用のマナーなど交通安全運動の普及・啓発に努めます。

### 歩道の新設・拡幅事業

交通事故の防止と道路環境の整備を図るため、道路の歩道を新設するとともに、歩道 の拡幅を行います。

### 鉄道駅エレベーター等設置推進事業

駅構内の垂直移動を容易にするため、公共交通事業者と協力し、エレベーター等の設 置を進めます。

### 自転車駐車場整備事業

駅を中心とした放置自転車の解消を図るため、自転車駐車場を整備します。

### 道路バリアフリー整備事業

高齢者、障害者、その他の歩行者および自転車の円滑な通行を確保するため、歩道の 段差の解消に取り組みます。

### 公園出入口バリアフリー整備事業

公園や児童遊園の出入口の段差や勾配を解消し、車いすを使用する人、高齢者、障害者、 妊婦、乳幼児を連れた人が気軽に利用できるよう、出入口をバリアフリー化します。

### 公園等公衆トイレ整備事業

老朽化した便所を改修するとともに高齢者、障害者、妊婦、乳幼児を連れた人が気軽 に利用できる「だれでもトイレ」を設置します。

#### 区民が取り組むこと

バリアフリーやユニバーサルデザインを理解するとともに、自動車や自転車は駐車場に置き、 安全で快適な歩行者空間を確保するため、地域のルールを守ります。

### 事業者が取り組むこと

公共的に利用される施設のバリアフリー化を進めるとともに、通行を阻害する自転車や自動 車の駐車場を設置します。

## 新しい事業が起き、 人が集まる「すみだ」をつくる

ものづくりのまちとして、技術・技能の継承が円滑に行われているとともに、さまざまな起業が盛んに行われ、国際競争力をもった新製品や新技術が次々と開発されるなど、新しい産業が生まれています。また、消費者ニーズを的確にとらえた商品・サービスを提供できる新たな商業空間では、時間をかけて買い物を楽しむ多くの人々でにぎわっています。そして、誰もが地域のなかで自分の能力を十分に発揮し活躍する、活力にあふれた元気なまちになっています。

政策310 活力ある、新たな産業の創出を図る

政策320 楽しく時間を過ごせる、こだわりをもった商業・ サービス業の集積を進める

政策330 誰もが地域のなかで、生きがいをもって働くことが できるしくみをつくる



新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

政策310

# 活力ある、新たな産業の創出を図る

企業の後継者や若手起業家がすみだ特有のものづくり企業を牽引して、技術を継承した付加価値の高い製品を生み出しています。また、新たなニーズに対応したベンチャー企業の立地も進むなど、これまでの産業の集積と新しい産業の進出による調和が生まれ、産業に関わる人口が増えています。



政策を実現させるための施策

### 310 活力ある、新たな産業の創出を図る

### 311 すぐれたものづくりの技術や技能を継承し、発展させる

- ・新商品・新技術開発支援事業
- ・経営・技術・取引相談及び指導事業
- ・IT化支援事業、経営革新事業(産学官連携事業)
- 区内生産品販路拡大支援事業

### 312 ニュービジネス、ベンチャー企業など次世代を担う産業を創出する

- ・新規創業支援事業
- ・ビジネスフォーラム開催事業
- ・マッチング支援事業(産学官連携事業)
- ・インキュベーション支援事業

### 313 明日のすみだ企業を担う人材を育成する

- ・フロンティアすみだ塾実施事業
- ・次世代ものづくり人材育成支援事業
- ・工業振興スクール事業
- ・他機関(財)ファッション産業人材育成機構、東京商工会議所 墨田支部等)との連携による企業人材育成支援事業

### т.

### ■政策を取り巻く現状

本区は近代産業の発祥の地であり、現在も多種多様な業種の企業が集積する中小零細企業のまちです。区内在住で区内産業に従事する人口の割合も他都市に比べて高く、産業振興は区民生活の向上や地域の活性化に大きく関わる重要な課題の一つとなっています。

区では、区内中小零細企業の健全な発展と区民福祉の向上のため、昭和54年3月 に「墨田区中小企業振興基本条例」を制定して、さまざまな産業振興策を推進し てきました。

本区の重要な地場産業である機械金属関連産業の振興拠点としてすみだ中小企業センターを開設し、平成12年4月にはファッション関連産業の発展のために国際ファッションセンターがオープンしました。

また、産業振興会議を設け、学識経験者や事業者、区民からさまざまな意見を聴きながら、3M運動やベンチャー支援事業など、多種多様な施策を行ってきました。さらに、平成14年12月には早稲田大学との間で包括的な事業連携に関する協定を締結し、産学官連携による幅広い地域振興にも取り組んできました。

しかし、こうした区民、地域、事業者、区の取り組みにもかかわらず、区内産業は、製造業の区外・海外への移転、産業構造の転換、後継者難などから事業所数が減少の一途をたどるなど、大きな転換期を迎え、このような状況を打開するための施策の展開が求められています。

### ٠,

### 政策実現に向けての課題

本区には、多種多様なすぐれたものづくりの技術や技能が蓄積されています。これらを継承しニーズにあった製品や技術に発展させていくことが必要です。また、今後の地域経済を牽引する新しいスタイルのビジネスやベンチャー企業を創出・誘致し、育成することも重要です。さらに、これらを支える人材を育成していくことによって、活力ある産業の創出を図る必要があります。



96

基本目標 II

I の 内 容

施策311

### すぐれたものづくりの 技術や技能を継承し、発展させる

### 基本目標

新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

政策310

活力ある、新たな産業の創出を図る



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

すみだのものづくり企業が、経営革新を進めるとと もに、その技術や技能を継承発展させ、付加価値の高 い製品をいくつも生み出し、国内外に広く販路を拡大 しています。

### 施策の達成をはかる指標

### 製造業における従業者1人あたりの付加価値額

指標とした理由 技術力向上等による企業経営の改善状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >		中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
	926 <b>万円</b>	950 <b>万円</b>	970 <b>万円</b>	工業統計調査
	(平成15年)			

### 東京都に占める区の製造業事業所数の割合

指標とした理由 東京都における区の工業集積をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
8.46 <b>%</b>	8.67 <b>%</b>	8.87 <b>%</b>	工業統計調査
(平成15年)			

### 現状と課題

### 現状とこれまでの取り組み

ものづくりのまちとして発展してきた本区の製造業もその事業所数が大きく減少してきてい ます。また、技術者の高齢化や後継者難により、これまで培われてきた技術や技能も失われつ つあります。区は、このような状況に歯止めをかけるため、先進的な施策として、ものづくり 企業の高度化やIT化を積極的に推進してきました。しかし、区内全体の工場数、出荷額は減 少傾向にあります。

### 今後の課題

技術や技能を継承・発展させ、付加価値の高い製品を生み出し、経営革新を進めていくため には、個々の企業の努力はもちろん、行政の積極的な支援も欠かせません。IT化への対応支 援や企業の技術者の育成支援および技術開発支援が重要となります。また、大学との連携など により新たな技術の導入や製品開発も大きな課題となります。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

ものづくりの技術者育成、技術開発のための企業活動を支援します。

### 新商品・新技術開発支援事業

消費者やクリエーターの発想をものづくりにつなげる製品開発をはじめ、企業が取り 組む新商品・新技術の開発を支援します。

### 経営・技術・取引相談及び指導事業

経営技術取引相談指導事業・機器の開放利用、新たなものづくりを担う人材の育成、 経営の基盤強化、技術・技能の向上を図り、販路拡大に寄与します。

### IT化支援事業、経営革新事業(産学官連携事業)

区内企業のIT化を推進しつつ、産学官連携を活用した経営環境の合理化と高度化を 支援します。

### 区内生産品販路拡大支援事業

webを活用した販売促進、地域ブランドづくり、共同出店、イチからはじめる運動等 区内商工団体等の行う区内生産品等の販路拡大のための事業を支援します。

### 区民が取り組むこと

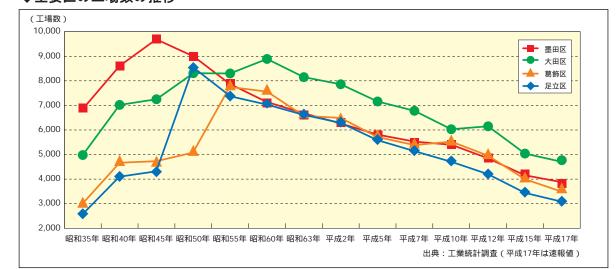
区内の生産品情報に敏感になり、消費者としての意見を積極的に提供し、安全で環境にやさ しい区内生産品を購入します。区内生産品に対する消費者モニターを組織し、企業にアイデア を提供し、企業とともに製品を開発するNPO等の団体を運営します。

### 事業者が取り組むこと

みずから、技術の継承・発展や新商品・新技術の開発、販路開拓などを積極的に進めるとと もに、企業経営革新に不断に取り組みます。

### 【関連データ】

### ◆主要区の工場数の推移



の 内容

101

施策312

### 基本目標

新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

データ出所 事業所·企業統計調查

### ニュービジネス、ベンチャー企業など 次世代を担う産業を創出する

政策310

活力ある、新たな産業の創出を図る



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

交通利便性やものづくり企業の集積といった立地メ リットを活かして創業や企業の流入が活発に行われ、 ものづくりと結びついた新たなビジネスが起こり、次 世代をリードするベンチャー企業が数多く集積してい ます。

### 施策の達成をはかる指標

### 1年あたりの新設事業所数

指標とした理由 新たな事業展開の可能性をあらわすことから、この数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	Ī
491 <b>事業所</b>	500事業所	520 <b>事業所</b>	;
(平成16年)			

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

企業の廃業数が開業数を上回る状況が続き、地域における企業活力の低下が懸念されていま す。一方で、墨田区の立地メリットに注目してこの地に拠点を構える企業や、ニュービジネス、 コミュニティビジネスなど新しいタイプの企業も現れてきています。このようななか、区では、 新規創業支援事業によって創業の場の提供や交流の場の提供などを行い、新規創業やベンチャ 一企業に対する支援を進めてきました。

### 今後の課題

本区の立地メリットを広くPRし、ニュービジネス、ベンチャービジネスなど、新たな産業 創出の芽となる企業の立地を促していくとともに、既存企業とのネットワークを強化すること などにより、地域の産業力を高めていくことが求められています。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

創業・起業しやすい本区の立地の良さを P R します。また、事業者の創業・起業を入居しや すいオフィスを用意することで支援します。

### 新規創業支援事業

新たに創業しようとする者、創業間もない企業、新分野開拓を進める企業などを対象 に、創業しやすい環境のPRなどをはじめとした支援を行います。

### ビジネスフォーラム開催事業

主

ニュービジネス企業、ベンチャー企業など新たな産業となる企業を対象に、企業同士 の交流、ネットワークづくり、販路拡大や製品開発などの一助となるフォーラムを開 催します。

### マッチング支援事業(産学官連携事業)

大学等研究機関と連携し、新規製品開発や新分野への進出など、チャレンジしようと する区内企業を支援します。

### インキュベーション支援事業

区内での起業を促進するため、インキュベーション\*施設の設置等の支援をします。

### 区民が取り組むこと

新規創業企業・進出企業の受け皿を用意するため、新規創業企業や区内進出企業が入居する 小規模なオフィスを提供します。

### 事業者が取り組むこと

地域のネットワークの強化を含め、新規創業や新分野開拓に取り組み、新しい産業を創出し ます。

\*インキュベーション:設立して間もない企業に国や地方自治体などが経営技術・金銭・人材などを提供し、育成す ることです。

### 【関連データ】

墨田区内の存続・新設・廃業別事業所数および従業者数

### 事業所数(事業所)

平成16年	平成13年	増加数	増加率	存続事業所数	新設事業所数	廃業事業所数
17,630	19,084	1,454	7.6%	16,157	1,473	3,011

### 従業員数(人)

平成16年	平成13年	増加数	増加率	存続事業所 従業員数	新設事業所 従業員数	廃業事業所 従業員数
149,700	158,336	8,636	5.5%	134,139	15,561	20,837

出典:事業所・企業統計調査

の

内容

103

施策313

### 基本目標

新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

## 明日のすみだ企業を担う人材を育成する

政策 3 1 0

活力ある、新たな産業の創出を図る



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

子どもの頃から、ものづくりに親しみ、ものづくり の重要性や意義を理解し、みずからの職業として選択 する人が増え、企業の後継者や若手経営者による事業 がすみだの産業を牽引するような事例が出ています。

### 施策の達成をはかる指標

### 人材育成事業(フロンティアすみだ塾)への参加者累計数

指標とした理由 すみだの産業を牽引する可能性をもつ人材として考えられる数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
19人	65人	110人	所管課データ

### 都立橘高校卒業生の区内企業就職者累計数

指標とした理由 区内企業へ就職し育っていく人材と考えられる数値を指標としました。

現状値<平成17年度>	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
O <b>人</b>	20 <b>人</b>	120 <b>人</b>	都立橘高校

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

中小のものづくり企業では、次代を背負って立つ技術者や人材の確保が困難な状況にあります。また、地域産業の活性化のためには、活力と決断をもって企業経営に取り組む経営者や後継者の育成が欠かせません。後継者問題への取り組みとして平成16年6月から実施しているフロンティアすみだ塾は全国的にも高い評価を得ており、卒業生は地域産業を牽引するリーダーとして成長しています。また、平成19年4月にはわが国初の総合的な産業科を設置した高校として都立橘高校も開校します。

### 今後の課題

小・中・高校生等がものづくり企業に、興味をもち、将来ものづくりの道に携わるよう支援することが求められています。また、区内教育機関等とも連携し、個々の企業では取り組みにくい人材、後継者、若手経営者の育成を支援し次世代の産業の担い手を育てていく必要があります。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

地域産業に着目した人材育成に取り組むため、単独の企業や企業間ネットワークでは取り組みが困難な学齢期からのものづくり教育を支援します。

### フロンティアすみだ塾実施事業

若手経営者や後継者を対象に私塾形式のビジネススクールを開催し、地域産業をリードする人材を育成します。

### 次世代ものづくり人材育成支援事業

主 産業人による出前講座や工場見学等を通して、小中学生にものづくりへの興味をもってもらい、高校生には職業としての選択を促すための支援を行います。

### 事 工業振興スクール事業

業 中小企業の経営者や従業員を対象に、企業の経営改善、技術・技能のレベルアップ、 時代に対応しうる人材の育成を目的として、各種の講座を実施しています。

> 他機関((財)ファッション産業人材育成機構、東京商工会議所 墨田支部等)との連携による企業人材育成支援事業

他の産業支援機関との連携により、区内企業の従業員等を対象に、中小企業みずからでは実施しにくい研修の実施など、企業に必要な人材育成を支援します。

### 区民が取り組むこと

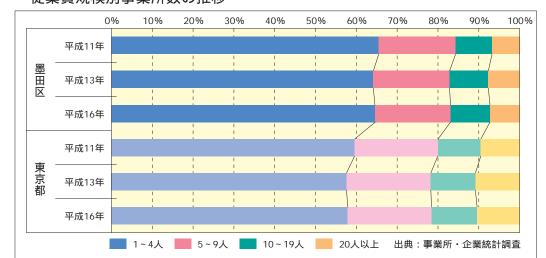
子どもの頃からものづくりに興味をもち、職業として積極的にものづくりを選択する次世代の区民を応援します。

### 事業者が取り組むこと

地域産業をリードする人材を育てるとともに、後継者や技術者など企業の発展に欠かせない人材を積極的に育成します。

### 【関連データ】

従業員規模別事業所数の推移



新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

政策320

## 楽しく時間を過ごせる、こだわりをもった 商業・サービス業の集積を進める

消費者ニーズを反映した豊かな生活を支え る商業・サービス業が増え、地域の特色をもつ た商業空間がいくつも整備され、多くの区民が 買い物を楽しんでいます。



政策を実現させるための施策

### 320 楽しく時間を過ごせる、こだわりをもった商業・サービス業の集積を進める

### 321 質の高い消費生活を提案できる商業集積を進める

- ・魅力ある個店づくり事業
- ・「個だわりすみだ発掘隊」支援事業
- ・丁房ショップ創出事業

### 322 地域にふさわしい特色をもった、楽しめる商業空間を創出する

- ・商業活性化すみだプログラム推進事業
- ・地域特性を活かした商店街づくり事業
- ・商店街支援組織活性化事業



### ■政策を取り巻く現状

本区の商店街は、日常生活に必要な商品やサービスを提供する地域経済の中心 として、また、生活に密着した地域文化の継承・発展と創造の担い手として子ど もから高齢者までが集う地域の「顔」としての役割を果たしてきました。しかし、 人口や区内事業所の減少に加え、少子高齢化や消費者ニーズの多様化、大型店の 出店、小売り店舗間の競争の激化など、小売業を取り巻く社会経済情勢は厳しさ を増し、転廃業を余儀なくされ売上額、小売店舗数ともに減少しています。

また、商店主の高齢化や、空き店舗の増加などから、商店街そのものの存続が 危ぶまれるところも増えています。

本区では、平成14年3月に「墨田区商店街振興プラン」を策定し、商店街振興計 画づくり支援、明るい商店街づくりの推進、魅力ある個店づくり応援隊などの事 業を通して、商店街連合会や個々の商店街、個別店舗の支援に取り組んできまし

その結果、新たにきらりと光る個性をもち、一部に区内外から多くの顧客を集 める店舗も現れていますが、消費者のニーズに応えるためのより一層の努力が求 められています。

### 政策実現に向けての課題

消費者ニーズを反映したサービスを提供して地域の特色を活かした商業空間を 創出するには、それぞれの商店および各商店街が他にはない個性を演出し魅力を 発揮することが必要です。

それぞれの商店が、常に消費者のニーズをつかみ、魅力ある品揃えやきめ細か なサービス、質の高い商品を提供することで、区外からも感性の高い消費者をひ きつけることができます。このような商店が集積することによって、波及効果が 高まり、墨田区全体の商業活性化につながります。

商店街は、それぞれの地域の歴史的・文化的資源を活かし、商店街全体での品 揃えや魅力の発信をすることや、地域の生活、文化などと深く関わり地域とのつ ながりを深めることで、来街者や住民が楽しく過ごせる場となります。

このため、質の高い消費生活を提案できる商業集積を進め、地域にふさわしい 特色をもった、楽しめる商業空間を創出する必要があります。



施策321

### 質の高い消費生活を提案できる 商業集積を進める

#### 基本目標

新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

### 政策320

楽しく時間を過ごせる、こだわりをもった商業・サービス業の集積を進める



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

消費者ニーズを的確にとらえ、より豊かな生活を提供する商業・サービス業が多数集積し、特に個性ある魅力的な個店には区外からも多くの感性の高い消費者が訪れ、消費を楽しんでいます。

### 施策の達成をはかる指標

### 小売業における売り場面積あたりの年間販売額

|指標とした理由 魅力ある効率のよい売り場であることをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
1,446,OOO <b>円</b> /m² (平成16年)	1,470,000 <b>円</b> /m²	1,500,000 <b>円</b> /m²	商業統計調査

### 中心性指数

指標とした理由 区内外から消費者が区内の小売店を利用することをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
1.01	1.10	1.15	商業統計調査
(平成16年)			

中心性指数:区内小売年間販売額数/区の人口:都内小売年間販売額/都の人口 1以上ならば、区外の消費者が買い物に来ている。

1以下ならば、区内の消費者が区外で買い物をしている。

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

中小小売店は、従事者の高齢化、後継者難、店舗施設の老朽化、競争の激化、消費者による 選別など厳しい経営環境にさらされ、売上不振に陥り、転廃業に追い込まれるところも多くなっ ています。一方、きらりと光る個性をもち消費者の感性に強く訴える個店では、区内外から多 くの顧客を集め、積極的に新規出店を行うところもあります。また、新たな商業形態を模索す る若手の経営者も現れてきています。区では、魅力ある個店づくりを応援し、こだわりの店を 発掘し区内外に紹介するなど、個店の積極的事業展開の支援を行っています。

### 今後の課題

個性豊かで感性あふれる店舗づくりや品揃え、心温まる接客など、他にない特色をもったお店が多く育ち、地域に根づいていくことが必要です。また、業態開発などにより、時代のニーズにあった新たな店舗やサービスが多く集積することが望まれます。

さらに、新タワーの建設により多くの観光客が見込まれますが、観光との連携によりまち歩きのポイントとなるような、もてなしの心をもち何度も訪れたくなる個店の集積が求められています。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

区は商業者へのアドバイス、活動支援、消費者情報の収集、提供などを行います。

### 魅力ある個店づくり事業

店舗改善を希望する個店に対し、店舗展開に関する総合的なコンサルティングを行うことにより、魅力ある個店の創出を支援します。

王

### 「個だわりすみだ発掘隊」支援事業

事 消費者などの声をもとに発掘した「こだわりの店」や「隠れた名店」のPR活動を展開し、区内のお店に足を運んでもらうことにより、地域全体の活性化をめざします。

業

### 工房ショップ創出事業

すみだマイスターなどの製造業者を対象に、製造と販売を一体化させた工房ショップ の創出を支援します。

### 区民が取り組むこと

身近にあるよいお店を再発見し、買い物をして、多くの人にそのお店のよさを伝えます。

### 事業者が取り組むこと

事業者がみずから積極的に、消費者の嗜好を敏感に察知して、魅力ある個店づくりに取り組みます。

### 【関連データ】

小売業における売り場面積あたりの年間販売額

	年間商品販売額 (百万円)	売場面積( m <sup>2</sup> )	円 /( m²)
平成11年度	308,064	221,113	1,393,242
平成14年度	302,028	214,527	1,407,879
平成16年度	306,102	211,735	1,445,684

出典:商業統計調査

基本目標

の内容

施策322

### 基本目標

新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

### 地域にふさわしい特色をもった、<sub>政策320</sub> 楽しめる商業空間を創出する

楽しく時間を過ごせる、こだわりをもっ た商業・サービス業の集積を進める



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

快適に楽しく滞在できる商業空間を多くの区民や区 外からの来街者が訪れている一方で、高齢者へのきめ 細かな対応など、商店街が地域とのつながりをより深 めています。

### 施策の達成をはかる指標

### 「区内で楽しく買い物ができる」と思う区民の割合

指標とした理由 区内の訪れたい商業空間をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
48.9 <b>%</b>	51.0 <b>%</b>	56.0%	区民アンケート調査

### 「区内で日常の買い物が便利にできる」と思う区民の割合

指標とした理由 商店街、個店の努力の可能性をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
61.5 <b>%</b>	65.0 <b>%</b>	69.0%	区民アンケート調査

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、これまで墨田区商店街連合会で行う事業への支援や各商店街の実施するイベントを はじめとしたさまざまな事業への支援を行ってきました。中小小売店の売上不振・後継者難・ 転廃業による空き店舗の増加、競争激化により商店街来街者数が減少しているとともに、商店 街施設の老朽化や組織の弱体化が進むなか、一方で、インターネット販売の構築によるバーチ ャル商店街、産学官民の連携や、「まち歩き」と絡めた商店街活性化の取り組みなど、新たな 動きも出てきています。また、下町文化や歴史の残る商店街で、若手芸術家などが空き店舗を 活用してアトリエやショップを展開するなど、これまでにない胎動も見られます。

### 今後の課題

商店街を活性化し、発展させるリーダーの育成が求められています。また、商店街ごとの特 性を活かした商店街活性化策を検討し、特色のある商店街づくりを進めていく必要があります。 さらに、新タワー建設に伴う周辺地域も含めた新たな商業空間の創出や観光の視点から、まち 歩きのできる商店街の創出も必要です。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

商店街が行う商業振興活動を専門家派遣、融資、団体間のコーディネートなどにより支援を します。

### 商業活性化すみだプログラム推進事業

新タワーの建設にあわせ、周辺商店街をにぎわいのある商店街としてリニューアルし、 観光客も楽しめる商業空間を創出することを支援します。

### 地域特性を活かした商店街づくり事業

商店街が行うイベントや特色のある事業、環境整備を支援することにより、地域特性 を活かした商店街づくりを行います。

### 商店街支援組織活性化事業

墨田区商店街連合会が行う各種事業を支援することにより、墨田区商店街連合会の組 織の活性化と加入商店街の活性化を図ります。

### 区民が取り組むこと

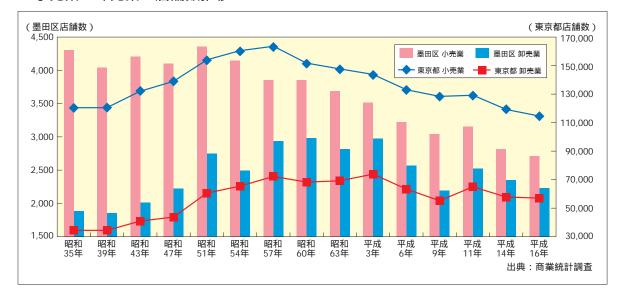
地域の商店街で買い物を楽しみ、地域のよさを見直し、地域商店街を積極的に活用します。

### 事業者が取り組むこと

地域の商店街が積極的に消費者ニーズにあった品揃えをし、にぎわいのある商店街づくりに 取り組みます。

### 【関連データ】

小売業・卸売業の店舗数推移



新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

政策330

## 誰もが地域のなかで、生きがいをもって 働くことができるしくみをつくる

従来の事業所だけでなく、コミュニティビ ジネスやNPOによる雇用が増え、能力やラ イフスタイルにあわせて働きやすい条件が整 い、地域で能力を発揮して活躍する区民が増 えています。



政策を実現させるための施策

### 330 誰もが地域のなかで、生きがいをもって働くことができるしくみをつくる

### 331 地域企業、NPOの育成を図り、雇用・就労を増やし、地域での活躍の機会を創出する

- ・商工業融資事業
- ・すみだ求職相談コーナー運営事業
- ・ものづくり企業若者就職サポート事業

### 332 勤労者が働きやすい環境づくりを支援する

- ・( 社 墨田区勤労者福祉サービスセンター運営支援事業
- ・勤労者福祉事業(すみだ中小企業センター)
- ・勤労者の能力開発支援事業



### ■政策を取り巻く現状

誰もが地域のなかで自分の能力を十分に発揮し活躍できる、活力あふれたまち にするためには、人々の生活に最も身近な自治体と、地域の人々や事業者がとも に知恵を出し、協力して高齢者や障害者を含めたさまざまな人々の社会参画する 場をつくることが必要な時代になっています。また、地域や福祉のための活動に 生きがいを見出す人も増えてきており、従来の企業だけでなく、NPO法人や有 限責任事業組合(LLP)\*に参加したり、コミュニティビジネス、ソーシャルエン タープライズ、SOHO\*を立ち上げるなど多種多様な労働形態も生まれています。

本区では、人々の生活に最も身近な自治体として、区役所窓口において、一般 の方々だけでなく、高齢者や若者の就労の相談に応じています。また、産学官連 携による起業家・創業家の支援に取り組むほか、NPO法人立ち上げや、運営の 支援もはじめています。

### 政策実現に向けての課題

従来の事業所だけでなく、コミュニティビジネスやNPOによる雇用が増え、 能力やライフスタイルにあわせて働きやすい条件が整い、地域で能力を発揮して 活躍する区民が増えるためには、従来の形態の事業所だけでなく、新しい形態の 事業展開に対する区民の理解を醸成することが必要です。

また、勤労者の働きやすい環境づくりのためには、能力やライフスタイルにあ わせて就労できるよう、企業等の事業者が柔軟な対応や発想をもつ必要がありま す。

誰もが地域のなかで、生きがいをもって働くことができるしくみをつくるため に、ソーシャルエンタープライズ、NPOの育成を図ることで雇用・就労を増や し、地域での活躍の機会の創出を区が支援することが必要です。



- \* 有限責任事業組合(LLP):Limited Liability Partnershipの略。会社でもなく組合でもなく双方の利点を活かした、 個人や企業が今までよりも簡単に会社を起こすことができる新しい会社制度のことです。共同で営利を目的とする 事業を営むための組合契約です。組合員の責任を出資額までにする制度を確立させ、個人や法人が共同で行う事業
- \*SOHO: Small Office Home Officeの略で、個人起業家や自営業者が自宅や小規模なオフィスで仕事をする新しいワ ークスタイルです。

の内容

113

施策331

### 地域企業、NPOの育成を図り、 雇用・就労を増やし、地域での 活躍の機会を創出する

#### 基本目標

新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

### 政策330

誰もが地域のなかで、生きがいをもって 働くことができるしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

地域社会に根ざした数多くの企業やNPO法人が生まれ、多数の就労機会と多様な就労形態に恵まれています。

### 施策の達成をはかる指標

### 創業支援資金融資件数

指標とした理由 地域社会を中心に創業の活発化の状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
21件	25 <b>件</b>	30 <b>件</b>	所管課データ

### 有効求人倍率 (ハローワーク墨田管内)

指標とした理由 就労機会の増減の状況をあらわす数値を指標としました。

現状値<平成17年度> O.7O <b>倍</b> (平成18年)	中間目標 < 平成22年度 > O.73 <b>倍</b>	最終目標<平成27年度> O.77 <b>倍</b>	データ出所 ハローワーク墨田
ハローワーク墨田管内:国の機関である「ハローワーク墨田」の管轄地域は墨田区・葛飾区です。			

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

バブル崩壊に伴う長期不況や後継者不足等により、区内の事業所数が長期漸減傾向にあります。そこで、区ではインキュベーション施設の提供、創業を対象とした融資や相談等の創業支援事業、後継者や創業目的の人材育成事業に取り組んでいます。また、長期不況や雇用のミスマッチ、ニート・フリーター問題により、雇用対策が強く求められたことから、ハローワークと連携した高齢者や一般の方を対象とした求職相談事業を平成16年度から実施し、平成18年度から若者就職支援事業に取り組んでいます。なお、平成17年を境に雇用環境は急激に改善してきています。

### 今後の課題

区民や区内法人によるコミュニティビジネスへの支援はもとより、創業をめざす人や団体を区内に呼び込むような施策展開が求められます。さらには、資金面のバックアップと経営ノウハウの相談を充実していくことが望まれます。また、ものづくり等の区内企業に就労の意欲がある若者の雇用を促すとともに、女性や団塊世代が地域で活躍できる場を創出していくことが求められています。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

コミュニティビジネスをはじめたい区民へのノウハウ・資金面での支援や、区民の雇用・就 労のサポート・相談を行います。

### 商工業融資事業

区内で創業しようとする個人・企業・NPO法人を資金面で、支援します。

主

### すみだ求職相談コーナー運営事業

ハローワーク墨田との連携のもと、就職を希望する区民に対し、求人情報の提供と希望に適した職種の紹介を行うとともに、相談を受け就労を支援します。

業

### ものづくり企業若者就職サポート事業

より多くの若者が、若い人材を求める区内のものづくり企業等に就職できるように、 相談・助言、研修会等のさまざまな取り組みを通じて支援していきます。

### 区民が取り組むこと

地域のニーズを把握し、自分の志向にあったビジネスを立ち上げ、また、自分のめざす企業に就職します。現役を退いた区民も、企業・家庭で培った技術や知識を活かし、地域の人たちの役に立つビジネス等を通じて生きがいをもって働きます。

### 事業者が取り組むこと

新たな地域ニーズに対して、地域貢献や新規事業への取り組みを行い、見込みがあるビジネス分野への投資を行います。

### 【関連データ】

### 創業支援資金融資の実績



施策332

### 勤労者が働きやすい環境づくりを 支援する

### 基本目標

新しい事業が起き、人が集まる「すみだ」をつくる

政策330

誰もが地域のなかで、生きがいをもって 働くことができるしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

多くの企業では、働く意欲のある人々が能力を発揮 できるように、安全で快適な労働環境になっています。

### 施策の達成をはかる指標

### (社)墨田区勤労者福祉サービスセンターの会員数

指標とした理由 区内中小企業勤労者の福利厚生の充実度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
3,598人	3,700人	3,800人	所管課データ

### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区ではこれまで、作業現場をよりクリーンで働きやすい労働環境に改善してきた工場をモデル工場と認定し、労働安全のための設備投資を支援してきました。また、中小企業センターに勤労者福祉施設を設置するとともに、(社)墨田区勤労者福祉サービスセンターを通して、中小企業勤労者の福利厚生の充実に取り組んできました。しかし、いわゆるバブル崩壊に伴う長期不況等により、中小企業は作業場の改善を図る余裕がなく、さらに製造業を中心に区内の事業所が減少傾向にありました。また、大企業が福利厚生を縮小する傾向にあり、企業の福利厚生に対する考え方が変わってきています。

### 今後の課題

これまで作業場などハード面の改善が中心でしたが、今後は、従業員の能力開発や自己啓発などソフト面での支援の充実も求められています。また、企業の福利厚生に対する考え方が変わってきているなかで、(社)墨田区勤労者福祉サービスセンターの提供するサービスのあり方を見直すこと、さらには、より充実したサービス提供のためにも、会員数の確保が求められています。

### 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

労働環境の改善に取り組む民間企業と、能力開発や自己啓発等に取り組む勤労者の支援を行います。

### (社)墨田区勤労者福祉サービスセンター運営支援事業

(社) 墨田区勤労者福祉サービスセンターを運営支援することで中小企業勤労者の福利 厚生の向上を促進しています。

主

### 勤労者福祉事業(すみだ中小企業センター)

事 区内中小企業の勤労者の文化・教養などの高揚のための各種勤労者福祉事業を実施しています。

業

### 勤労者の能力開発支援事業 【新規】

独立行政法人雇用・能力開発機構 生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)と連携し、区内中小企業勤労者向け能力開発を支援します。

### 区民が取り組むこと

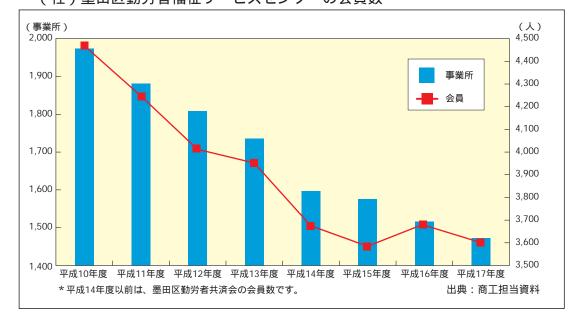
職業能力の向上や自己啓発に取り組んでいます。

### 事業者が取り組むこと

労働基準法等を遵守し従業員の福利厚生の向上に積極的に努めるとともに、常に良好な労働・職場環境の確保に取り組んでいます。

### 【関連データ】

(社)墨田区勤労者福祉サービスセンターの会員数



114

基本目標

Ш

## 安心して暮らせる 「すみだ」をつくる

災害や犯罪などの危険から人々の生命や財産が守られるようにまちの安全が確保され、区民は安心して暮らしています。また、高齢者や障害者をはじめとしてすべての人が生涯健康で、ともに支えあいながら、いきいきと暮らしています。子どもたちは豊かな社会生活を送っていくための確かな学力・体力・人間性を身につけて健やかに成長しています。そして、区民一人ひとりが地球環境に負荷の少ない暮らしを実践する、環境と共生したまちになっています。

政策410 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

政策420 地域で支えあいながら、いきいきと暮らせるしくみをつくる

政策430 安心して子育てができるしくみをつくる

政策440 高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる

政策450 障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる

政策460 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくる

政策470 豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくる

政策480 地球にやさしい、環境への負荷の少ないまちとしくみをつくる

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策 4 1 0

## 災害や犯罪から身を守る、 安全・安心なまちとしくみをつくる

災害に強く、犯罪を未然に防ぐシステムができあがりつつあり、区民の防災・防犯に対する認識も高まって、多くの区民が安心して暮らしています。



政策を実現させるための施策

410 災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる

### 411 災害に強いまちをつくる

- · 不燃化促進事業
- · 建築物耐震改修等支援事業
- ・細街路拡幅整備事業
- ・風水害対策事業
- ・京島地区まちづくり事業
- ・鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり事業
- ·住宅市街地総合整備(密集型)事業

### 412 災害発生時の対応力を高める

- ・地域防災計画の見直し事務
- ・防災情報システム運用事業
- ・災害応急物資等の整備事業
- · 防災思想啓発事業
- ・地域防災力の強化支援事業
- · 地域防災活動拠点会議支援事業
- · 危機管理体制強化事業

### 413 地域の防犯力を高める

- ・地域防犯リーダーの養成事業
- ・地域安全マップの作成事業
- ・防犯・防火意識の普及啓発事業

### 414 安全な消費生活を支援する

- · 消費者相談事業
- ・消費者教育と啓発事業
- ・消費者団体育成事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

### 政策を取り巻く現状

進めていくこととしています。

本区は、震災や戦災によって壊滅的な被害を被った経験があり、現在でも住・商・工の混在や住宅密集地区を抱えるなど、「防災」や災害発生時の対応が大きな課題となっています。そのため、「逃げないですむ燃えないまちづくり」をめざして、昭和54年から全国に先駆けて不燃化促進事業に取り組み、大きな成果をあげてきました。しかし、平成7年1月の阪神・淡路大震災では、火災よりも家屋倒壊や家具転倒による被害が多かったことから、平成17年度以降「壊れないまちづくり」をテーマとして掲げ新防災対策に取り組んでいるところです。また、近年、凶悪な犯罪が全国的に多発するなど、治安の悪化が社会問題となっており、「防犯」への対応も都市生活での「安全」には欠かせない条件となっています。都市において安全で安心な生活を送るためには、警察・消防など公的な力に頼るだけでは十分とはいえません。本区では、平成18年1月に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、区や区民、警察署、消防署等が一体となって、地域における犯罪や火災、事故を防止するための対策を

さらに、近年、これまでは想定し得なかった事件や事故の発生により、危機管理の充実・強化が求められております。特に、平成16年に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が制定されたことに伴い、武力攻撃事態等の発生時には、国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃事態等が国民生活および国民経済に与える影響を最小とするための体制整備が求められています。本区では、平成18年4月に「墨田区危機管理基本計画」を策定し、危機管理体制の強化に努めています。一方で、平成17年9月には「墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」および「墨田区国民保護協議会条例」を施行し、国民保護のための体制整備を図ることとしています。

### 政策実現に向けての課題

災害に対して強いまちをつくるためには、まず、災害が起きても、燃えない・壊れないま ちにする必要があり、引き続き、不燃化・耐震化を進めていくことが課題です。

また、地域で災害要援護者をサポートする体制づくりを進め、若者や事業所の防災対応力を引きだす必要があります。さらに、帰宅困難者対策についても課題となっています。

また、水害については、外かく堤防や下水道の整備により、最近では大きな被害はなくなりましたが、予想を超える集中豪雨などの事態に対しても万全な備えをしておくことが求められています。

防犯の分野では、より多くの区民に地域活動に参加してもらえるような環境づくりと、犯罪にあわないための意識の啓発に取り組まなければなりません。

危機管理については、区役所危機管理態勢の一層の向上を図るとともに、「墨田区総合危機管理マニュアル」の適切な運用などに努める必要があります。あわせて、武力攻撃事態等の発生時には、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、「墨田区国民保護計画」をはじめとした各種マニュアルの作成、体制の整備、区民への普及啓発などに取り組むことが必要です。

また、近年のグローバル化や、IT化をはじめとする経済社会構造の変化やめざましい技術革新により、商品の品質・機能の向上、商取引形態の多様化や国際標準化が進んでいます。このことは、消費者の選択肢を増やす一方で、商品や取引の安全性を不確かなものにしたり、新たな消費者問題が発生しています。このため、今後は消費者保護の観点から商品や取引の安全性確保に一層力を入れるとともに、正しい知識をもち、みずから行動できる「主体性をもった賢い消費者」の育成を推進する必要があります。

118

基本目標

の

内容

#### 施策411

### 災害に強いまちをつくる

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策410

災害や犯罪から身を守る、安全・安心な まちとしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

建築物の不燃化や耐震化をはじめとして、木造密集 市街地の整備が進むなど、地震や火災や水害などの災 害に強く安全なまちが形成されており、区民が安心し て暮らしています。

#### 施策の達成をはかる指標

建築物の不燃化率					
指標とした理由	区内全域の防災性をあ				

あらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
62.6 <b>%</b>	64.0%	66.0%	所管課データ

#### 耐震建築物の割合

指標とした理由 建築物の安全性をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
26 <b>%</b>	28%	30%	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本区では「逃げないですむ、燃えないまち」の実現をめざして、昭和54年から全国に先駆け て不燃化促進事業を実施しており、当初は34.1%だった区内全域の不燃化率は、平成17年度現 在62.6%となっています。特に、京島地区や鐘ヶ淵地区など区の北部地域では、都市基盤整 備が不十分のまま、木造住宅が密集するなど、防災上危険な面が残されており、災害に強いま ちづくりに向けて各種事業に取り組んでいます。また、阪神・淡路大震災において、建築物の 倒壊により多くの犠牲者が発生したことから、平成7年より民間建築物耐震診断助成を行って いるほか、17年からは耐震改修費用の助成事業を実施し、壊れないまちづくりに取り組んでい ます。一方、水害対策については、集中豪雨等による都市型洪水を防止するため、地下階の浸 水対策や下水道ポンプ場の整備を促進するとともに、外かく堤防の強化や内部河川の水位低下 の実施等により河川の防災性能の強化を図っています。

#### 今後の課題

燃えないまち、壊れないまちを実現するため、細街路の解消とともに、旧耐震の木造住宅の 耐震補強や建築物の不燃化が求められています。特に、区北部は木造による建て替えが中心で あり、不燃化率が依然として低い地域が見られることから、地域特性に応じた市街地の防災性 能向上のための検討が必要になっています。また、集中豪雨などによる都市型水害を防止する ため、河川堤防の高規格堤防(スーパー堤防\*)への改善を図るよう、国や都に働きかけると ともに、総合治水対策を推進していく必要があります。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

住環境の整備とあわせ、道路等の都市基盤整備を図るとともに、建物の不燃化・耐震化の向 上に努めるなど、災害に強いまちづくりを促進します。

#### 不燃化促進事業

市街地の防災性を向上し、区民の生命と財産を守るため、地域の実情に応じた不燃化 を促進します。

#### 建築物耐震改修等支援事業

耐震診断、耐震改修費用の一部を助成し、壊れないまちづくりをめざします。

#### 細街路拡幅整備事業

幅員4m未満の道路の拡幅整備を行い、防災性能の向上と居住環境の改善を図ります。

主

#### 風水害対策事業

土のうや水中ポンプなどの資器材の整備や、活動計画の策定、水防訓練等を行います。

#### 京島地区まちづくり事業

住宅市街地総合整備(密集型)事業等により、京島二・三丁目地区のまちづくりを推 進します。

#### 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり事業

鐘ヶ淵通り(補助120号線)の拡幅整備、東武伊勢崎線との立体化をもとに、住環境の 改善や商工業の振興などの総合的なまちづくりを推進します。

#### 住宅市街地総合整備(密集型)事業

老朽木造住宅等が密集した地域(北部中央地区・鐘ヶ淵周辺地区)において、主要生 活道路の拡幅整備、公園・緑地等の整備、共同建て替え支援など、災害に強いまちづ くりを推進します。

#### 区民が取り組むこと

建物の耐震補強対策を講じるとともに、不燃建築物への更新や道路拡幅等への協力など、燃 えない、壊れないまちづくりに努めます。

#### 事業者が取り組むこと

防災まちづくりに協力し、建物の耐震化や不燃化の向上を図るとともに、電気・ガス等の事 業者にあっては、災害に強いライフラインの整備に努めます。

<sup>\*</sup>スーパー堤防:河川後背地の再開発などとあわせて堤防背面の盛土を行い、耐震性および親水性の向上を図った堤防で す。

計画の

内容

#### 施策412

### 災害発生時の対応力を高める

#### 基本目標 Ⅳ

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 1 0

災害や犯罪から身を守る、安全・安心な まちとしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

多くの区民が防災意識をもち、災害が発生した場合に、自助\*・共助\*による避難活動を行い、被害を最小限に抑えるための防災行動力を身につけています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 区民防災訓練の参加者の数

指標とした理由 区民の防災訓練への参加状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
20,000人	23,000人	25,000人	所管課データ

#### 災害要援護者サポート隊の結成割合

|指標とした理由 町会・自治会の共助をあらわす数値を指標としました。

現状値<平成17年度>	中間目標 < 平成22年度 >	│ 最終目標<平成27年度>	データ出所
			C 签曲 一
48%	65%	80%	所管課データ

#### 現状と課題

#### 現状とこれまでの取り組み

区では、地域防災計画を定め、災害発生時における情報伝達のシステムや応急備蓄物資などの備えを計画的に進めています。一方、区民の防災行動力の向上に向け、区内の町会・自治会の区民防災訓練に訓練費用を助成するとともに地震体験用の起震車を運行提供するなどにより、区民の防災意識の高揚を図っています。参加者は年間約2万人で人口の1割弱です。また、災害要援護者サポート隊\*を結成している町会・自治会は80団体で、全体の約半数となっています。

#### 今後の課題

災害要援護者サポート事業は、個人情報保護の観点やマンション増による近所づきあいの希 薄化などから、サポートを受ける人の情報収集が難しい状況にあります。そのため、高齢者や 障害者を所管する各部署との相互連携の強化や、情報の共有化が可能となる環境整備が課題と なっています。また、サポート隊の構成員の高齢化によって、活動が困難な町会・自治会も生 じており、若い人達がサポート隊に協力してくれるような意識啓発が重要です。

さらに、地域の防災行動力の向上を図るため、中学生や高校生など若年層に対して、防災教育の推進や区民防災訓練等の地域活動への参加を促す必要があります。

- \*自助:自分の身は自分で守る、自分の財産は自分で守ることです。
- \*共助:町会や自治会、その他の組織を単位としたり、近隣で協力して災害等を抑止する活動に取り組むことです。
- \*災害要援護者サポート隊:地震などの災害時に、身体障害者や寝たきりの高齢者等の身の安全を確保するため、地域の連帯のなかで、協力態勢を目的として昭和58年に救急ボランティア(協力員)制度を発足させました。平成12年度に制度を見直し、災害弱者サポート隊として再発足させました。

#### 各主体が担う役割

#### ●区が取り組むこと

町会・自治会を対象に、防災訓練等による区民へ意識啓発や、災害要援護者に対するサポート活動などの取り組みを支援します。

#### 地域防災計画の見直し事務

区や防災関係機関が処理すべき防災に関する事務および災害予防、災害応急対策、災害復 旧等に関する事項について、毎年、防災会議において検討を加え、修正を行っています。

#### 防災情報システム運用事業

災害時における区民の安全確保のため、区民に対して正確で迅速かつ的確な情報の提供を行うため、無線等の防災情報通信網の整備と充実を図っていきます。

#### 災害応急物資等の整備事業

災害救助に必要な食品、生活必需品および災害時における応急対策用の救助物資を備蓄するなど、その充実を図るとともに備蓄倉庫の維持管理を行っています。

#### 防災思想啓発事業

主

普段から災害に備えて、区民の防災意識の高揚を図るため、パンフレットの作成・配 布、起震車の運行、防災フェアの実施など広く防災思想啓発を行っていきます。

#### 地域防災力の強化支援事業

区民防災訓練や住民防災組織の育成活動を支援することにより、区民の災害時における共助および防災意識の高揚を図ります。

#### 地域防災活動拠点会議支援事業

地域防災活動拠点会議を通じて、各町会・自治会に対し災害要援護者サポート隊の結成を呼びかけるとともに、その支援を行っていきます。

#### 危機管理体制強化事業

「墨田区危機管理基本計画」等に基づく体制強化に努めるとともに、墨田区国民保護計画等を作成し、それに基づく普及啓発、訓練の実施等を通じて自然災害以外の災害発生時における国民保護のための体制整備を図ることにより、あらゆる危機事象に対応します。

#### ●区民が取り組むこと

災害発生時の初動態勢のための備えとして、家庭でできる備蓄や家具転倒の防止策等を行い、地域の一員として防災活動に積極的に参加し参画します。

#### ●事業者が取り組むこと

事業者としての防災対策や地域の防災訓練への参加によって、帰宅困難者対策の促進や地域 との協働を推進し、備蓄物資や災害時の協力協定を結びます。

計画

I の 内 容

#### 施策413

### 地域の防犯力を高める

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 1 0

災害や犯罪から身を守る、安全・安心な まちとしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

すべての区民が、犯罪に巻き込まれることなく安全 で安心な環境のなかで暮らしています。

#### 施策の達成をはかる指標

刑法犯の認知件数			
指標とした理由 区内の	治安状況をあらわす数値	を指標としました。	
現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
5,O2O <b>件</b> (平成17年)	4,500 <b>件(一</b> 10 <b>%)</b> (平成22年)	4,OOO <b>件(一</b> 2O <b>%)</b> (平成27年)	本所・向島警察署資料

#### 「防犯や風紀」の生活環境に対する肯定的評価をした区民の割合

指標としに埋田 区氏の体感治女の向上をめらわり数値を指標としました。 						
現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所			
13.8%	20.0%	25.0%	第19回			
(平成18年度)			住民意識調査			

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区内の犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、住民意識調査の結果等によると、区民の体感 治安は年々悪化しています。一方、地域における自主的な防犯活動は活発とは言いがたい状況 です。

そこで、区民の自主的な防犯活動を推進するため、平成18年1月に「墨田区安全で安心なま ちづくり推進条例」を施行しました。また、犯罪企図者を近づけず、安全に安心して暮らせる まちづくりを実現するために防犯パトロールカーの巡回やさまざまな啓発活動を行っていま す。

#### 今後の課題

犯罪企図者を近づけず安全に安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、区民との協働によ る地域の防犯活動を推進するためには、自主的な防犯活動組織の育成が急務となっています。 幅広い区民による自主的な防犯活動を促進するためには、活動への参加のきっかけづくり、活 動の中心となる人材の育成、地域の連携づくりなど、多様な支援施策の充実を図ることが必要 となっています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

地域における犯罪を防止するため、区民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な防犯活 動に対する支援を行います。

#### 地域防犯リーダーの養成事業

町会・自治会から推薦された者を対象に開催し、防犯に関する専門的知識・技術等を 身につけてもらうことにより、地域における防犯活動の核となるリーダーを養成します。

な

#### 地域安全マップの作成事業

地域防犯リーダーを中心として、地域住民がみずからまちを歩き、地域の危険箇所等 を把握することにより、犯罪回避能力を高め、地域住民相互のつながりを強固にします。

#### 防犯・防火意識の普及啓発事業

区内の犯罪や火災の発生状況等を区民に周知し、みずから実践できる防犯対策等につ いて普及啓発を図ることにより、防犯・防火意識の向上を図ります。

#### 区民が取り組むこと

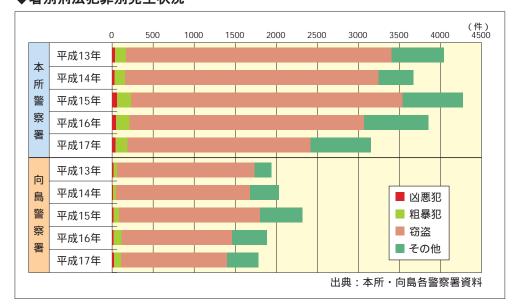
みずからの安全を確保するために必要な措置を講じ、相互に協力して安全・安心なまちづく りに向けた自主的活動に取り組みます。

#### 事業者が取り組むこと

事業活動の安全を確保するために必要な措置を講じ、区民と協力して安全・安心なまちづく りに向けた地域活動に取り組みます。

#### 【関連データ】

#### ◆署別刑法犯罪別発生状況



計画の内容

#### 施策 4 1 4

### 安全な消費生活を支援する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 1 0

災害や犯罪から身を守る、安全・安心な まちとしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

自立性と主体性をもった消費者が育ち、消費者被害 にあわないための知恵を身につけてゆとりある消費生 活を送っています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 「最近1年間で消費者被害にあったことがある」区民の割合

指標とした理由 区民の消費者被害への対応をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
4.1%	3.9%	3.7%	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

すみだ消費者センターでは、契約上のトラブルや購入した商品に関する消費者の相談を受け 付けていますが、相談件数は平成15年度から急増し、特に平成16年度は2,897件と平成12年度 の880件の約3.3倍に達しています。平成17年度は前年度に比較して相談件数は減少しましたが、 業者の手口がより巧妙化・悪質化しており、相談内容も複雑になってきています。このため区 では、専用のホームページを開設し、土曜日に相談も受け付けるなど、消費者相談のより一層 の充実に取り組んでいます。

#### 今後の課題

区民が安心して生活できる環境づくりのためには、消費者被害にあった方が相談できる場を 用意することに加えて、消費者被害にあわないための情報提供と啓発が必要です。今後、さら に高齢化が進むなか、高齢者を消費者トラブルからどのように守るかが大きな課題となってい ます。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

「消費者基本法」の理念のもとに、区民の消費生活が安全でより豊かになるためのサービス を提供します。

#### 消費者相談事業

すみだ消費者センターにおける消費者相談によって、区民の消費者被害の減少に努め、 区民の生活の安定と向上を図ります。

主 消費者教育と啓発事業

消費生活展の開催、出前講座の実施、ホームページの充実など、消費者がみずから考 え適切に行動するための情報を提供することにより、区民の生活の安定と向上を図り

#### 消費者団体育成事業

消費者の健全かつ自主的な組織活動を促進するため、区内消費者団体の活動を支援し ます。

#### 区民が取り組むこと

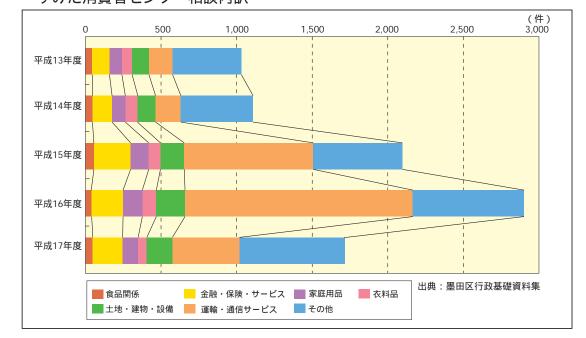
消費者被害にあわないための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。

#### 事業者が取り組むこと

すべての事業者が、法律を遵守した適切な商行為を推進します。

#### 【関連データ】

すみだ消費者センター相談内訳



計画の内容

129

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策 4 2 0

# 地域で支えあいながら、 いきいきと暮らせるしくみをつくる

区民による地域福祉活動が普及していま す。また、福祉サービスや生活支援を必要と する区民もいきいきと暮らしています。



政策を実現させるための施策

#### 420 地域で支えあいながら、いきいきと暮らせるしくみをつくる

#### 421 福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進する

- ・すみだボランティアセンター事業
- ・民生委員・児童委員活動の支援事業
- ・地域福祉活動の支援事業

#### 422 利用者のニーズにあった地域福祉サービスの質と量の向上を図る

- ・福祉サービス第三者評価の推進事業
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・成年後見制度利用支援事業

#### 423 生活に困った人を支え、自立を促進する

- ・生活保護費給付・援護事業
- ・ホームレス対策事業

### 政策を取り巻く現状

少子高齢化が急速に進むなかで、雇用形態の変化や価値観の多様化により、地 域での福祉サービスの需要が増えるとともに、きめ細かい福祉サービスが求めら れています。

一方、「社会福祉法」、「介護保険法」の成立により、高齢者や障害者の自立支援、 利用者によるサービス選択の尊重、民間事業者の参入などを柱とする福祉制度の 改革が進んでいます。

このように、地域福祉に求められる内容が多様化している一方、これまでの担 い手であった地域コミュニティの弱体化が指摘されており、新しい担い手の育成 が必要になっています。

本区では、平成13年3月「墨田区地域福祉計画」を策定し地域福祉活動の普及に 取り組むとともに、平成18年3月には「墨田区地域福祉計画(後期)」を策定して、 福祉施策の充実を図ることとしています。

一方、限られた財源のなかで、福祉サービスのさらなる充実が求められており、 区民、地域、事業者、行政との協働を通じ、必要なサービスを効率的に提供する しくみづくりを推進する必要があります。また、自助・共助・公助の視点から、 区民が安心して暮らすことができるようなセーフティネットのあり方や、地域の 力で社会的弱者を支えるための体制づくりが重要となっています。

### 政策実現に向けての課題

区民による地域福祉活動が普及し、福祉サービスを必要とする区民が、適切な 支援を受けられるために、まず、地域の人々が地域での支えあいの大切さに気づ き、みずから地域福祉活動に参加する意欲をもつことが必要であり、区民の主体 的活動が継続していくための適切な支援が欠かせません。

また、多様化していく福祉サービスを、必要とする人が適切に受けることがで きるように、分かりやすく、利用しやすい制度とすることも必要です。

さらに、真に生活に困っている人を支えるとともに、自立する意欲がもてるよ うな適切な支援が必要です。



計画の内容

130

131

施策421

# 福祉に対する理解を広め、地域活動への参加を促進する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 2 0

地域で支えあいながら、いきいきと暮ら せるしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

地域全体で、地域や福祉サービスのあり方を考え、 地域の福祉課題を解決する意識をもち、地域活動への 主体的な参加が行われています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### すみだボランティアセンター・ボランティア登録者累計数

指標とした理由 区民の地域活動への参加状態をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
1,195人	1,300人	1,500人	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、区民のボランティア活動やNPO等の支援を行い、地域活動への参加促進を図るとともに、「すみだ やさしいまち宣言」運動の推進や学校における福祉教育などを進め、区民の福祉に対する理解促進に努めてきました。

また、民生委員・児童委員の方々は、支援を必要としている人々と行政機関との橋渡し役として相談援助や情報提供、啓発活動などのさまざまな活動を行っています。

#### 今後の課題

地域福祉を推進する担い手としての区民の福祉意識を醸成していくとともに、NPOやボランティア、民生委員・児童委員、(福)墨田区社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者など地域のさまざなな人材・機関との役割分担を明確にしたうえで、相互に連携し協働を進めていく必要があります。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

地域福祉の担い手となる人材を発掘・育成し、区民の福祉意識の醸成につなげるためのしくみづくりに取り組みます。

#### すみだボランティアセンター事業

ボランティアセンターにおける相談機能やコーディネート機能、人材育成講座等の充 実を図り、区民のボランティア活動を支援します。

#### 民生委員・児童委員活動の支援事業

な

主

地域のなかで支援を必要としている人への援助を行ったり、福祉事務所や児童相談所等の関係機関に対する協力活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援し、充実を図ります。

#### 地域福祉活動の支援事業

高齢者や障害のある人に対する「見守り・声かけ」や生活支援、世代間の交流など、 地域住民がお互いを尊重しながら支えあう活動の推進を支援し、充実を図ります。

#### 区民が取り組むこと

すみだらしい地域のつながりを活かして、地域のなかで互いに助けあいながら、地域福祉に 関する課題に取り組んでいます。

#### 事業者が取り組むこと

(福)墨田区社会福祉協議会や区内の社会福祉法人、NPOなどの主体が区と連携を図りながら、地域福祉活動の支援を行います。

#### 【関連データ】

民生委員・児童委員の活動状況

項															
∖∄	在	介	健	子育	子	子ども	生	年	仕	家	住	生	日	そ	
	宅	護	康・	育   て	ども	$  \sigma \rangle$		金		族		活	常		
\	=	一時	保	<u> </u>	の	教育	活			次		/白	的	の	計
\	福	保	健	母子	地域		/ -	保		関		環	な		-
年	١		医	保	生活	学校生活					_		支		
度	祉	険	療	健	活	活	費	険	事	係	居	境	援	他	
17	899	599	443	198	430	612	233	77	87	283	169	219	1,552	1,165	6,966
-17	0//	377	443	170	430	012	200	, , ,			107	2.7	.,002	17.00	0,,00
										200					
項			談・支					の活動		200	活	訪		告書の	
							その他	の活動	件数民	証			活動報 12	告書の	
項	分	野別相	談・支	援件数			その他 行 事	の活動 地域福	件数民児	証			活動報	告書の 提 出	提出率
項	分高	野別相障	談・支子	援件数	Į.	調査・	その他	の活動 地域福祉	件数民児		活	訪	活動報 12 か 月	告書の提出人	提出率提出出出
項	分	野別相	談・支	援件数		調査・実	その他行事・事業・	の活動地域福祉活動・	件数民児協運営	証明	活	訪	活動報 12 か 月	告書の提出人員	提出率
項目	分高	野別相障	談・支子	援件数	Į.	調査・	その他行事・事業・	の活動地域福祉活動・	件数民児協運営・	証	活動	訪問	活動報 12 か 月	告書 提出人員数(	提出率出来
項目	分高	野別相障	談・支子	援件数	Į.	調査・実体	その他行事・事業	の活動 地域福祉活動	件数民児協運営	証明	活動	訪問	活動報 12	告書の提出人員数	提出率(

計画の内容

#### 施策422

### 利用者のニーズにあった地域福祉 サービスの質と量の向上を図る

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 2 0

地域で支えあいながら、いきいきと暮ら せるしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、 適切なサービスを受け、地域でいきいきと暮らして います。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 福祉サービス第三者評価を受け改善に取り組む福祉施設、事業所の累計数

指標とした理由 福祉サービスの向上に取り組む事業所の数を指標としました。

			-
現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
60施設	75 <b>施設</b>	150施設	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本格的な少子高齢社会の到来や核家族化、都市化の進展に伴う地域のつながりの希薄化、さらに価値観やライフスタイルの多様化等がみられるなかで、地域の生活課題はますます多種多様で複雑なものとなっています。区民の誰もが適切なサービスを選択し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの改善や質の向上に取り組んでいます。

#### 今後の課題

「介護保険法」の改正や「障害者自立支援法」の成立など、社会保険制度や福祉に関するしくみが大きな転換期を迎えています。地域福祉をめぐるさまざまな状況の変化を踏まえて、子どもから高齢者まで、すべての区民が、地域のなかで互いに助けあいながら課題を解決していけるような地域社会を築いていくことが強く求められています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

利用者の適切なサービス選択を支援するとともに、事業者が提供するサービスの内容等に関する情報の公開や評価制度を推進します。

#### 福祉サービス第三者評価の推進事業

〜 福祉施設のサービス内容等に対する第三者機関の評価結果を公表し、比較・選択する 、 ための情報を提供することにより、福祉サービスの質の向上を促進します。

主

#### 福祉サービス利用援助事業

事 福祉サービスを利用する際に、利用契約やケアプラン作成の場に立会い、事業者と対等な関係で手続きができるようお手伝いします。

丵

#### 成年後見制度利用支援事業

高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を援助する成年後見制度の利用相談や、後見等を引き受ける団体の紹介等を行います。

#### 区民が取り組むこと

みずからの判断に基づいて、質の高いサービスを選択し契約をします。

#### 事業者が取り組むこと

利用者本位のサービスの質の向上をめざし、サービス内容が利用者にわかりやすいものにします。そのため、積極的に評価機関の審査を受け、改善に取り組みます。

計画の内容

施策423

### 生活に困った人を支え、 自立を促進する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 2 0

地域で支えあいながら、いきいきと暮ら せるしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

直に生活に困っている人の最後のセーフティネット として生活保護制度が機能し、すべての区民が自立し 安定した暮らしをしています。

#### 施策の達成をはかる指標

「就労自立」による生	活保護の廃止世帯の累	計数	
指標とした理由 自立支	援の成果をあらわす数値	を指標としました。	
現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
55 <b>世帯</b>	275 <b>世帯</b>	550 <b>世帯</b>	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

長引く不況の影響や高齢化の進展等の社会状況のなかで、生活保護受給者の増加傾向が続い ています。特に、本区はホームレス\*が多く、これまでも自立支援に取り組み、地域生活への 移行を促進してきました。しかし、依然として状況に顕著な改善は見られずそのことが生活保 護の増加要因の一つになっています。平成18年3月現在の保護率\*は22.84%で4,194世帯、5.354 人が生活保護を受給しています。

#### 今後の課題

生活保護制度が最後のセーフティネットとして機能する必要があります。また、被保護者が 地域社会の一員として自立した生活をおくれるよう、就労による自立支援、社会参加による自 立支援など個別の自立支援プログラムを用意して、被保護者が抱える多様な課題への対応を図 っていく必要があります。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

生活保護の適正な運営に努め、生活が困窮した世帯が自立し、安定した生活ができるよう支 援します。

#### 生活保護費給付・援護事業

真に生活に困っている人に対して、生活保護制度に基づき最低限度の生活を営むため に必要な費用を支給します。また、相談業務や、さまざまな社会資源・事業を活用し て就労自立の支援や社会生活・日常生活の自立の支援を進めます。

#### ホームレス対策事業

ホームレスに対する支援として、就労による自立と社会生活への復帰を基本とする、 東京都と23区との共同事業で路上生活者対策事業を実施しています。本事業を活用 することにより、ホームレスの就労の自立や社会生活の自立を支援し、区内ホームレ ス数の減少を図っていきます。

#### 区民が取り組むこと

生活保護制度に対する理解を深めます。

#### 事業者が取り組むこと

生活保護制度に対する理解と、高齢者や障害者の雇用助成制度を活用し自立に向けた就労支 援等を行います。

#### 【関連データ】

生活保護状況の推移



<sup>\*</sup>ホームレス:野宿者・路上生活者ともいわれ、いろいろな理由で定まった住居をもたず、公園・路上・河川等の公 共の場所で日常生活をしている人です。

<sup>\*</sup>保護率:住民基本台帳および外国人登録に登録されている区民の数に対する保護受給者の千分率です。(‰パーミル)

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策 4 3 0

# 安心して子育てができるしくみをつくる

ほとんどの子育て家庭で、必要な子育て支援サービスを、地域のなかの子育てサービスなどから利用し、仕事と両立して子育てしています。



政策を実現させるための施策

#### 430 安心して子育てができるしくみをつくる

#### 431 すべての子育て家庭が、必要な子育て支援サービスを利用できる体制をつくる

- ・子育て支援総合センター事業
- ・子育て相談センター管理運営事業
- ・緊急一時保育事業
- ・児童養育家庭ホームヘルプサービス事業

#### 432 子育てと仕事が両立できるしくみをつくる

- ・保育園管理運営事業
- ・私立保育園に対する助成事業
- ・認証保育所支援事業
- 南部地区保育園建設支援事業
- ・家庭福祉員(保育ママ)運営事業
- ・幼保総合施設(認定こども園)整備事業
- ・保育園改築事業

#### 433 地域のなかで子どもの健全な子育て、子育ちができる環境をつくる

- ·要保護児童対策推進事業
- ・児童館サービス充実事業
- ・放課後児童健全育成(学童クラブ)事業
- ・地域連携活動推進事業
- ・児童館等整備事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

### ı,

### 政策を取り巻く現状

本区における合計特殊出生率は、平成17年度時点で1.07であり、東京都全体の平均1.00よりは高いものの、全国平均の1.26を大幅に下回る状況です。

核家族化、ライフスタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化など、子どもや 子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもや子育て家庭に対する地域の 支援が必要になっています。

平成8年8月「墨田区子育て支援総合計画」を策定し、それまでの子育て支援サービスを見直し、また、平成17年3月「すみだ子育ち・子育て応援宣言 墨田区次世代育成支援行動計画」を策定しました。計画策定のために行った調査によると、自営業が多い本区では、出産・子育て期年齢にあたる女性の就業率が23区平均に比べ高くなる一方で、核家族化、少子化の進行に伴い、育児の孤立感や子育ての不安感が高くあらわれていました。

### ■政策実現に向けての課題

子育て家庭が、地域のなかの子育て支援サービスから必要なサービスを利用し、 安心して子育でするためには、子育で支援サービスのメニューの多様化や、働き ながら子育でする人への支援が特に必要です。

子育て家庭を対象とした子育て支援サービスのメニューを増やすことで、子ど もを産み育てたいと考える人が増えることが期待されます。

また、次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう地域社会が見守ることで、 子育て家庭の不安感を小さくすることができます。そのためには、区や関係機関 等と区民との連携・協働が必要です。



3部

の

内容

#### 施策431

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

### すべての子育て家庭が、必要な子育て 支援サービスを利用できる体制をつくる

#### 政策430

安心して子育てができるしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

すべての子育て家庭が子育て支援サービスを利用 し、子育てに伴う不安や負担感を抱かずに楽しく子育 てに取り組んでいます。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 「子育てしやすいまち」と思う区民の割合

指標とした理由 子育て支援サービスの満足度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
40.8%	43.0%	48.0 <b>%</b>	区民アンケート調査

#### 子育て相談センター登録者数

指標とした理由 子育て家庭を支える環境の整備状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
6.733人	6.800人	6.900人	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

核家族化が進み地域のつながりが希薄化するなかで、子育てに関して周囲の手助けを期待することが難しくなり、子育てに関する負担感や孤独感が増しています。

墨田区次世代育成支援のための調査報告では、区内の乳幼児のうち0歳児の8割台、1歳児の約7割、2歳児の約6割は家庭で養育されています。こうした在宅での子育て世帯に対して、緊急的な保育や家事援助などの支援を実施し、また、NPOなどの民間活力を導入した「子育てひろば」や「子育て相談」も行っています。区の施設では、「すずかけ講座」や「おひざでえほん」事業などにも取り組んでいます。

#### 今後の課題

子育で家庭を応援できる多様な子育てサービスの充実に努め、ゆとりをもって楽しく子育てができる環境づくりが求められています。そのため、ホームヘルプサービスや一時保育の充実、ファミリー・サポート・センター\*の拡充のほか、新たにトワイライトステイ\*やショートステイなどのサービス展開が求められています。このほかに、親子のふれあいや親同士の情報交換、子育てに関する不安や悩みに関するアドバイスや相談を受けられる場を地域のなかで整備していくことが必要です。さらに、幼稚園と保育園の両施設を一体化した総合施設の検討も必要となっています。

- \*ファミリー・サポート・センター:多様化する保育ニーズに応えるため、保育園や幼稚園などの送り迎えやその後のあずかり、保護者の突発的な理由による一時的な保育を区民の会員制組織をつくり、区民の相互援助活動により実施するものです。
- \*トワイライトステイ:ひとり親家庭等、保護者の恒常的な残業等により、子どもの生活指導や夕食の提供等が必要な場合、保護者の帰宅まであずかることにより、子どもと家庭を支援します。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

在宅で子育てをしている家庭や、ひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭が利用できる、 多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

#### 子育て支援総合センター事業【新規】

在宅子育て家庭の子育て支援サービスの拠点とし事業展開を図ります。事業によって 子育て経験者などの参画も図っていきます(平成19年4月開設予定)。

#### 子育て相談センター管理運営事業

主

子ども同士や親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を民間活力の取り組みを図り、実施します。

#### 事 **緊急一時保育事業**

業

\* 保護者の死亡、失踪、離別、出産、病気や家族の看護・介護等により一時的に保育で ・ きない場合に、定員に空きのある区内の保育園で保育します。

#### 児童養育家庭ホームヘルプサービス事業

義務教育終了前の児童を扶養する家庭の保護者が、疾病などにより家事を行うことが 困難となった場合、一定の期間ホームヘルパーを派遣します。

#### 区民が取り組むこと

みずからの子育てに関するノウハウを活かして、子育て支援サービス事業に積極的に参加します。地域の子どもたちを見守るとともに、地域で子どもの子育て子育ちを応援します。

#### 事業者が取り組むこと

区民ニーズに的確に対応した子育て支援サービスを提供します。

#### 【関連データ】

#### ◆子育て相談センター実績

すみだ(平成14年 1月 4日開設) 文 花(平成15年10月14日開設)

	年度	13	14	15	16	17
利	子ども	1,752	8,048	14,486	28,450	29,524
利 用 者(	大人	1,511	7,030	13,630	24,056	24,014
1 (1)	保育園等					232
$\bigcirc$	計	3,263	15,113	29,116	52,506	53,770
相談件	数(件)	140	257	660	1,296	928
登録者	数(人)	491	834	1,734	2,076	1,611

出典:福祉事業所資料

3部

の

内容

#### 施策432

### 子育てと仕事が両立できる しくみをつくる

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策430

安心して子育てができるしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

さまざまな保育サービスの充実が図られ、育児を理 由に仕事をやめることなく、必要な時に必要な保育サー ビスを利用しています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 認可保育園の整備率

指標とした理由 就労等により保育に欠ける子どもを受け入れられる施設数をあらわす数 値を指標としました。

	現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
	35.5 <b>%</b>	36.1 <b>%</b>	37.5 <b>%</b>	所管課データ
認可保育園の整備率:認可保育園定員数を、各年1月1日現在の0歳から5歳までの人口(住民基本台 数値です。		帳)で割って算出した		

#### 延長、休日および一時保育サービスを受けている園児数

指標とした理由 多様な保育サービスの充実度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
6,518人	14,900人	17,600人	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

保育園の待機児童の解消に向け、平成16年度に公立保育園の定員枠の見直しによる定数の拡 大を実施するとともに、認証保育所の整備誘導や家庭福祉員(保育ママ)の増員に取り組んで きました。現時点でも待機児童があるため、引き続き私立認可保育園の開設支援や認証保育所 の整備誘導を図るとともに、家庭福祉員(保育ママ)の増員に努めています。

#### 今後の課題

保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育、休日保育の実施園を拡大するととも に、週2・3日程度、または午前中か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる特定保育事業 が求められています。このほか、幼稚園の通常保育時間の終了後に実施するあずかり保育の拡 充も必要とされています。また、保育サービスの質の確保と向上を図るため、保育園等のサー ビスや運営に対する第三者評価を実施するなど積極的な取り組みが課題となっています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

就労等により保育に欠ける子どもを受け入れるサービスを提供します。

#### 保育園管理運営事業

公立保育園での通常保育、延長保育などの運営を実施します。

#### 私立保育園に対する助成事業

私立保育園の運営のために助成を行います。

#### 認証保育所支援事業

東京都が独自に基準を定めて認証した保育所に対し補助を行います。

#### 南部地区保育園建設支援事業 主

新たに民設民営で開設する保育園であり、多様な保育サービス(一時保育・休日保育 等)を実施します。(平成19年4月開園予定)

#### 家庭福祉員(保育ママ)運営事業

生後6週間以上3歳未満の児童を保護者の就労等により家庭で保育できない場合に、保 護者に代わって、家庭福祉員の自宅で必要な期間保育する制度です。

#### 幼保総合施設(認定こども園)整備事業(新規)

就学前の子どもに適切な幼児教育、保育の機会を提供するとともに、子育て家庭に対 する支援・機能を備える総合施設(認定こども園)の整備を促進します。

#### 保育園改築事業

老朽化が進んだ公立保育園園舎を改築し、多様な保育に対応します。

#### 区民が取り組むこと

みずからの子育てに関するノウハウを活かして、子育て支援サービス事業に積極的に参加します。

#### 事業者が取り組むこと

子育てに取り組む従業員のために保育サービスを充実させ、子育てと仕事を両立しやすい職 場の環境をつくります。

(区は、下記施設の誘導を図ります。)

事 業 名	事業内容	現況	計画目標
認可保育園の 整備	」 **・***・ │ まず 待機児童が集中している1・2歳児の定員拡大を │		区立保育園 22園 民営化園 5園 私立保育園 13園 (21年度)
認証保育所の 整備誘導	東京都独自の保育制度である認証保育所制度を活用 して運営費等の補助を行い、ニーズがある地域への 整備を誘導します。	9園 定員250人	10園 定員280人 (21年度)

墨田区次世代育成支援行動計画

3部

の

内容

第

#### 施策433

### 基本目標

### 地域のなかで子どもの健全な子育て、政策430 子育ちができる環境をつくる

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

安心して子育てができるしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

すべての子育て家庭が、地域ぐるみの子育て支援体 制の整っているなかで暮らし、子どもたちが地域で健 全に育っています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 児童館の延べ利用者数

指標とした理由 地域の子育ち支援の充実度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
518,500人	550,000人	600,000人	所管課データ

#### 学童クラブの利用承認数

指標とした理由 地域の子育ち支援の充実度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
1,221人	1,300人	1,500人	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

地域の子どもたちの成長を支援する施設として、11か所の児童館を設置しています。児童館 では子育て時期にある親子の交流事業や思春期の子どもたちへの居場所づくり、幅広い年代の 子どもたちの安全な遊びの場と交流の機会の提供をするとともに、レクリエーションや仲間づ くり、読書や創作活動、運動などを通じて健康を増進し、子どもたちが情緒豊かに育つようさ まざまな事業を行っています。また、親の就労などで放課後の子どもの保護育成が難しい家庭 の子育てを支援するため、学童クラブを23か所で実施しています。

一方、児童虐待から子どもを守るため、学校、保育園、保健所、警察、児童相談所などの関 係者とネットワークをつくり、虐待の早期発見や発生防止に取り組んでいます。

#### 今後の課題

都市化や核家族化が進み、親の就労形態も多様化するなかで、児童虐待の頻発や子どもが被 害者や加害者となる事件が増加するなど、子どもたちの健全な成長を支えるうえでさまざまな 課題が発生しています。このため、地域の人々が協力してこれらの課題解決に取り組み、地域 全体で子育て家庭を支援し、子どもたちが健全に成長するための環境づくりを推進していく必 要があります。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

児童館や学童クラブなどを拠点として、子どもの健全な成長を支援します。

#### 要保護児童対策推進事業

区と民生委員・児童委員、学校、医療機関、警察、児童相談所等の関係者が連携し、 児童虐待などから子どもたちの人権と命を守り、子どもの健全な成長を支援します。

#### 児童館サービス充実事業

児童館の通年開館や利用時間を延長し、乳幼児から中高生までを対象に、地域の子育 て拠点としてのサービスの充実を図ります。

#### 放課後児童健全育成(学童クラブ)事業

親の就労などで、放課後の子どもの養育が難しい家庭の子育てを支援するため、学童 クラブ事業の充実を図るとともに待機児の解消をめざします。

#### 地域連携活動推進事業

児童館を中心に、保護者や町会・自治会、子ども会、母親グループ等が協力しあい、 地域の子どもたちの成長を支援する活動を推進します。

#### 児童館等整備事業【新規】

老朽化が進んだ児童館を改築し、地域の子育て支援施設として整備します。

#### 区民が取り組むこと

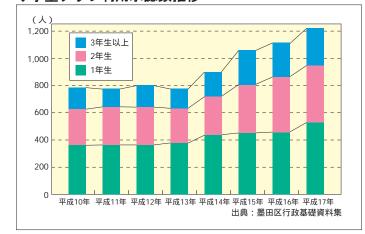
地域組織や地域の人々と児童館が協力して、地域の子どもたちを育てます。

#### 事業者が取り組むこと

企業内保育や育児休業制度の充実を図ります。事業者の立場からも地域の子どもに温かい目 を向けて見守ります。

#### 【関連データ】

#### ◆学童クラブ利用承認数推移



#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策 4 4 0

# 高齢者が尊厳をもち、 安心して暮らせるしくみをつくる

高齢者が社会の担い手として活躍しています。また、介護保険サービスや生活支援サービスが充実し、すべての高齢者が、自立して、住み慣れた地域で生きがいをもって生活しています。



政策を実現させるための施策

#### 440 高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる

#### 441 元気で生きがいに満ちた高齢期を創造する

- ・セカンドステージ支援事業
- ・元気高齢者施設運営管理事業
- ・老人クラブ運営支援事業
- ・( 社 )墨田区シルバー人材センター運営支援事業

#### 442 高齢者が自立して生活できるよう支援する

- ·新予防給付事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・地域支援事業

#### 443 高齢者が地域で暮らし続けるための環境をつくる

- ・介護給付サービス事業
- ・すみだ高齢者見守りネットワーク事業
- ・地域密着型サービス整備事業

### 政策を取り巻く現状

日本全体の高齢化が進むなか、平成18年1月現在の墨田区の高齢化率は20.6%に達し、区民の5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。平成27年にはこの高齢者の割合が4人に1人と急激に伸び、高齢者の1人暮らし世帯や認知症\*高齢者の割合も伸びることが予測されます。このため、高齢者が健康でいきいきとした自分らしい生活を維持できるしくみづくりは、本区にとって重要課題となっています。

また、援護を必要とする高齢者に対しても、住み慣れた自宅や地域で、生活できるよう、介護保険制度など高齢者の生活を支えるさまざまなしくみが整えられてきました。

区としても高齢者福祉施策の充実をめざすための基本的指針として、平成12年3月に「高齢者保健福祉総合計画」を策定し、平成15年3月と平成18年3月に改定を行ってさまざまな施策を実施してきました。

### 政策写

### 政策実現に向けての課題

高齢者の生活様式や家族構成、健康状態、経済状態などが多様化していることに伴い、個々の高齢者に対応したきめ細かい取り組みが必要になっています。

すべての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって元気に生活するためには、高齢者自身が地域のなかで趣味、仕事、地域貢献活動などに接するさまざまな機会を提供することが必要です。また、介護予防施策の充実や介護保険サービスの適切な提供も大きな課題となっています。

基本目標



\*認知症:成人に起こる認知障害で、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態のことです。認知症を起こす原因の多くは病気によるものであり、代表的なものとしては、「アルツハイマー型認知症」と「血管性認知症」があります。「痴呆」という用語は、高齢者の尊厳に対する配慮を欠く表現であることなどを踏まえ、「認知症」という言葉が使われるようになりました。

の内容

#### 施策441

# 元気で生きがいに満ちた高齢期を創造する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 4 0

高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせる しくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

多くの高齢者が、豊かな経験や技能を活かし主体的な社会参加などを通じて、元気でいきいきとした暮らしをしています。

#### 施策の達成をはかる指標

「高齢者がいきいきと暮らしている」と思う区民の割合			
指標とした理由 高齢者の生活感覚をあらわす数値を指標としました。			
現状値 < 平成17年度 > 49.1 <b>%</b>	中間目標 < 平成22年度 > 52.0 <b>%</b>	最終目標 < 平成27年度 > 54.0 <b>%</b>	データ出所 区民アンケート調査

### シルバー人材センター登録者数

指標とした理由 高齢者の社会参加をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
1,778人	2,300人	2,800人	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成18年1月現在、高齢者人口は46,520人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は20.6%に達し、今後とも上昇を続けることが予想されます。これまで区は老人クラブ活動の支援を行ってきましたが、老人クラブの加入率は平成12年度37.6%から平成17年度31.1%へと低下しています。一方、シルバー人材センターの会員数は平成12年度末の1,271人から平成17年度末の1,778人に増加しています。高齢期の区民に新たな活動の場を創出するために、定年退職後の活動主体「てーねん・どすこい倶楽部」を平成14年9月に立ち上げたほか、元気高齢者のための施設「いきいきプラザ」を平成16年12月に開設しています。

#### 今後の課題

平成27年には団塊の世代が65歳以上になるなど、従来とは異なった価値観をもつ高齢者が増加し、既存の生き方や組織・団体にとらわれない新たな活動が展開されるものと想定されます。元気で生きがいに満ちた生活を営む主体は高齢者みずからであり、区は必要に応じて支援する立場で施策を進めることが重要です。

#### 各主体が担う役割

な

#### 区が取り組むこと

元気高齢者の能力を活かすしくみや、社会参加のきっかけとなる場の提供、ネットワークづくりを支援します。

#### セカンドステージ支援事業

元気な高齢者に対し、経験や知識・技術を地域で活用できるよう支援します。

元気高齢者施設運営管理事業

いきいきプラザやゆうゆう館の運営を通じて、生きがい活動の場を提供します。

老人クラブ運営支援事業

個別の老人クラブや老人クラブ連合会に対し、健康増進・教養向上等の活動を地域で 展開できるよう支援します。

#### (社)墨田区シルバー人材センター運営支援事業

(社)墨田区シルバー人材センターに対し、高齢者の就労拡大等、円滑な事業運営が展開できるよう支援します。

#### 区民が取り組むこと

高齢者の多様化するライフスタイルを理解します。高齢者は、住み慣れた地域において、も てる能力を活用してさまざまな形で地域において活動します。

#### 事業者が取り組むこと

(社)墨田区シルバー人材センターへの仕事の供給や、雇用助成制度等を活用し高齢者がもつ知恵や技術、地域力を活用できる就労の機会を提供します。

#### 【関連データ】

#### 墨田区の高齢者人口の推移



の内容

#### 施策442

### 高齢者が自立して 生活できるよう支援する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 4 0

高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせる しくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

普段から健康管理や介護予防に取り組むことによって、できる限り介護を必要とせずに、自立して暮らし続けている高齢者が増えています。

#### 施策の達成をはかる指標

第1号被保険者における要介護認定率				
指標とした理由 介護予防施策の効果をあらわす数値を指標としました。				
	現状値<平成17年度> 14.7 <b>%</b>	中間目標 < 平成22年度 > 16.6 <b>%以下</b> (17.8%)	最終目標 < 平成27年度 > 18.7 <b>%以下</b> (19.9%)	データ出所 所管課データ
( )内は介護予防事業を実施しない場合の認定率				

#### 介護を必要としない生活を送るために、何らかの活動に取り組んでいる60歳以上の区民の割合

指標とした理由の介護予防の実践の程度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
30.8 <b>%</b>	32.0%	34.0%	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

介護予防施策については、従来から転倒予防教室やリハビリ教室など各種事業を実施し、一定の成果をあげてきたところです。高齢者がさらに増加する社会を見据え、平成18年4月介護保険制度が改正され、予防重視型システムへの転換によって、地域支援事業、介護予防サービス(新予防給付)、地域包括支援センターなどの新たなサービスや事業が始まりました。

#### 今後の課題

要介護認定者数やサービス利用者数は高齢者人口の伸びとともに、今後も年々増加していくことが見込まれています。そこで、介護保険サービスが必要な状態にならないことや要介護度の進行を予防することが必要です。そのためには、区民がみずからの健康状態を把握し、積極的に心身機能の低下防止等に努めること、また介護が必要となる前の段階から一人ひとりの身体状況や生活環境に即した介護予防サービスが継続的に提供されることが重要です。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

介護予防サービスが、一人ひとりの状況に適した内容で、身近な地域において包括的・継続的に提供できるシステムづくりを進めます。

#### 新予防給付事業

要介護状態が軽度の方(要支援1、2と判定された方)を対象に、本人ができないことを補う介護だけではなく、できることを増やし状態の維持・改善を図るため、筋力トレーニング・栄養改善、口腔ケア等の「新予防給付」を実施します。

主

#### 地域包括支援センター事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、保健師、主任ケアマネ 事 ジャー、社会福祉士などの職員が専門性を活かしながら高齢者への総合相談等の支援 事業を実施します。

. .

#### 地域支援事業

要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者の方を対象に、生活機能低下を防ぎ、介護等が必要になる状態を予防するために、介護予防の普及・啓発、介護予防教室の開催等を行います。

#### 区民が取り組むこと

健康保持や機能回復など、介護予防に積極的に取り組みます。

#### 事業者が取り組むこと

利用者の権利を理解し、適正な介護予防サービスを提供します。施設の段差解消などバリアフリー化を進めます。

#### 介護予防教室







の

内容

### 高齢者が地域で暮らし続けるため の環境をつくる

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 4 0

高齢者が尊厳をもち、安心して暮らせる しくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

要介護状態になった場合でも、介護保険サービスや 生活支援サービスを利用しながら、住み慣れた地域の なかで安心して暮らす高齢者が増えています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 介護老人福祉施設入所待機者数

指標とした理由 介護保険サービスを適正に利用できている状態をあらわす指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
678人	640人	500人	所管課データ

#### 要介護2~5に占める介護施設等利用者の割合

指標とした理由 介護保険サービスを適正に利用できている状態をあらわす指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
40.1%	38.0%以下	37.0%以下	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成18年1月末現在の要介護認定者数は7.162人で、区内の全高齢者数に対し約15%の割合と なっており、介護保険制度が発足した平成12年4月当時の認定者数と比較すると、約2倍に増加し ています。区では、これまで介護が必要な方が十分に介護保険サービスを利用できるようサー ビス提供事業所の参入を促進するなど、介護サービスの基盤整備に力を注いできました。また、 平成18年3月に「第3期介護保険事業計画」を策定し、制度の充実に努めています。

#### 今後の課題

今後は、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加することが見込まれており、住み慣れた 地域や自宅での生活を継続するため、居宅サービスの一層の充実や地域密着型サービスの基盤 整備が必要です。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

介護保険制度の普及と、高齢者のニーズにあった適正なサービスが利用できるよう支援します。

#### 介護給付サービス事業

- 要介護者が居宅サービスや施設サービス等の介護サービスを利用した際に、そのサー ビスに対する保険給付費分を支払います。
- すみだ高齢者見守りネットワーク事業
- 協力員・協力団体を募集し、見守りが必要な高齢者に対し、声かけや見守りを行います。

#### 地域密着型サービス整備事業

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症高齢 者のグループホームなどの地域密着型サービスを、適正に整備をします。

#### 区民が取り組むこと

地域での声かけや安否確認、地域福祉活動等へ積極的に参加します。また、高齢者福祉サー ビスについての理解を深め、主体的かつ適正に利用します。

#### 事業者が取り組むこと

利用者の権利を理解し、各種サービスの質の向上に努め、適正な介護・福祉サービスを提供 します。(区は、下記施設の誘導を図ります。)

事業名	事業内容	現 況	計画目標
特定施設入居者生活介護 (混合型)	有料老人ホーム等の整備支援	2か所	3か所(19年度) 4か所(20年度)
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームの整備支援	6か所	7か所(20年度)
介護療養型医療施設	療養型病床群の整備支援	2か所	3か所(20年度)
認知症対応型共同生活介護	グループホーム整備支援	6か所	7か所(19年度) 9か所(20年度)

第3期介護保険事業計画

計画の内容

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策 4 5 0

# 障害者が尊厳をもち、 安心して暮らせるしくみをつくる

ノーマライゼーション\*の理念のもと、障害のある人も、ない人も、お互いに区民の一員として尊重しあい、支えあいながら、住み慣れた地域で生活しています。また、障害の有無に関わらず社会参画できており、個人の適性や能力に応じて活動しています。



政策を実現させるための施策

### 450 障害者が尊厳をもち、安心して暮らせるしくみをつくる

#### 451 障害者の自立生活を支援する

- · 心身障害者自立支援等給付事業
- ・知的障害者グループホーム支援事業
- ・手話通訳者派遣事業
- ・心身障害者居宅サービス支援事業
- ・心身障害者福祉タクシー事業
- ・心身障害児療育施設整備事業

#### 452 障害者の社会参画と自己実現を支援する

- ・障害者就労支援事業
- ・心身障害者団体等運営支援事業
- ・障害者卒後対策事業
- ·心身障害者通所更生施設整備事業
- ·知的障害者通所授産施設整備事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

\* ノーマライゼーション:障害のある人もない人も、社会の一員として、お互い尊重し支えあいながら、地域のなかでともに生活する社会こそがあたりまえの社会である、という考え方です。

### 政策を取り巻く現状

核家族化・高齢化が進展するなか、障害のある人も社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」で暮らし続けることができる地域づくりが重要になっています。

昭和56年の国際障害者年以来、ノーマライゼーションの実現に向けた取り組みが一層求められています。また、平成15年度から、利用者の選択に基づくサービス提供体制の確立という趣旨から支援費制度が導入され、平成18年4月には、障害の種別にかかわらず障害者の自立を促進するための「障害者自立支援法」が施行され、障害のある人を取り巻く環境は、大きく変化しています。

本区では、昭和57年3月に「障害者問題解決のための墨田区第1期行動計画」を 策定して以来、障害者問題の解決に取り組んできました。また、平成18年3月には 「すみだノーマライゼーション推進プラン21」を改定し、障害の有無にかかわらず、 お互いに尊重し支えあいながら、地域のなかでともに暮らせる社会を実現する 「ノーマライゼーション」を理念として、さまざまな施策に取り組んでいます。

### 政策実現に向けての課題

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、今後は「障害者が自立して尊厳をもって暮らせるまちづくり」、「地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず支えあうまちづくり」をめざしていくことが求められています。

この「自立と共生のまちづくり」に向けて、地域生活や就労支援などのサービスに重点を置き、その障害の特性・程度にあわせた選択ができるような施策の取り組みが必要です。



の

内容

施策 4 5 1

### 障害者の自立生活を支援する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 5 0

障害者が尊厳をもち、安心して暮らせる しくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

**障害のある人も、ない人も、お互いに区民の一員と** して尊重し合い、支え合いながら、住み慣れた地域で 生活しています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### グループホーム・ケアホーム利用者数

指標とした理由 障害者が地域で独立した生活を送る状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
73人	88人	100人	所管課データ

#### 「ノーマライゼーションとは具体的にどういうことか知っている」区民の割合

指標とした理由 障害者に対する理解の浸透状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
14.3%	17.0%	20.0%	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成15年4月にノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度によって、障 害者福祉施策の充実が図られてきました。

区内の在宅サービス利用者状況をみると、特に知的障害のある人において、ホームヘルプサー ビス、ショートステイの利用者数が増加しています。

また、区内のグループホームは、平成13年から5年間で6か所から13か所へと倍増し、平成17 年10月現在の墨田区のグループホーム普及率(18歳以上の愛の手帳\*交付者数に占めるグルー プホーム定員数)は6.75%で、23区内で第3位となっています。

#### 今後の課題

平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」によって、重い障害をもっていても、住 み慣れた地域社会で暮らしていく人たちや、障害者入所施設などから地域生活をめざす人たち が、今後増えていくと予想されます。そのような障害者の人たちの地域での生活を支援するた めに、グループホーム(中軽度の障害者対象)とケアホーム(重度の障害者対象)の整備を進 めていくことが求められています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

地域での自立生活を支えるサービス基盤を民間事業者と連携して整備するとともに、みずか ら生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な、自己決定や選択を支援する体 制を整備します。

#### 心身障害者自立支援等給付事業

日常生活を営むのに支障のある心身障害者に対し、ホームヘルパー等を派遣し、身体 介護や家事援助等を行い生活の安定を図ります。

#### 知的障害者グループホーム支援事業

知的障害者が住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう支援します。

#### 手話通訳者派遣事業

聴覚障害者等が、通院・会合・届出など社会生活におけるコミュニケーションを円滑 に行うため、区が手話通訳者を派遣します。

#### 心身障害者居宅サービス支援事業

心身障害者が安心かつ快適に生活ができるよう住宅設備の改善等を実施します。

#### 心身障害者福祉タクシー事業

心身の障害により他の交通機関の利用が困難な人に対し、タクシークーポン券を支給 します。

#### 心身障害児療育施設整備事業

心身障害児に対し、日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、 自立した地域生活を支援するための施設を整備します。

#### 区民が取り組むこと

ノーマライゼーションの理念に基づき、住み慣れた地域で障害者が社会生活を送れるよう、 障害者に対する思いやりの精神を育みます。

#### 事業者が取り組むこと

ノーマライゼーションの理念に基づき、事業所として可能な限り施設のバリアフリーに取り 組み障害者が利用しやすい店舗等を整備します。サービス提供事業者は、障害者に対し温かみ のあるきめ細やかなサービスを提供し、障害者の自立と社会参加の一助となります。

(区は、下記施設の誘導を図ります。)

事業名	事業内容	計画目標
知的障害者グループホーム・ケ アホームの整備支援	中軽度および24時間対応が必要な重度の知的障害者の地域生活を支えるグループホームやケアホームの整備を、民間事業者等の誘導により支援します。	充実
身体障害者グループホーム・ケ アホームの整備支援	重度の身体障害者の地域生活を支えるグループホームやケアホームの整備を、民間事業者等の誘導により支援します。	充実
心身障害者入所施設の確保	重度心身障害者の地域生活を促進するため、区内での入所施設の 整備を支援します。	推進

第3期墨田区障害者行動計画(後期)

<sup>\*</sup>愛の手帳:知的障害の方が、いろいろな援助や制度を利用するときに必要な手帳です。障害の程度によって1~4度 に分かれています。

の内容

施策452

### 障害者の社会参画と自己実現を 支援する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 5 0

障害者が尊厳をもち、安心して暮らせる しくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

障害者が、さまざまな場面で社会参加ができ、障害の有無に関わらず誰もが適性や能力に応じて働くなど、活動しています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 障害者雇用率

指標とした理由事業所の障害者雇用状況をあらわす数値を指標としました。

James of the State			
現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
1.39%	1.50%	1.60%	ハローワーク墨田

#### 区の障害者就労支援センターを通じて就労した人数

指標とした理由 障害者の就労状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
24 <b>人/年</b>	25 <b>人/年</b>	25 <b>人/年</b>	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、養護学校等の卒業生等の福祉的就労の場として、福祉作業所の充実を図っております。平成16年4月に「墨田さんさんプラザ」の整備を支援するとともに、重度心身障害者施設である肢体不自由児(者)通所訓練所を拡充しました。また、平成17年6月、すみだふれあいセンター内に障害者就労支援センターを開所し、就労全般に関する相談、就職準備活動支援、職場開拓、職場定着支援等の事業を展開し、障害者の一般就労に向けた取り組みを行っています。

#### 今後の課題

就労できた場合でも定着が難しく、就労後も一定の人的援助が欠かせない状況にあります。 また平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」によって、就労支援型施設の整備など障 害者の就労支援体制が強化されます。

今後は、事業者の障害者に対する理解を広めるとともに、障害者就労支援センター、ハローワーク、NPOなどの関係機関が連携して、障害者の就労支援に一体的に取り組むことが求められています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

障害者一人ひとりがもてる力を発揮し、自己実現や社会貢献をしていくことができるよう、 さまざまな活動の場の整備を進めます。

#### 障害者就労支援事業

一人ひとりの適性や希望にあった就労支援を行い、障害のある人の自立を支援していきます。

#### 心身障害者団体等運営支援事業

心身障害者団体が運営する授産施設や訓練施設等に対し、安定した施設運営が行える よう支援します。

#### 障害者卒後対策事業

主

事 知的障害者デイサービス事業を運営する団体に対し、運営経費の一部を補助し、知的 障害者の日中活動の場を確保します。(ワクワク工房デイサービス)

#### 心身障害者通所更生施設整備事業

心身障害者に対し、社会的生活能力を高めるのに必要な訓練を行い、社会的自立を支援するための施設を整備します。

#### 知的障害者通所授産施設整備事業

一般就労の困難な障害者に対し、状況に応じた仕事を提供し、あわせて社会参加を支援するための施設を整備します。

#### 区民が取り組むこと

ノーマライゼーションの理念に基づき、住み慣れた地域で障害者が社会生活を送れるよう、 障害者に対する思いやりをもって行動します。

#### 事業者が取り組むこと

ノーマライゼーションの理念に基づき、各施設のバリアフリーに取り組み、可能な限り障害者の雇用を促進するなど、障害者の社会参加の一助となります。

基本目標 Ⅳ 安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策460

# 生涯にわたり、 健康に暮らせるしくみをつくる

さまざまな健康課題に適切に対応できる保 健・医療の環境が整い、すべての区民が食中 毒、薬害、感染症などにあうことなく安全な生 活環境が確保され、心身ともに健康で暮らし、 元気で自立している高齢者が増えています。



政策を実現させるための施策

#### 460 生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくる

#### 461 区民一人ひとりの健康づくりを支援する

- ・区民健康診査事業
- ・食育を進める事業
- ・区民健康体操の普及事業
- ・精神保健の普及・啓発事業
- ・地域健康づくり事業

#### 462 生活衛生の安全を確保する

- · 食品衛生監視事業
- ・環境衛生監視事業
- ・医薬品等の安全確保事業
- ・飼い主のいない猫対策事業
- ・感染症対策事業

#### 463 適切な保健医療体制づくりを進める

- ・かかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの推進事業
- ・休日応急診療・小児救急平日夜間診療事業
- · 国民健康保険運営事務
- ・保健施設整備事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

### 政策を取り巻く現状

健康はすべての活動の土台となるものであり、中小企業を中心とした、働くま ちすみだの活力の原点です。

1986年に世界保健機構(WHO)が「ヘルスプロモーション」を提唱し、世界 の健康づくりの基本的な戦略として普及・啓発を図っています。本区ではその考 えに基づき、昭和58年12月に「区民の健康づくり総合計画」を策定し、昭和59年 10月には「すみだ健康区宣言」を行いました。この宣言のもと、みずからの健康 はみずからつくるという理念を掲げ、区民と行政が協働して施策を進めてきてい ます。

また、平成13年3月に「区民の健康づくり推進計画」を策定するとともに、保 健・医療と福祉の両部門の一体的な連携のために組織を統合したうえ、さまざま な健康づくり施策を推進してきました。また平成18年3月には「区民の健康づくり 総合計画」として改定し、第一次予防としての健康増進や生活習慣病予防に重点 的に取り組むこととしています。

### 政策実現に向けての課題

すべての区民が心身ともに健康で暮らし、元気で自立している高齢者が増える ためには、まず、区民一人ひとりが健康であることが必要です。そのために、区 民みずからが若い時から健康づくりに取り組むとともに社会全体で健康づくりを 支援していくことが必要です。一方、環境衛生や食品衛生の分野では健康をおび やかす問題がグローバル化しており、関係機関が一体となって問題解決に向けて 取り組む必要があります。さらに、健康を害したときに適切な治療を受けられる ための身近な医療体制づくりも求められています。

基本目標

159



の

内容

施策461

### 区民一人ひとりの 健康づくりを支援する

#### (基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策460

生涯にわたり、健康に暮らせるしくみを つくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

多くの区民が、心身の健康維持に必要な知識をもち、 栄養、運動、休養のバランスのとれた健康な生活を送っています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 寝たきりや認知症になることなく健康で自立して暮らす期間(65歳健康寿命)

指標とした理由 区民の健康状態をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 > 中間目標 < 平成22年度 > 最終目標 < 平成27年度 > 男性: 81.0歳 男性: 81.5歳 男性: 82.0歳 東京保健所長会 女性: 84.7歳 女性: 85.2歳 女性: 85.7歳 「65歳健康寿命調査」

65歳健康寿命:生命表や介護保険の要介護度等を利用して算出するもので、65歳+65歳平均自立期間(年)で表されます。

#### 「1年に1回健康診査を受診する」区民の割合(20~79歳)

指標とした理由 みずからの健康状態を把握している区民の割合を指標としました。

現状値 < 平成17年度 > 中間目標 < 平成22年度 > 最終目標 < 平成27年度 > データ出所 73.5% 74.0% 75.0% 所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

健康寿命を延伸するためには、脳血管障害、心疾患、がん等の生活習慣病の予防と同時に寝たきりや認知症にならないための介護予防が重要です。

本区では多くの区民が、健診を受けられるように場所や時間を配慮して受診機会の確保に努めてきました。また、区民みずからが生活習慣改善への取り組みができるよう、地域に出向き、町会・自治会ごとに「地域健康づくり事業」や、「健康づくり出張講座」を行い、区民とともに健康づくりを実践してきました。介護予防としては「閉じこもり予防教室」、「運動・栄養教室」などの一般高齢者向けの事業を行ってきました。

#### 今後の課題

区民参加のもとで平成18年3月に策定した「区民の健康づくり総合計画」に基づき事業を推進していきます。これまでの健康づくりへの取り組みをさらに進め、健康意識の向上、一次予防の普及、自主的活動の展開を一層進めていく必要があります。

また、平成18年4月の介護保険制度改正で地域支援事業や新予防給付などのより介護予防を 重視した介護保険サービスが創設されたのを受け、新しい制度に沿った取り組みを積極的に 行っていくことが必要です。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

健康づくり意識を啓発し、企業や団体、学校等と連携を図り区民の健康づくりを支援します。

#### 区民健康診查事業

健康診査やがん検診等の充実を図り、受診しやすい条件整備を進めるとともに、結果 に基づく健康指導を充実します。

#### 食育を進める事業

保育園や学校等との連携を図り、幼児期からの食育を進めます。 主

区民健康体操の普及事業

区民に、運動習慣を身につけてもらうための健康体操を普及します。

業精神保健の普及・啓発事業

精神疾患に関して疾病の知識やそのつきあい方について、精神保健普及講演会を開催し普及・啓発を行います。

#### 地域健康づくり事業

地域別に健康講座を実施するとともに、地域で健康づくり活動を行う自主グループを育成します。

#### 区民が取り組むこと

適切な食生活を心がけ、適度な運動を行うなど、日頃から健康に配慮した生活を送ります。 また、地域における健康づくり活動に参加します。

#### 事業者が取り組むこと

従業員の健康診断を推進するとともに、健康教育や意識啓発に努めます。専門的な相談や情報提供を図ります。

(区は、下記施設の誘導を図ります。)

事 業 名	事業内容	計画目標
精神障害者地域生活支援 センターの運営	日常生活を営むうえでの相談や支援等の事業を実施し、 こころの病をもつ者の自立と社会復帰を図るとともに、 その保護者等の身体的、精神的負担の軽減を図ります。	推進

区民の健康づくり総合計画

の内容

施策462

### 生活衛生の安全を確保する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策460

生涯にわたり、健康に暮らせるしくみを



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

すべての区民が食品、医薬品、飲料水、化学物質、 動物による健康被害にあうことなく安全な生活環境で 暮らしています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 「食品を購入する時に表示を確認する」区民の割合

指標とした理由 食品の安全性に関する情報提供の進展度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
90.1%	93.0%	95.0%	区民アンケート調査

#### 「医薬品の安全について関心をもっている」区民の割合

指標とした理由薬局・薬店における情報提供の進展度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
84.8 <b>%</b>	88.0%	90.0%	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

依然として減少しない食中毒への対応を中心に、輸入食品や食品添加物、残留農薬等の安全 性に関する不安や、不適正な食品表示に対する不信などを解消するために検査や区民との意見 交換に努めています。また、環境衛生営業施設の衛生水準の向上を図るとともに、薬局・薬店 において提供される医薬品等に起因する事故防止に努めています。さらに、飲料水をはじめ、 結露、ダニ・カビ、有害化学物質等住まいで生じるさまざまな問題に対する助言指導、地域の ねずみ、衛生害虫の防除等地域の環境衛生の確保を図っています。また、犬や猫の適正飼養に ついて普及啓発を行っています。

#### 今後の課題

食品の安全を確保するために、営業者等による自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、食 品の安全性に関する情報収集を行い、区民に対して積極的な情報提供と意見交換を行っていく 必要があります。また、大規模食中毒時には、的確な対応ができるように体制の強化を図る必 要があります。

環境衛生営業施設では、公衆衛生と区民生活の向上の観点から監視指導を充実強化する必要 があります。

また、薬剤師による服薬指導の充実は重要な課題となっています。

一方、動物愛護思想の普及啓発を推進し、人と動物の共存できる社会の実現を進める必要が あります。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

食中毒など健康被害の発生防止に努め、生活環境の安全と安心を確保します。

#### 食品衛生監視事業

食中毒等食品に起因する事故の発生防止と食品衛生向上のための対策強化を図ります。

#### 環境衛生監視事業

環境衛生営業施設の利用による健康被害や感染症の発生を防止するため監視指導の強 化を図ります。 主

#### な 医薬品等の安全確保事業

薬局・薬店における薬剤師による服薬指導を薬事監視の際に徹底します。

#### 飼い主のいない猫対策事業

のら猫の不妊手術を行って生息数を減らすとともに、生活環境に配慮した地域の活動 を支援します。

#### 感染症対策事業

感染症発生時に速やかに対応し、拡大防止を図ります。

#### 区民が取り組むこと

食品、医薬品、飲料水、化学物質、動物などに起因するリスクを低減するために生活衛生に 対する関心を高めます。

#### 事業者が取り組むこと

区民、行政とともに食品、医薬品、飲料水、化学物質、動物などに起因するリスク情報を収 集し、区民に対し分かりやすく情報提供します。事業所の清潔の保持に努めます。

#### 【関連データ】

#### ◆過去5年間の食品等の苦情処理件数

腐敗変敗

平成13年度 | 56 | 11 | 13 | 3 | 3 | 6 | 3 | 0 | 4 | 5 |

信

平成17年度 84 13 12 2 7 6

平成16年度 | 68 | 15 | 12 | 7 |

の

発生

3

異臭

3 0

変質

#### (件)

施設取扱不良

安全性の疑義

0

### ◆食品の苦情・相談件数の経年変化



出典:墨田区の福祉・保健

飲料水による事故防止に加え、住宅の建材や家具、家庭用品等から発生する有害化学物質に よる健康被害防止のための対策が求められています。あわせて、衛生害虫対策として過剰な薬 剤使用を抑えるために、侵入防止対策や発生源対策を進めることが課題となっています。

計画の内容

施策463

### 適切な保健医療体制づくりを 進める

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 6 0

生涯にわたり、健康に暮らせるしくみを つくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

区民の健康を支えるための基盤である保健医療の人的体制、施設、しくみが充実し、さまざまな健康課題に適切に対応できる保健・医療の環境が整っています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 身近なところに、「かかりつけ医、歯科医をもっている」区民の割合

指標とした理由 医療環境の充実度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
73.1 <b>%</b>	77.0%	80.0%	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

さまざまな健康課題に対応するため、保健医療の環境整備が求められています。区民の日常における健康管理のために、かかりつけ医、歯科医、薬局をもってもらうことを進めています。また、医師会との協力のもと休日応急診療所を開設しているほか、平成17年11月には小児救急平日夜間診療事業として、「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」を新設しました。さらに、保健所・保健センターでは、健康危機管理のための訓練を実施してきました。

#### 今後の課題

適切な健康づくり活動を実施し、各種保健サービス提供の基盤整備のために、保健医療従事者の確保および研修等による資質の向上を図っていく必要があります。また、区の保健施設の老朽化が進んでおり、保健サービスを総合的に提供するための保健所機能の整備・拡充が必要です。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

区民の健康を支えるための基盤として、人的体制、施設・設備、しくみを充実していきます。

#### かかりつけ医・歯科医・薬局をもつことの推進事業

区民が、日常における医療上の不安をもたずに生活できるようにします。

#### 休日応急診療・小児救急平日夜間診療事業

主 「墨田区休日応急診療所」(すみだ福祉保健センター内)において、休日における急病な 者の医療を確保します。また、「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」(同愛記念病院救急外来内)で、平日夜間における小児の初期救急医療体制を確保します。

#### 国民健康保険運営事務

被保険者が必要とする医療を受けられるように、国民健康保険を安定的に運営します。

#### 保健施設整備事業

向島・本所保健センターを統合し、施設面での充実・向上をめざします。

#### 区民が取り組むこと

健康管理のためにかかりつけ医などをもち、医療機関を適切に利用します。

#### 事業者が取り組むこと

地域医療を提供するなど、医療環境の整備をします。健康危機対策については、区民、行政との協力体制を確立します。

計画の内容

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策 4 7 0

# 豊かな人間性をもった子どもたちが 健やかに育つしくみをつくる

すべての子どもが、心もからだも健康であり、確かな学力を身につけることができる環境のなかでいきいきと生活しています。



政策を実現させるための施策

#### 470 豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つしくみをつくる

#### 471 子どもの健康な心とからだを育む

- ・学校保健事業
- ・学校給食事業
- ·教育相談推進事業
- · 移動教室等支援事業

#### 472 確かな学力の向上を図る

- ・すみだ教育指針推進事業
- · 教職員研修事業
- ・幼小中一貫教育推進事業
- ·新教育課程対応事業

#### 473 魅力ある学校環境をつくる

- 学校施設維持管理事業
- ・学校運営協議会運営事業
- ・子ともの女全对策事業
- · 区立学校適正配置事業
- · 学校校舎屋内運動場等改築 · 改修事業

#### 474 地域と家庭の教育力の向上を支援する

- ・子育て学習支援事業
- ・青少年育成委員会活動支援事業
- · P T A 活動支援事業
- ・地域体験活動支援事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

### 政策を取り巻く現状

少子化、女性の社会進出・参画、都市社会の進展は、教育環境にも大きな変化 をもたらすとともに子どもたちを含めた人々の意識・価値観にも影響を与えてい ます。

高学歴志向や学校評価の変容等保護者の教育に対する意識は、私学教育と公教育との進路選択をはじめとして、従来の公教育体系を大幅に修正するまでの強い流れとなっています。こうした学校教育への期待感の高まりの一方、児童・生徒の一部に学習意欲の低下や学習態度の乱れにより基礎学力の築き上げが困難であるという解決すべき状況も生まれています。

本区では、平成12年8月に「すみだ教育指針」を策定し、学校教育がめざすものとして「ゆとりある学校(基礎基本の徹底等)」「特色ある学校」「心と体を育てる学校」を目標として取り組んできました。

また、本区の教育課題である児童・生徒の「学力向上」のために、平成16年5月から「開発的学力向上プロジェクト」を立ち上げ、少人数指導など個々に応じた学習指導に取り組んできました。

区立学校の適正配置については、平成18年2月に、墨田区立学校適正配置等審議会からの答申を受け、子どもたちにとって最も望ましい教育環境のあり方について検討を進めています。

### 政策実現に向けての課題

多くの子どもが、確かな学力を身につけるためには、心とからだの両面の健康づくりが大事です。そして、心身の健康にも、学力向上にも、毎日通う学校環境が明るく健康的で、居心地よく魅力的であることが必要です。学力を身につけ、自分で考える力をつけることは、豊かな人間性の醸成につながります。また、家庭・学校・地域が協力して、子どもの生きる力を伸ばすことができる教育環境を整備していく必要があります。



の内容

#### 施策471

### 子どもの健康な心とからだを 育む

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 7 0

豊かな人間性をもった子どもたちが健や かに育つしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

一人ひとりの子どもが、心身ともに健全な状態で生 活を送っています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 学習意識調査で「学校に行くのが楽しい」と回答している中学校3年生の割合

指標とした理由学校生活への満足度をあらわすことから指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
77.6 <b>%</b>	82.0%	87.0 <b>%</b>	所管課データ

#### 定期健康診断で栄養状態の良好な児童・生徒の割合

指標とした理由 栄養状態(肥満)は小児生活習慣病の要因のひとつであることから指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
<b>児童男子</b> 94.8 <b>%</b>	<b>児童男子</b> 95.0 <b>%</b>	<b>児童男子</b> 95.0 <b>%</b>	所管課データ
<b>児童女子</b> 96.7 <b>%</b>	児童女子97.0%	児童女子97.0%	
<b>生徒男子</b> 97.2 <b>%</b>	<b>生徒男子</b> 97.5 <b>%</b>	<b>生徒男子</b> 97.5 <b>%</b>	
<b>生徒女子</b> 98.7 <b>%</b>	<b>生徒女子</b> 98.8 <b>%</b>	<b>生徒女子</b> 98.8 <b>%</b>	

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

子どもは、知・徳・体のバランスのとれた発達が必要です。これまで、各種健康診断による 健康管理、学校生活環境の改善、食教育の充実を図ってきました。また、児童生徒の不登校や 問題行動に対応するため、すみだスクールサポートセンター\*、スクールカウンセラー\*による 相談事業、学校への復帰を支援するステップ学級\*を設置し運営しています。

#### 今後の課題

小児生活習慣病が問題となっており、これまでの健康管理の取り組みの上に、予防対策等を 重点とした対応が求められています。また、いじめや不登校の要因には、友人関係だけでなく、 集団不適応など心の健康の問題もあります。こうした問題を解決していくために、家庭と連携 した子どもたちの健全育成の取り組みや生活習慣の改善、自然とふれあう体験学習の充実、学 校内外での文化スポーツ活動の取り組みを強化していくことが必要です。

- \* すみだスクールサポートセンター:不登校や問題行動、子育てに関する問題など、多様化する健全育成上の課題に 対する早期対応を目的として設置された相談施設で、相談員や臨床心理士が相談・支援、専門機関の紹介などのき め細やかな対応を行います。
- \*スクールカウンセラー:いじめや不登校の未然防止・改善・解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図ることを 目的として学校に配置された臨床心理士のことで、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有してい ます。現在、小学校5校、中学校全12校に配置されています。
- \*ステップ学級:さまざまな理由により長期間学校を欠席している児童・生徒に対して学習指導や体験活動、相談活 動を行い、学校への復帰ができるよう個に応じた支援を行うことを目的として設置された通級制の教室です。原則 として墨田区立学校の小学4年生から中学3年生を対象としています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

区立学校では、学習指導、生活指導、保健事業・給食事業などを通じて児童生徒の心と体の 健全育成を進めます。

#### 学校保健事業

健康診断などにより心と体の管理を適切に行うとともに、各学校の保健委員会や学校 保健会事業の活動を通じて、児童・生徒の健康増進を図ります。

#### 学校給食事業

主 学校給食改善推進事業として、「食」教育の充実、ランチルームの改善や食器等の更新 など食環境の改善を進めます。

#### 教育相談推進事業

児童・生徒の不登校や問題行動など多様化する健全育成上の課題に対するための、す みだスクールサポートセンター、ステップ学級、スクールカウンセラーによる相談事 業を行います。

#### 移動教室等支援事業

自然体験や地理、風土の学習を行い、集団における役割行動、仲間を思いやる心を育 むために、各学校の移動教室や野外体験活動を支援します。

#### 区民が取り組むこと

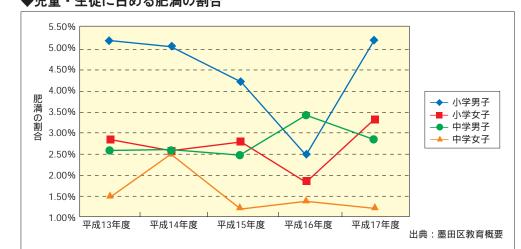
学校外での文化・スポーツ活動、ボランティア活動などを通して、児童生徒に対して、さま ざまな人間関係のなかでの自主性や協力の精神を育みます。

#### 事業者が取り組むこと

子どもたちが参加する野外体験学習などの場の提供や、地域が行う社会活動や文化・スポー ツ活動支援等を行います。

#### 【関連データ】

#### ◆児童・生徒に占める肥満の割合



の

内容

#### 施策472

### 確かな学力の向上を図る

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 7 0

豊かな人間性をもった子どもたちが健や かに育つしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

一人ひとりの子どもが、豊かな社会生活を送ってい くために必要とする確かな学力を身につけ、いきいき と生活しています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 学びに向かう力

指標とした理由 学習意識調査で「目標に向けてふだんからコツコツ学習している」と回 答している中学校3年生の割合を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
29.8 <b>%</b>	35.0%	40.0%	所管課データ

#### 教科の理解度

指標とした理由 学習意識調査における中学校3年生の国語、数学の「授業がよくわかってい る・まあわかっている」と回答している割合を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
<b>国語</b> 64.8 <b>%</b>	国語70.0%	<b>国語</b> 75.0 <b>%</b>	所管課データ
<b>数学</b> 65.9 <b>%</b>	数学70.0%	数学75.0%	

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

一人ひとりの子どもが生きる力を身につけるためには、確かな学力、豊かな心、健やかな体 をバランスよく育んでいくことが必要であり、特に知識や技能に加え、学ぶ意欲や課題を自分 で見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資 質や能力を育成することが重要です。

このため教育委員会では、平成17年4月に「学力向上・新すみだプラン」を策定し、基礎・ 基本の確実な定着と確かな学力の向上のために学校が行う授業改善の取り組みを支援するな ど、この施策に取り組んできました。

#### 今後の課題

平成12年度に策定した教育指針を見直し、その関連事業の実現状況等を検証したうえで、国 や都の動向等を踏まえながら、学校教育の向上を図ることが求められています。

さらに、幼小中一貫教育の推進、教職員研修の充実、新たな学習指導要領に基づく教育課程 実施にあたっての支援事業等を進めていくことが必要です。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

児童・生徒の確かな学力の向上のため、学習環境の整備、教員の資質向上、さらには新しい 学習指導要領による新たな教育課程への円滑な移行を支援していきます。これらの取り組みを 通して、学校教育力の向上を実現させます。

#### すみだ教育指針推進事業

すみだ教育指針を見直し、その関連事業の実現状況等を検証したうえで、国や都の動 向等を踏まえながら、学校教育力の向上を図ります。

#### 教職員研修事業

主 確かな学力の向上をめざす授業改善や学習環境の充実に向けた研修会を実施し、教員 のさらなる資質の向上を図ります。

#### 幼小中一貫教育推進事業

区立幼稚園および小・中学校が共同で開発する系統的な指導計画をもとに、義務教育 修了までの一人ひとりの子どもの教育に責任をもってあたります。

#### 新教育課程対応事業

新しい学習指導要領等による教育課程にすべての学校が円滑に移行し、効果的な学習 指導が行えるよう、研修や人材派遣等、支援体制を整備します。

#### 区民が取り組むこと

保護者・地域が学校と連携し、ともに支えあいながら子どもたちの確かな学力の向上を進め ていきます。

#### 事業者が取り組むこと

キャリア教育(進路指導)や体験活動などの学習場面で、それぞれが有する教育力、教育資 源を積極的に提供し、子どもたちの確かな学力の向上に向けた支援を行います。また、インターン シップも積極的に受け入れます。

#### 【関連データ】

#### ◆学びに向かう力

	V V V V V V V V V V V V V V V V V V V		
	年度		
	平成16年度	26.7%	
	平成17年度	29.8%	
ĺ	平成18年度	32.8%	

#### ◆教科の理解度

年度	国語	数学
平成16年度	65.7%	61%
平成17年度	64.8%	65.9%
平成18年度	67.1%	64.6%

出典:墨田区学習状況調査

#### 施策473

### 魅力ある学校環境をつくる

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 7 0

豊かな人間性をもった子どもたちが健や かに育つしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

魅力ある教育環境のもと、多くの子どもたちが良好で安全な学校に楽しく通っています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 小・中学校の耐震化の割合

指標とした理由 災害時における児童・生徒の安全を図り、防災活動の拠点となりうる施設 を確保する安全度を示す数値として指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
耐震化率 49.3%	耐震化率 93.4%	耐震化率 100.0%	所管課データ

#### 適正な学校規模校の割合

指標とした理由 適正規模校(12~18学級)の状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
<b>小学校</b> 59 <b>%</b>	小学校 70%	小学校 90%	所管課データ
中学校 25%	<b>中学校</b> 35 <b>%</b>	中学校 100%	

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

子どもたちが、良好で安全な教育環境のもとで教育が受けられるよう、教育委員会では総合 的な視点からさまざまな取り組みを行っています。

良好な教育環境や、児童・生徒の安全、災害時の避難施設としての機能の確保を図るため、 区立学校の校舎・屋内運動場の改築や改修を順次進めています。また、区立学校の小規模化と これに伴う学校教育上の諸問題の解消を図るため、平成9年11月に策定した「墨田区立学校適 正配置実施計画」に基づき、区立学校の統合による適正配置を順次実施してきました。

#### 今後の課題

区立学校の校舎・屋内運動場については耐震化率が低いため、児童・生徒の安全で良好な教育環境や災害時の避難所の確保などに懸念があり、早急に耐震化率の向上を図る必要があります。

また、区立学校は小規模化の進行により、児童・生徒の学習、生活指導、学校運営などに問題が生じるおそれがあることから、平成18年2月の「新たな墨田区立学校の適正配置等について」の答申に基づき魅力ある教育環境を実現していく必要があります。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

児童・生徒が、良好で安全な環境のもとで教育を受けられるように、学校の施設整備・管理 運営を行い、さらに学校の適正配置を行います。

#### 学校施設維持管理事業

より万全な安全対策を施した施設維持を行い、校舎や運動場等を含め適正な管理運営を行っていきます。

#### 学校運営協議会運営事業

開かれた学校運営を行うため、学校・家庭・地域がより一層連携を図り、学校の課題 や成果を明らかにしていきます。

#### 子どもの安全対策事業

主

学校(園)の校門に電子錠、防犯カメラを設置するとともに、ソフト面では保護者を中心とした地域による学校安全ボランティアとして防犯パトロール等を行い、子どもの安全を守っていきます。

#### 区立学校適正配置事業

多くの子どもが楽しく学校に通い、学力・体力・人間性を身につけることのできる魅力ある学校環境を提供するために、適正規模校(原則12~18学級)の確保に努めます。

#### 学校校舎屋内運動場等改築・改修事業

小・中学校の耐震化の推進については、建設年度等耐用年数および耐力度を考慮した 改築と、耐震性の劣る校舎を優先に補強改修を行うこととし、区立学校適正配置の 実施状況と整合性を図りながら進めていきます。

#### 区民が取り組むこと

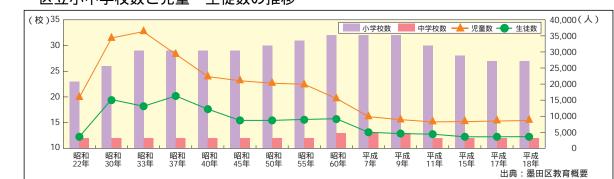
児童・生徒が安全・快適で魅力ある学校環境のなかで教育が受けられるように、学校運営協議会や学校安全ボランティア活動等を通じて学校と連携を図っていきます。

#### 事業者が取り組むこと

地域の一員として地元の学校と積極的に関わり、児童・生徒の安全を確保できる施設整備の 支援を行っていきます。また、良好で安全な教育環境をめざして学校と連携し、子どもの安全 対策事業等に貢献していきます。

#### 【関連データ】

区立小中学校数と児童・生徒数の推移



基本目標

の

内容

#### 施策 4 7 4

### 地域と家庭の教育力の向上を 支援する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策 4 7 0

豊かな人間性をもった子どもたちが健や かに育つしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

多くの子どもたちが、やさしく温かな家庭で育ち、 地域の人々との交流活動を経験し、人間性を学べるよ うに地域と家庭がその役割を果たしています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 「家庭での教育を心がけている」区民の割合

指標とした理由 家庭での教育意識の浸透度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
92.2%	95.0%	97.0%	区民アンケート調査

#### 「地域での子どもの健全育成活動に参加している」区民の割合

指標とした理由 地域における健全育成への関心をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
10.8%	12.0%	15.0%	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

近年、都市化や少子高齢化、核家族化等の影響で家族のあり方が変わり、地域社会の結びつ きも弱まって、結果として家庭や地域の教育力が低下したと言われています。区では、明日の すみだを担う人づくりを「すみだ やさしいまち宣言」において最重要課題のひとつとし、子 どもたちの健全な育成のため区民、家庭、地域、行政が協力して地域と家庭の教育力の向上を めざしています。

#### 今後の課題

子どもたちの健全育成には家庭の力のみでなく、地域社会全体で子どもたちを支えていくこ とが必要です。生活習慣の確立の支援やさまざまな体験活動の提供等には、地域の人材の確保 が一層重要な課題となっています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

地域や家庭で取り組むさまざまな子どもたちの健全育成事業を、積極的に支援します。

#### 子育て学習支援事業

小・中学校PTAや保育園父母会等が行う両親大学の支援、教育相談の実施、家庭教 育啓発冊子の発行等によって、子育でに関する学習を支援します。

#### 青少年育成委員会活動支援事業

主 町会・自治会、PTA、民生委員・児童委員等多様な団体の委員で構成されている青 少年育成委員会の青少年非行防止活動等を支援します。

#### PTA活動支援事業

家庭教育と学校教育の連携を深めるとともに、地域の青少年健全育成をめざすPTA 活動を支援します。

#### 地域体験活動支援事業

青少年の健全育成を図るため、青少年育成委員会委員、青少年委員、PTA等からな る実行委員会が行う子どもたちの体験活動を支援します。

#### 区民が取り組むこと

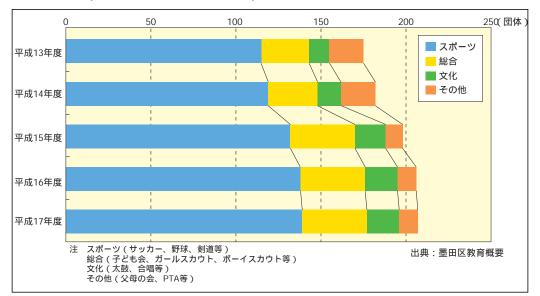
家庭と地域が連携しながら、ボランティアスタッフや子ども会などが主体となって、子ども の育成に取り組みます。

#### 事業者が取り組むこと

子どもの育成や地域と家庭の教育力の向上を図る活動への協賛などの支援を行います。

#### 【関連データ】

少年団体(社会教育関係登録団体)の推移



計画の内容

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

政策480

# 地球にやさしい、環境への負荷の 少ないまちとしくみをつくる

ごみの発生抑制や雨水利用など、環境に配 慮した暮らしを実践する区民が増えていま す。その結果、ごみ量や温室効果ガスは減少 しています。



政策を実現させるための施策

#### 480 地球にやさしい、環境への負荷の少ないまちとしくみをつくる

#### 481 環境の共創を実践する

- ・環境基本計画策定事業
- · 環境体験学習推進事業
- 地球温暖化対策地域推進事業
- ・雨水利用推進事業

#### 482 環境の保全や改善につとめる

- ・環境監視事業
- · 公害苦情処理事業
- ・工場認可及び公害防止指導事業
- ・民間建築物アスベスト調査助成事業

#### 483 ごみの排出を抑制し、再資源化を進める

- ・資源回収事業
- ・ごみ収集・運搬事業
- ・ごみ減量の普及・啓発事業

### 政策を取り巻く現状

本区では、平成7年3月に「墨田区環境誘導指針」を策定し、指針に基づき公害 対策や緑化推進をはじめ、ごみの減量や省資源・省エネルギーなど、総合的な環 境政策に取り組んできました。その後、一層深刻化する地球温暖化や都市のヒー トアイランド化等の新たな地球環境問題に対応していくため、この指針をさらに 条例に発展させ、平成18年4月に「すみだ環境基本条例」を施行しました。現在、 条例に基づく施策を実施していくため、環境基本計画の策定に取り組んでいます。

一方、平成12年4月、特別区制度改革の実現で清掃事業が東京都から特別区に移 管され、それまで区が取り組んできたリサイクル推進事業と清掃事業を融合させ た総合的リサイクル清掃事業を展開しています。国においては、「循環型社会形成 推進基本法」をはじめとしたリサイクル関連法規が整備され、また、企業の自主 的取り組みも拡充しつつあります。区でも資源循環型社会形成への目標や具体的 な施策を示す「墨田区一般廃棄物処理基本計画」を平成18年4月に改定し、さまざ まなごみ減量施策に取り組んでいます。

また、本区が取り組むさまざまな環境政策のうち、雨水利用は先進的な施策と いえます。平成6年と平成17年には区民の協力を得て国際会議を開催しました。平 成12年には、国際環境自治体協議会(ICLEI)から「国際自治体環境賞」に 日本で唯一選定され、その取り組みは世界的な評価を受けています。

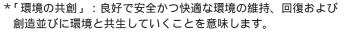
そのほか、近年、シックハウスや、建物解体に伴うアスベストが全国的な社会 問題となっています。また、工場跡地の土壌汚染問題や、集合住宅の建設工事に 伴う騒音・振動のトラブルも増加しています。

### 政策実現に向けての課題

今後、環境にやさしいまちづくりを進めていくためには、区民・事業者・行政 が一体となって「環境の共創」\*を推進していくことが必要です。毎日の暮らしの なかでは、環境にやさしいライフスタイルへの見直しや、ごみの排出抑制とリサ イクルを実践していくことが重要です。そのため行政には、地域社会の変化に対 応したリサイクルシステムの整備や、雨水利用の促進をはじめ各種環境教育を積 極的に展開することが求められています。

また、新たな環境問題に対しては、「すみだ 環境基本条例」に基づいて積極的に対応して いく必要があります。

<sup>\*「</sup>環境の共創」:良好で安全かつ快適な環境の維持、回復および 創造並びに環境と共生していくことを意味します。



施策481

### 環境の共創を実践する

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策480

地球にやさしい、環境への負荷の少ない まちとしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

区民、事業者および区が、暮らしや事業活動を地域と地球の環境との関わりでとらえ、地域と地球にやさしい暮らしとまちづくりを足元から実践しています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 区全体の温室効果ガス排出量の割合

指標とした理由 温暖化防止対策への取り組み結果をあらわす数値を指標としました。

現状値<平成17年度> 1990**年度比で**8.1**%増** 

中間目標 < 平成22年度 > 1990**年度比で6%削減** 

最終目標 < 平成27年度 > 1990年度比で6% 削減値の維持・改善 データ出所 環境省データ (国全体)

雨水利用の雨水総貯留容量

指標とした理由 雨水利用の普及の度合いをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 > 10,000m<sup>3</sup>

中間目標 < 平成22年度 > 12,500m3

最終目標 < 平成27年度 > 15,000 m<sup>3</sup>

データ出所 所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区は平成7年に「墨田区環境誘導指針」を策定し、省資源・省エネルギー、屋上緑化、雨水利用などの事業に取り組むとともに、平成13年には環境学習施設「すみだ環境ふれあい館」を開設するなど地域と地球の環境保全に関するさまざまな啓発事業を展開してきました。さらに従来の環境施策の推進に加え、一層深刻化する地球環境問題やヒートアイランド現象などに対応するため、平成18年4月「環境の共創」を理念とした「すみだ環境基本条例」を施行し、施策展開に取り組んでいます。

#### 今後の課題

「環境の共創」を実践するため環境基本計画を策定します。また、環境体験学習の推進と、 環境に関する活動と交流の拠点の整備を図り、区民、事業者、区が一体となって環境負荷の少 ないまちづくりに取り組んでいきます。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の共創を推進します。

#### 環境基本計画策定事業

環境基本計画を策定し、環境の共創を実践していきます。

#### 環境体験学習推進事業

主 環境体験学習と交流の拠点として「すみだ環境ふれあい館」の機能を充実させ、区内外の人に環境について学ぶ機会を提供するとともに、環境体験学習に関するイベントな や事業を実施します。

#### 地球温暖化対策地域推進事業【新規】

\* 地球温暖化を防止するため、区民、事業者と区のそれぞれが取り組むべき項目を定め、 地球温暖化対策地域推進計画を策定し、実行していきます。

#### 雨水利用推進事業

開発事業者に対する雨水利用や雨水浸透の導入指導、各家庭への雨水タンクの設置等を誘導し、地域における雨水利用や雨水浸透を実行します。

#### 区民が取り組むこと

日常の暮らしやまちづくりを地域と地球の環境との関わりで考え、環境に配慮したライフスタイルを実践します。

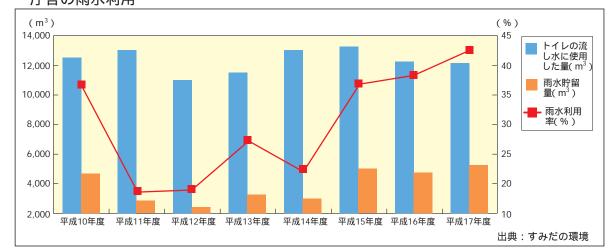
#### 事業者が取り組むこと

事業活動を地球的規模で考え、環境に配慮した事業活動を行い、温室効果ガスの排出抑制など地域や地球にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。

基本目標

#### 【関連データ】

#### 庁舎の雨水利用



の内容

#### 施策482

### 環境の保全や改善につとめる

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策480

地球にやさしい、環境への負荷の少ない まちとしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

区民生活をおびやかす大気汚染、水質汚濁、土壌汚 染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の環境問題が解消 され、すべての区民が安全で快適に暮らしています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 公害苦情件数

指標とした理由 生活環境が良好に保たれていることをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
257 <b>件</b>	200件	150 <b>件</b>	所管課データ

#### 「公害(騒音、振動)について否定的な評価」区民の割合

指標とした理由 生活環境が良好に保たれていることをあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
48.6 <b>%</b>	40.0%	30.0%	第19回
(平成18年度)			住民意識調査

#### 現状と課題

#### 現状とこれまでの取り組み

法令等に基づき、公害の発生行為に対して、工場公害の発生防止や自動車排ガス対策、有害 汚染物質に関する監視や規制等を行っています。また、都市生活に起因する苦情やトラブルの うち、既存の法令等では規制が困難なものについては、当事者間で解決を図っていけるよう調 整しています。

#### 今後の課題

日常生活にかかる公害苦情については、生活様式の多様化や環境に対する意識の高まりなど によって、その内容が多岐にわたっているため、解決が困難になっています。

また、大規模な建築工事が増加してきたことに伴い、大型重機の使用や工期の長期化による 建築公害が増加しつつあります。さらに、ダイオキシン、アスベスト等新たな公害・環境問題 が発生しています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

環境保全活動を推進するとともに発展させ、都市・生活型公害の抑制に積極的に取り組みます。

#### 環境監視事業

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の発生状況を把握す るとともに、環境を監視し、国や都と協力して環境基準の達成に努めます。

#### 主 公害苦情処理事業

な

公害や苦情に迅速に対応し、解決を図ります。

工場認可及び公害防止指導事業

工場認可制度により、公害の未然防止を図ります。

#### 民間建築物アスベスト調査助成事業

アスベストの適切な処理を図れるように支援します。

#### 区民が取り組むこと

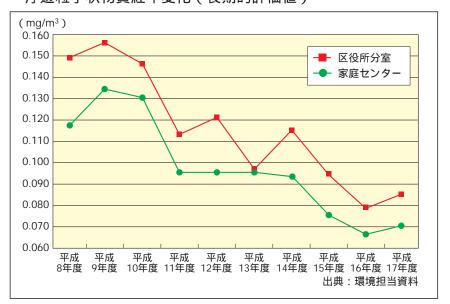
環境負荷の少ない、環境にやさしい生活スタイルを実践します。また、環境問題に関する状 況を認知した場合には、速やかに行政に連絡します。

#### 事業者が取り組むこと

環境の重要性について認識を高め、区や都と協力して、公害の発生防止に取り組みます。事 業活動に伴う大気汚染、騒音などを発生させないよう周辺環境への配慮を行います。

#### 【関連データ】

浮遊粒子状物質経年変化(長期的評価値)



の内容

施策483

### ごみの排出を抑制し、 再資源化を進める

#### 基本目標

安心して暮らせる「すみだ」をつくる

#### 政策480

地球にやさしい、環境への負荷の少ない まちとしくみをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

区民、事業者、区の誰もがごみの発生を抑制し、資 源のリサイクルが進んでいます。

#### 施策の達成をはかる指標

#### ごみの削減量(削減率)

指標とした理由でみ量の削減と資源化をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
<b>ごみ量</b> 96,530 <b>トン</b>	ごみ量約91,000トン	ごみ量約87,000トン	所管課データ
(平成16年度)	(5.4%削減)	(10.0%削減)	

#### ごみの資源量(資源化率)

指標とした理由でみ量の削減と資源化をあらわす数値を指標としました。			
現状値 < 平成17年度 > <b>資源量</b> 13,560 <b>トン</b> (15.7%)	中間目標 < 平成22年度 > <b>資源量約</b> 15,000トン (18.6%)	最終目標 < 平成27年度 > <b>資源量約</b> 15,500トン (20.0%)	データ出所 所管課データ
(平成16年度)			

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本区は、他の自治体に先駆けてリサイクル推進に取り組むことによって、ごみの減量を図っ てきました。その結果、ごみ量は平成元年をピークに年々減少してきましたが、近年はその減 少幅が縮小しています。また、資源の回収については、回収量が減少傾向にあります。そこで 平成18年10月からは、資源回収の品目、回数、場所などを増やすことにより、回収量の増加を 図っています。

#### 今後の課題

2 3 区部の可燃ごみの焼却灰や不燃物等を埋め立て処分する新海面処分場および中央防波堤 外側埋立処分場は、23区に残された最後の処分場です。この処分場の延命化を図るためには、 ごみの減量やリサイクル、適正処理をより一層推進していく必要があります。

一方、景気は緩やかながらも回復基調にあるため、今後は消費活動や生産活動の活発化によ るごみ量の増加が懸念されます。また、区民の高齢化の進行とライフスタイルの多様化、集合 住宅の建設に伴う人口の増加や地域コミュニティの変化などは、リサイクル清掃事業に新たな 課題を投げかけています。

そこで、これらの課題に対応していくため、誰もが参加しやすい資源回収の方法や、より効 率的・効果的なごみの収集・処理方法などについて検討していくことが求められています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

区民、事業者が、ごみの減量やリサイクル活動に円滑に取り組んでいけるよう支援します。 また、区民生活から生じたごみは効率的に処理していくよう取り組んでいきます。

#### 資源回収事業

平成18年10月から、区民に身近な集積所で、びん・缶・ペットボトル等の資源を回収 することで、資源回収量を増やします。

主

#### ごみ収集・運搬事業

可燃・不燃・粗大ごみの効率的な収集・運搬と、適正なごみ排出の指導を進めていき ます。

#### ごみ減量の普及・啓発事業

広報物やホームページでのPRをはじめ、講座・講習や環境啓発車「わかるくん」等を 活用して、リサイクルやごみの減量に向けた普及・啓発を展開していきます。

#### 区民が取り組むこと

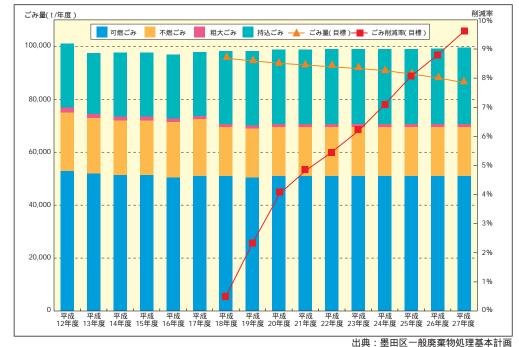
ごみの発生・排出抑制や資源化に取り組み、ごみの減量と分別排出を徹底します。

#### 事業者が取り組むこと

生産から流通、販売、ものの廃棄に至るすべての段階で環境負荷の軽減や、環境配慮型経営 をめざします。また、ごみを排出する際には自己処理責任を徹底して、排出抑制や資源化に取 り組みます。

#### 【関連データ】

ごみ量の将来予測および削減量・削減率の目標値



## 基本目標

# 区民と区が協働で「すみだ」をつくる

区民一人ひとりが責任と自覚をもって積極的にまちづくりに関わり、地域の課題をみずから話しあい、みずからの行動によって解決できる自律型地域社会になっています。そして、区民・地域・NPO・企業など「すみだ」の力が結集されるなかで、それぞれの主体と区との役割分担が明確になっており、住民自治の進展のもとに、多様な公共サービスの担い手によって、地域のニーズにかなったサービスが提供されるまちになっています。

政策510 コミュニティの輪が広がるやさしいまちをつくる

政策520 生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる

政策530 平和を希求し、人権を尊重するまちをつくる

政策540 多様な公共の担い手が協働できるしくみをつくる



#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

政策510

# コミュニティの輪が広がる やさしいまちをつくる

区民・地域・NPO・企業などが力をあわせて、地域の課題の解決にあたっています。



政策を実現させるための施策

#### 510 コミュニティの輪が広がるやさしいまちをつくる

#### 511 地域コミュニティを支える人材・団体を育成する

- ・町会・自治会活動支援事業
- ・N P O活動支援事業
- ・「すみだ やさしいまち宣言」推進事業

#### 512 地域コミュニティを育む場や機会を増やす

- ・コミュニティセンター・会館等管理運営事業
- ・町会・自治会会館建設等支援事業
- ・すみだまつり実施事業
- ・地域プラザ・地域ふれあい館整備事業

#### 513 外国人にとっても、暮らしやすい地域社会をつくる

・多文化共生社会推進事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

### 政策を取り巻く現状

人情豊かな風土のなかで、町会・自治会が防災、防犯活動をはじめとした地域コミュニティの中核として大きな役割を担っています。しかし、最近では少子高齢化を反映して単身世帯の増加とともに住民意識の希薄化が進み、結果として地域コミュニティを支える町会・自治会の世帯加入率は低下しつつあります。また、中心となって町会・自治会活動をする会員の高齢化が進み、地域自治が揺らぎだしているといえます。

本区では、昭和60年に開館した「すみだボランティアセンター」を中心に個人によるボランティア活動が活発に行われ、平成17年には旧文花小学校跡地に「すみだNPOテンポラリーオフィス」を開設し、NPO(非営利民間組織)を育成する態勢を整えたところです。しかし、本区に主たる事務所をおく東京都認証のNPO法人数は、平成18年3月31日現在、44団体と他の自治体と比べて多いとはいえません。

その反面コミュニティを支える施設面では、人々が活動をする拠点としてコミュニティセンターや地域集会所をはじめとするコミュニティ施設はほぼ充足しており、今後は社会の変化にあわせて、コミュニティ施設の機能や配置基準の見直しの必要性が指摘されています。

### 政策実現に向けての課題

地域の課題の解決にあたっていくためには、まず身近な問題を互いの助けあいで解決しようとするコミュニティ意識を醸成し、地域活動を実行していく区民や団体を育成することが必要です。そのためには、既存の町会・自治会などの地縁団体の活性化とともに地域福祉や青少年活動を支えるボランティアやNPO、趣味やスポーツなどで結びつく新たな住民同士のつながりを支援していくことが必要です。

また、グループ相互の交流を促進して、ネットワーク化することにより新たな 活動の展開が芽生えるよう支援していくことも大切です。



の

内容

施策511

### 地域コミュニティを支える 人材・団体を育成する

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

#### 政策 5 1 0

コミュニティの輪が広がるやさしいまち をつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

多くの区民が、町会・自治会によるコミュニティ活動をはじめとして、ボランティアグループ・NPO・企業による社会貢献活動などの地域活動に主体的に参加するなど、地域全体が人と人とのつながりの強い「やさしいまち」になっています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 町会・自治会加入世帯率

| 指標とした理由 | 地域コミュニティの基礎的組織である地縁団体への加入率を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
78.5 <b>%</b>	79.0%	80.0%	所管課データ

#### NPO法人認証数

指標とした理由 地縁団体以外の区民団体の組織として、NPO活動の広がりを示す東京都のNPO法人の認証数を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
44 <b>団体</b>	70 <b>団体</b>	100 <b>団体</b>	東京都生活文化局

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

平成18年11月現在、区内には165の町会・自治会があり、親睦活動をはじめとして交通安全、防犯、防災など地域の生活環境向上のための自主的な活動を展開しています。また、成熟社会の到来のなか、個人の自己実現意欲の高まりなどにより、ボランティア・NPO活動が活発化しています。一方、区では、「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、「人」と「地域」と「環境」にやさしいまちづくりを図っていこうと、平成12年7月、「すみだ やさしいまち宣言」を行いました。宣言に定められた「やさしいまち」実現のため、一人ひとりが運動の主役として実践活動に取り組めるよう、その普及・啓発に努めています。

#### 今後の課題

町会・自治会に加入している区民の固定化や高齢化をはじめ、マンション居住者を中心として新たに区民となった人の町会・自治会への未加入など、地域社会の連帯意識が薄れてきていることなどから、地域コミュニティを再構築していくことが課題となっています。また、NPO法人をはじめとして、福祉や環境問題などのテーマごとに結びついているグループのネットワークをいかに活性化していくかが課題となっています。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

区民、町会・自治会、NPO等への情報提供をはじめとして、区民が地域のまちづくりに参画するためのしくみづくりの支援や各団体の活動とネットワーク化への支援を行います。

#### 町会・自治会活動支援事業

地域住民の連帯意識を醸成するとともに、地域の多くの課題解決を自主的に担う町 会・自治会の日常的な活動を支援します。

主

#### NPO活動支援事業

**→** + - 1

新たな地域活動への役割を担うと考えられるNPOに対し、アドバイザーの派遣を行事 うなどの育成・支援策を行います。

業

#### 「すみだ やさしいまち宣言」推進事業

「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、「人と地域と環境にやさしいまちづくり」を実現させるため、一人ひとりが運動の主役として実践活動に取り組めるよう、 支援します。

#### 区民が取り組むこと

住民相互の交流活動をはじめ、近隣で取り組むまちづくり活動の推進などにより、地域の連 帯感の醸成に努めます。

#### 事業者が取り組むこと

地域の一員としての役割を認識し、協賛活動からボランティア活動まで地域住民と手を携えて行動するなど、さまざまな地域活動に参画・協力します。

#### 「すみだ やさしいまち宣言」 人と地域と環境のために

わたくしたち墨田区民は、21世紀という新しい時代を迎えるにあたり、「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、人と地域と環境に対してやさしいまちをつくり、未来の世代に引き継いでいくために、次のとおり行動します。

- 1 人と人とのふれあいを大切にして、お互いに支え合う「人にやさしいまち」の実現に 努めます。
- 2 まちをきれいにし、他人への迷惑行為や犯罪をなくし、すべての人が安心して暮らせる「地域にやさしいまち」の実現に努めます。
- 3 環境に配慮し、限りある資源を大切にする「環境にやさしいまち」の実現に努めます。 (平成12年7月)

の内容

施策512

### 地域コミュニティを育む場や 機会を増やす

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

#### 政策 5 1 0

コミュニティの輪が広がるやさしいまち をつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

コミュニティ活動の拠点となる施設が、地域住民の協力のもとに管理されるとともに、地域住民の交流や地域団体の活動の場として積極的に活用されるなど、地域の人々にとって、コミュニティを育む場や機会が多く用意されています。

#### 施策の達成をはかる指標

#### 地域集会所の利用者数

指標とした理由 地域におけるさまざまな活動の場としての利用者数を指標にしました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
143,298人	150,000人	165,000人	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

これまで、区では、コミュニティ施設整備の考え方として、区を8つのコミュニティブロックに区分し、ブロックごとにコミュニティセンターやコミュニティ会館、図書館(室)、児童室等のコミュニティ施設を均一に配置・整備してきました。その結果、コミュニティブロックによる一律の施設配置はほぼ達成されている現状にあります。

#### 今後の課題

地域におけるコミュニティ活動が活発に展開されるためには、活動しやすい環境づくりを進めていく必要があります。区民の行動範囲が拡大するなか、子どもから高齢者まで多世代が交流するなどさまざまな形の活動に対応できるよう、コミュニティ施設を再編・再配置していくとともに、地域住民による自主的な管理運営を進めていく必要があります。

#### 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

地域コミュニティ推進の基盤として、多様な地域住民が気軽に集まることができる場や機会 の確保に努めます。

#### コミュニティセンター・会館等管理運営事業

地域住民が自主的に活動できる場を確保し、コミュニティ意識の一層の醸成を図ります。

#### 一町会・自治会会館建設等支援事業

#### ま すみだまつり実施事業

業 地域の連帯と区民相互の交歓の輪を広げることを目的に、区民の日常的な活動を発表 する場として各種ステージや模擬店・物産展などさまざまな催しを行います。

#### 地域プラザ・地域ふれあい館整備事業

区民が地域活動や地域交流を行うに適したコミュニティ活動の拠点として、6つのエリアごとに地域プラザと地域ふれあい館を整備していきます。

#### 区民が取り組むこと

地域住民の誰もがさまざまな区民施設を気軽に利用できるように、区民みずから施設の管理運営のあり方と効率的な運営方法、利便性の向上に積極的に取り組みます。

#### 事業者が取り組むこと

事業者も地域コミュニティの一員であるとの認識をもち、事業所内の施設を地域に開放するなど、地域貢献策に努めます。

#### すみだまつり







第

施策513

# 外国人にとっても、暮らしやすい 地域社会をつくる

#### 基本目標 V

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

政策510

コミュニティの輪が広がるやさしいまち をつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

国籍や人種の違いを超えて、さまざまな外国人と地域が共生し、地域の諸問題の解決にも積極的に取り組むなど、外国人にとっても暮らしやすいまちになっています。

# 施策の達成をはかる指標

# この1年間に国際化推進事業に参加・関与した外国人の割合

指標とした理由 外国人の社会参加状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
27.4%	30.0%	32.0%	所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

墨田区内で生活する外国人は、中国人や韓国・朝鮮人の方々を中心に、全人口の約4%を占めています。特に1990年代以降の国際化の進展に伴い、婚姻等によって帰化した方々も含めると、区民の20人に1人程度が外国を母国としていると思われます。しかし、外国人がより身近な存在となっている一方、日本の生活になじめない外国人も数多く存在しています。このような問題を解決するため、ボランティアやNPO法人等との協働による日本語教室の実施や外国語による相談会等の開催などさまざまな取り組みを行っています。

#### 今後の課題

国際観光都市としての位置づけが高まるなか、より一層在住外国人の増加が予想され、これに対応するための新たなしくみづくりが必要となっています。国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、区民のひとりとしてともに暮らし、日本人と等しく快適な生活が送れるように、適切な行政サービスや情報の提供等に努めていく必要があります。そこで、今後区では、国際化時代にふさわしい人材の養成や外国人にも暮らしやすい環境の整備を図るため、区民と協働で多文化共生社会\*の実現をめざして取り組んでいきます。

# 各主体が担う役割

# ●区が取り組むこと

外国人にとっても暮らしやすい地域となるように、適切な行政サービスや情報の提供のしく みづくりに取り組みます。

(主な事

# 多文化共生社会推進事業

外国人が地域社会の一構成員としてともに生きていくことのできるしくみをつくります。

#### ●区民が取り組むこと

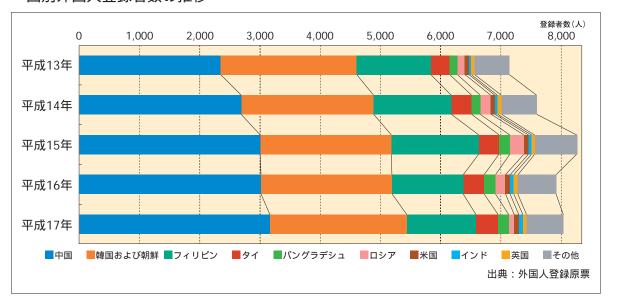
外国文化を理解し、相手の人権や考え方を尊重して外国人に接します。

## ●事業者が取り組むこと

外国人労働者の就労環境や労働条件の改善・整備に取り組むとともに、日本人の労働者に対して多文化共生社会についての認識を定着させます。また、外国人のニーズに対応した商品やサービスを積極的に提供します。

## 【関連データ】

#### 国別外国人登録者数の推移



基本目標

<sup>\*</sup>多文化共生社会:国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築くとともに、地域社会の構成員としてともに生きていく社会をいいます。

基本目標

## 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

政策520

# 生涯学習・スポーツ活動の輪が 広がるまちをつくる

高齢者や若年者など異なる世代をはじめ多様な人々が、地域の学びあいやスポーツを通じ、自分らしさを発揮するとともに、価値観を超えて交流しています。



政策を実現させるための施策

# 520 生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる

#### 521 区民の生涯にわたる学習活動を盛んにする

- · 学習情報発信事業
- · 区立図書館運営事業
- ・NPO法人すみだ学習ガーデンとの協働事業
- ・リクエスト講座事業
- ・中央図書館整備事業

#### 522 区民による生涯スポーツの取り組みを支援する

- ・総合型地域スポーツクラブの設立支援事業
- ・区民体育大会等運営事業
- ・中学校スポーツ施設開放事業
- ・区民スポーツ教室等事業
- ・体育館改築事業
- ・地域体育館整備事業
- ・運動広場整備事業

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

# 政策を取り巻く現状

経済的な豊かさよりも心豊かに健康に暮らすことへの欲求が強まり、生涯にわたって学習やスポーツを続けたいと望む人が増えてきています。

本区では、平成5年1月に「墨田区生涯学習推進計画」を策定し、学習の機会や情報の提供に努めてきました。また、すみだ生涯学習センター(愛称名「ユートリヤ」)を設置し区民のライフステージに応じたさまざまな事業や講座を実施するとともに、平成13年に策定した生涯学習に関する新たな計画「墨田区まなびプラン」に基づいて、区民との協働による、生涯学習活動支援に取り組んでいます。

また、昭和59年10月「すみだ健康区宣言」以来、区民の心身の健康保持のために各種健康スポーツ教室事業を実施し、平成17年3月には、「いつでも」だれでもいつまでも」をテーマに、地域で世代を超えてともにスポーツに親しむことのできる初めての総合型地域スポーツクラブ「スポーツドア」あずま」が吾嬬第二中学校地区に開設され、引き続き両国中学校地区でもその設立が予定されています。

# 政策実現に向けての課題

生涯学習活動や生涯スポーツ活動は、心身の健康を維持・増進するとともに、 高齢者や若年者など異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するという目 的があります。

こうした目的を達成するため、学習活動やスポーツ活動の輪を広げる場や機会 を確保するための環境整備が必要となっています。



計画

の

内容

施策521

# 区民の生涯にわたる学習活動を 盛んにする

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

#### 政策520

生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるま ちをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

区民が、趣味や教養、文化活動など、さまざまな生涯学習の活動に主体的に取り組み、生きがいのある生活を送っています。

# 施策の達成をはかる指標

# 「生涯にわたる学習活動に参加している」区民の割合

指標とした理由 区民の生涯学習の実践状況をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
34.9 <b>%</b>	42.0%	50.0%	区民アンケート調査

# 「身近な場所で学習活動ができる」と感じる区民の割合

指標とした理由 区民への学習活動の場が確保されているという意識をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
38.8 <b>%</b>	41.0%	44.0%	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、区民の生涯学習への取り組みを支援するため、「生涯学習推進計画」を策定しさまざまな施策を実施してきました。学習活動の場としては、平成6年12月に「すみだ生涯学習センター」を開館するとともに、図書館(室)や関係施設を整備し、学校開放も行っています。また、区主催の各種講座を開講するとともに、NPOや自主グループ活動を支援し、NPOとの協働によって講座やイベントも実施しています。さらに、生涯学習に関する情報については、区のお知らせや区のホームページで発信しているほか、生涯学習ガイドブックも発行しています。

#### 今後の課題

これからは、団塊の世代を含めた人材の活用や、家庭教育の支援、ITによる学習支援や学習成果の活用など、社会環境の変化や区民のニーズに対応する新たな事業展開のしくみをつくる必要があります。

また、区民の生涯学習の場の確保や情報拠点として区立図書館を整備する必要があります。

# 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

区民の生涯学習の機会や施設(場)提供、学習情報の発信、学習相談などを通して、区民の生涯学習への取り組みを支援します。

# 学習情報発信事業

区ホームページやガイドブック等により学習情報を発信し、生涯学習に取り組む区民 を支援します。

# 区立図書館運営事業

- 個人向けの図書や資料の貸出し、読書相談などのほか、読書グループへの団体貸出し や、児童に対する本の読み聞かせ、子ども向けの人形劇や映画会等を行います。また、 主 インターネットで図書の予約利用状況などをお知らせしています。
- N P O法人すみだ学習ガーデンとの協働事業
- 事 生涯学習センターを拠点として活動しているNPO法人すみだ学習ガーデンの自主運 営を支援するとともに、区とNPOが協働して区民の生涯学習を支援します。

# リクエスト講座事業

区民の団体がリクエストしたテーマに応じて、関係部課の区職員が会場に出向き、区政情報や仕事で得た知識・技術を提供します。

#### 中央図書館整備事業

老朽化・狭あい化した区立図書館について、新たな区民ニーズに十分対応した区立図書館をめざし整備を行います。

#### 区民が取り組むこと

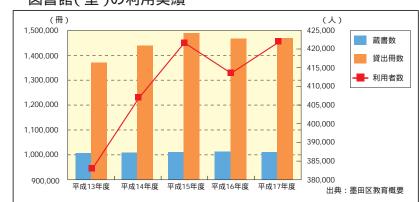
積極的に生涯学習に参加し、そこで習得した学習成果を地域活動に活かして、学習ボランティアとして区民の学習を支援する活動に参画します。

#### 事業者が取り組むこと

生涯学習関連の民間教育産業や私塾、大学等が講座や教室を開講するとともに、区内企業が地域貢献活動として生涯学習関連事業を行います。

# 【関連データ】

図書館(室)の利用実績



施策522

# 区民による生涯スポーツの 取り組みを支援する

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

#### 政策 5 2 0

生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるま ちをつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

健康づくり、体力づくりのため区民がそれぞれの年代や目的に応じて生涯にわたりスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して地域の人々との交流が盛んになっています。

# 施策の達成をはかる指標

# 「週に1回以上運動・スポーツをしている」成人区民の割合

指標とした理由 運動・スポーツの実践度をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
44.6%	50.0%	53.0%	所管課データ
(13年度)			

# 「いつでもスポーツを楽しむことができる環境が整備されている」と思う区民の割合

指標とした理由 身近でスポーツ活動をするために利用できる施設(場)が確保されているという意識をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
30.5 <b>%</b>	33.0%	37.0%	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

健康や体力の維持・増進を図り、生涯にわたって豊かで活力のある生活を送るために、スポーツへの関心が高まっています。また、運動やスポーツをきっかけとして、家族のふれあいや地域での交流を求めて、レクリエーションやニュースポーツにも気軽に参加する区民が増えています。こうした区民の活動を支援するため、各種スポーツ大会・教室の開催とともに、体育指導委員やスポーツ開放指導員の活動を支援し、総合型地域スポーツクラブの設立支援や体育館の改築をはじめとするスポーツ施設の整備を進めています。

#### 今後の課題

区民一人ひとりが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進していくためには、生涯スポーツ の振興に向けた各種スポーツ事業の実施をはじめ、総合型地域スポーツクラブの育成と継続的 かつ安定的なクラブ運営のための支援、地域におけるスポーツ活動の場としての各種スポーツ 施設の整備・活用が課題となっています。

# 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

各種スポーツ事業、スポーツ施設の整備など地域でスポーツに取り組みやすいしくみと環境 の整備を行います。

# 総合型地域スポーツクラブの設立支援事業

地域住民の自主運営を基本に、さまざまなスポーツを愛好する人々で構成する総合型地域スポーツクラブの設立を支援し、地域住民のコミュニティの推進と健康増進を図ります。

## 区民体育大会等運営事業

各種スポーツ競技大会を開催し日頃の成果を発揮する場を設け、区民相互の交流を深めるとともに、区民のスポーツ活動への参加を高め、健康増進と体力・技術の向上を図ります。

## 中学校スポーツ施設開放事業

子どもから高齢者まで各々の体力や目的に応じたスポーツ教室を開催することにより、 区民の健康増進や体力づくり、世代間の交流を図ります。

# 区民スポーツ教室等事業

中学校の体育施設に指導員を配置し、区民に開放してスポーツの振興を図るとともに、 スポーツを通して地域住民の交流を深めます。

#### 体育館改築事業

多様化・増大化するスポーツ需要に応える総合体育館として、PFI\*手法を活用しながら、現在の体育館を改築し整備します。

#### 地域体育館整備事業

総合体育館開館後のスポーツ需要の状況を勘案したうえ、設置について検討します。

#### 運動広場整備事業

スポーツを通した地域の人々のさまざまな交流を促進するため、学校跡地に運動広場を整備します。

基本目標

#### 区民が取り組むこと

区民、団体、サークルが自主的にスポーツ振興に取り組み、スポーツを通した地域の人々のさまざまな交流を促進します。

#### 事業者が取り組むこと

事業者がみずからのノウハウを発揮し、スポーツ施設の設置や運営を通して区民の生涯スポーツの普及・振興を図ります。

<sup>\*</sup> PFI(Private Finance Initiative): 国や地方自治体の公共施設の建設・運営において、民間資金とノウハウを活用する新たな公共事業の方式です。

## 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

政策530

# 平和を希求し、 人権を尊重するまちをつくる

世界平和を求め、すべての人々の人権が等 しく尊重されるとともに、お互いを認めあい 協力できる地域社会と、国際理解に基づく、 外国人も暮らしやすいまちになっています。



政策を実現させるための施策

# 530 平和を希求し、人権を尊重するまちをつくる

#### 531 人権教育・啓発を進める

- ・人権・同和普及啓発事業
- ・社会福祉会館運営事業
- · 人権尊重教育推進校事業

#### 532 男女共同参画社会を実践する

- ・男女共同参画社会実現のための意識啓発事業
- ・すみだ女性センター管理運営事業

#### 533 国際理解を進め、平和意識を高める

- ・「すみだ23万人の平和メッセージ」事業
- ・次代に継ぐ平和のかたりべ事業
- ・海外諸都市との交流推進事業

# 政策を取り巻く現状

震災と戦災という二度の大禍を経験している本区は、悲惨な被災体験と、その つど復興を成し遂げた先人達の経験を次世代に継承していく使命があります。

国際社会では、今なお、戦争や紛争が繰り返し起きており、「世界人権宣言」に 示された平和と人権尊重の願いは未だ実現していません。

本区では、未来に向かって世界の平和と人々の福祉の実現に努力することを目 的として、平成元年1月に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行いました。東京 大空襲のあった3月には、毎年平和祈念行事を継続して開催しています。

また、21世紀は人権の世紀といわれていますが、女性、子ども、高齢者、障 害者、同和問題、外国人、HIV感染者等に対する差別は未だになくなったとは いえません。

平成14年9月には、人権施策の方向を示した「墨田区人権啓発基本計画」を策定 し、人権文化を定着させてすべての人が心豊かに安心して暮らせるまちの取り組 みを進めてきました。

一方、国内では、女性の社会進出が進んでいるものの、職場や家庭・地域社会 においては依然として性別による役割分担意識や男女間の経済的格差も解消され ていないのが実情です。

また、家庭内での暴力や職場におけるセクシャル・ハラスメントなど、多くの 課題も表面化しています。

こうしたなか平成16年3月には、平成11年3月に策定した「男女平等推進プラン」 を改定し「男女共同参画推進プラン」として策定するとともに、平成17年12月 「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、男女共同参画社会をめざすた めの取り組みを強化することとしています。

# 政策実現に向けての課題

すべての区民が世界平和を求め、互いの人権を等しく尊重し認めあって生活し ていくためには、墨田区独自の戦災体験を語り継ぎ、平和の尊さを次世代に伝え ることが必要です。

また、誰もがお互いの人権を尊重しあうためには、区民一人ひとりの意識の啓 発やすべての個人が自立して社会参加していることが必要です。さらに、さまざ まな機会を通して外国籍の人々と接することによって、互いに国際理解を深め、 グローバルな人材を育成していく必要があります。

このように、平和を希求し、人権を尊重するまちをつくるために、人権教育・ 啓発を進め、男女共同参画社会の実践や、国際理解を深めていくことが必要です。

計画

の

内容

施策531

# 人権教育・啓発を進める

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

#### 政策530

平和を希求し、人権を尊重するまちをつ くる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

区民や区内の事業者が人権に対しての知識や意識を 高め、お互いの考えを尊重し、人権尊重の考え方が行 きわたった社会が実現しています。

# 施策の達成をはかる指標

# 「日常生活で差別がある」と思う区民の割合

指標とした理由 人権に対する意識をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
44.1%	40.0%	35.0 <b>%</b>	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本区では、人権尊重の社会づくりのため、人権週間等における講演と映画の集い、人権啓発 冊子の発行および企業に対する研修の実施など、さまざまな人権啓発活動を行ってきました。 また、同和対策審議会答申等の趣旨に沿って、すべての区民の自由と平等が実現されるよう生 活基盤や経済基盤等の改善を進めてきました。

しかし、国民相互の間に同和問題をはじめ、女性、高齢者、障害者、外国人等の差別がなお 解消されていない現実があります。

#### 今後の課題

国民的課題である同和問題の解決を図るためには、区民一人ひとりが正しく同和問題を理解する必要があり、区としても教育・啓発活動を推進していくことが重要です。また、区、区民、事業者がともに、人権尊重の理念を認識し、人権感覚を磨いて、それぞれの立場で人権尊重に関する取り組みを実践していくことが必要です。そのため人権擁護委員との連携を深め、人権教育・啓発に関する内容と啓発手法の充実を図ることが必要です。

# 各主体が担う役割

# 区が取り組むこと

人権に対する正しい知識の普及と差別をなくすための啓発活動に取り組みます。

## 人権・同和普及啓発事業

すべての人の人権が守られる社会の実現を図るため、普及啓発冊子の作成・配布や資料の収集・提供、研修会の開催および広報紙による啓発などを行います。

主

# 社会福祉会館運営事業

事 人権・同和問題に対する理解を深めるため、人権フェスティバルをはじめ、さまざまなイベントや講座、各種相談を実施します。

業

## 人権尊重教育推進校事業

人権尊重教育の推進を図るとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため人権尊重教育を推進します。

#### 区民が取り組むこと

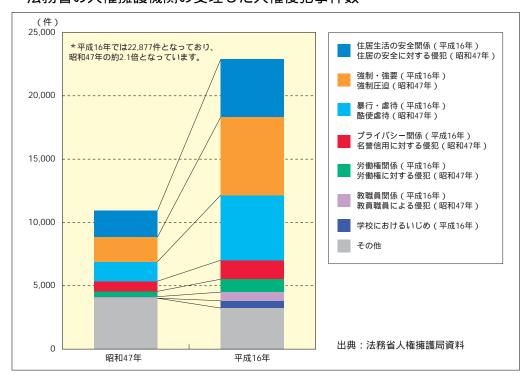
区民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、生活のなかで人権に配慮した態度や行動をとります。

#### 事業者が取り組むこと

人権の意義や重要性を身につけるため、従業員に対し研修会や講演会等への参加を促し、業務に反映させるよう努めます。

## 【関連データ】

#### 法務省の人権擁護機関の受理した人権侵犯事件数



計画

の

内容

第

施策532

# 男女共同参画社会を実践する

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

#### 政策530

平和を希求し、人権を尊重するまちをつ くる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

女性と男性がともに支え合いながら、仕事と家庭等 を両立し、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保 され、個性と能力を発揮しています。

# 施策の達成をはかる指標

# 「男女共同参画が進んでいる」と思う区民の割合

指標とした理由 男女平等意識(実態)をあらわす数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
45.8 <b>%</b>	48.0 <b>%</b>	53.0 <b>%</b>	区民アンケート調査

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

家庭や職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社 会制度、慣行が今なお存在しており、女性の社会進出の妨げとなっています。また、女性に対 するさまざまな暴力も表面化しています。

区は、平成18年4月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を施行するとともに、情報 誌の発行や講座・講演会、相談等を実施しながら、地域から男女共同参画意識を高めるための 取り組みを行っています。

#### 今後の課題

区民、事業者、地域団体等に対して、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」の内容を周 知し、区民に理解を広め地域全体で男女共同参画を推進していくことが今後の課題となってい ます。

また、国などの制度の充実等について積極的に働きかけるとともに、他自治体との情報交換 や連携の強化を図り、区・都・国などの施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がありま す。

# 各主体が担う役割

## 区が取り組むこと

男女共同参画社会の実現に向け意識の普及啓発や人材育成を図ります。

# 男女共同参画社会実現のための意識啓発事業

- 情報誌の発行や情報提供、講演会等を行い、地域から男女共同参画を推進する意識の向 主 上に努めます。また、職場や地域のなかで女性と男性がともに個性と能力を十分発揮し、
- 企画・立案、方針・意思決定の場に平等に参画できるよう、制度や慣行の見直し等の働 きかけを行います。

# すみだ女性センター管理運営事業

男女共同参画社会に関する講座・講演会等を実施し、区民・地域団体等に学習や活動 の場を提供することで、女性と男性の自立を支えるとともに女性団体等を育成します。

#### 区民が取り組むこと

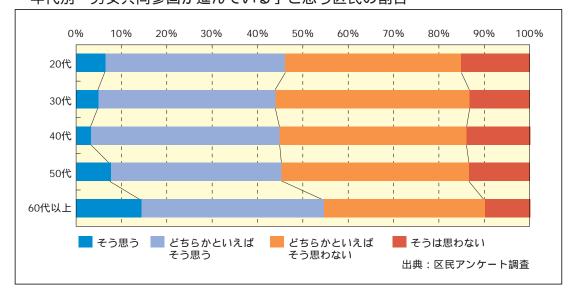
男女がともに個性と能力を発揮し、家庭生活や地域のなかで固定的な役割分担をなくして活 動しています。

## 事業者が取り組むこと

職場での固定的な役割分担意識や制度・慣行を見直し、それぞれの個性と能力を発揮できる 男女平等の職場づくりを進めます。

#### 【関連データ】

年代別「男女共同参画が進んでいる」と思う区民の割合



計画

の内容

施策533

# 国際理解を進め、 平和意識を高める

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

#### 政策530

平和を希求し、人権を尊重するまちをつ



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

すべての区民が世界平和の大切さを理解し、国際交 流の重要性を認識するとともに、さまざまな国の各都 市との友好交流に取り組んでいます。

# 施策の達成をはかる指標

# 「地域で戦争体験を語り継ぐことが重要だ」と思う区民の割合

指標とした理由 平和の大切さを意識する区民の割合をあらわす数値を指標としました。

データ出所 中間目標 < 平成22年度 > 最終目標 < 平成27年度 > 現状値 < 平成17年度 > 86.0% 90.0% 95.0% 区民アンケート調査

# 民間団体および行政による海外との相互交流数

指標とした理由 友好都市との交流状況をあらわす数値を指標としました。

データ出所 中間目標 < 平成22年度 > 現状値 < 平成17年度 > 最終目標 < 平成27年度 > 10件 12件 15件 所管課データ

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

本区では、平成元年1月に、世界の平和と人々の福祉の向上の実現に努力することを誓う 「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行いました。

この宣言は、震災と戦災という二度の大禍を経験している本区の過去に思いを起こしつつ、 未来に向かっての区民の願いと決意を示したものです。また、区の究極目標である区民福祉の 増進と平和への願いを包括的に表現したものであり、墨田区のまちづくりにあたっては、この 宣言の趣旨を十分に活かしていくこととしています。この一環として、終戦後60周年という 節目の年の平成17年には、戦争の悲惨さと平和の尊さを認識してもらうため、東京空襲体験画 集と学童疎開墨田体験記録集を発行しました。

また、海外都市との交流では、中華人民共和国北京市石景山区や大韓民国ソウル特別市西大 門区との間で、さまざまな分野における区民交流を進めています。

#### 今後の課題

より多くの人々に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨を訴え、平和を祈念する事業を 推進するなど、国内外の平和実現に向けた努力を継続していく必要があります。しかし、今後 ますます震災や戦災を経験された方々が高齢化してくることから、体験の記録をいかに収集し 継承していくかが今後の課題となっています。

# 各主体が担う役割

## 区が取り組むこと

さまざまな国の各都市との友好交流を推進するとともに、平和意識の普及・啓発に努めます。

# 「すみだ23万人の平和メッセージ」事業

本区の歴史や文化を踏まえながら、「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨を人々に 主 伝えていきます。

な 次代に継ぐ平和のかたりべ事業

老人クラブ連合会の事業を通じて、区内の小中学生に平和意識の醸成を図ります。

海外諸都市との交流推進事業

海外諸都市との交流を推進し、友好関係を築いていきます。

## 区民が取り組むこと

国内外諸都市との友好的交流事業に参加します。また、平和に対する意識を醸成し、戦争の 悲惨さや平和の尊さを語り継ぎます。

## 事業者が取り組むこと

平和に対する意識を醸成するとともに、海外諸都市との友好交流や国際協力、国際交流に 関するイベントなどを支援します。



平和祈念コンサート

#### 墨田区平和福祉都市づくり宣言

わたくしたちは、平和のうちに幸福な生活 を営めるよう、これまで、たゆみない努力を 積み重ねてきました。

平和を守り、より良い生活と文化を築いて いくことは、わたくしたち共通の願いです。

「平成元年」という新しい時代の始まりに あたって、わたくしたち墨田区民は、心新た に、世界の平和とひとびとの福祉向上の実現 に、一層努力することを誓い、ここに平和福 祉都市づくりを宣言します。

平成元年1月11日

墨田区

計画の内容

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

政策540

# 多様な公共の担い手が 協働できるしくみをつくる

区は、区民一人ひとりが責任と自覚をもって積極的 にまちづくりや区政に関わりをもち協働していくため に、透明性の高い開かれた区政を展開するとともに、 常に行財政改革に努め、公正・公平で区民満足度の高 いサービスを提供しています。

また、区民・地域・NPO・企業などと区は、信頼 関係のもとにそれぞれの役割分担を明確にしつつ、地 域のさまざまな課題を解決するために協働しています。



# 政策を実現させるための施策

# 540 多様な公共の担い手が協働できるしくみをつくる

# 541 開かれた区政をめざし積極的な情報提供を行い、区民、地域、NPO、企業と情報を共有する

- ・広報紙「区のお知らせ」等による情報提供事業
- ・ホームページ等による情報提供事業
- ・報道機関等への情報提供事業
- ・情報公開制度・個人情報保護制度運営事務
- ・審議会等の公開及びその他情報提供の推進に関する事務

#### 542 区民の区政参画と公共サービスにおける協働を進める

- ・協治(ガバナンス)推進事業
- ・区民活動センター(仮称)整備事業

#### 543 公正で効率的な行財政運営を進める

- · 行財政改革推進事務
- ・行政評価推進事務
- ・企画・政策調整事務
- ・職員の人材育成・能力向上事務
- ・職員マナーアップの推進事務

太文字の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。

# 政策を取り巻く現状

本区は、平成17年11月に策定した新しい基本構想において、協治(ガバナンス) の考えのもと区政を運営していくこととしており、区民をはじめ多様な担い手が 参画する協治 (ガバナンス) のしくみづくりが求められています。

今日の社会は多様化、複雑化しており、行政だけでは公共サービスの需要に十 分対応しきれなくなっており、区民・地域・NPO・企業などがみずからの専門 性を活かし、行政とともに公共サービスの担い手となることが求められています。 これらの新たな担い手が、一定の役割をもって地域に参加することによって、地 域の課題は地域の手で解決するという自律型地域社会を確立する礎となります。

また、区民、事業者などが協働していくためには、区政を理解し、みずから判 断するための区政情報の提供と公開、透明性が不可欠です。本区では、「区のお知 らせ」やホームページによる区政情報の提供を積極的に行っています。昭和61年 の「墨田区公文書公開条例」の制定以来、「墨田区情報公開条例」の制定、審議会 の公開等、区政の透明性を高める努力を積み重ねてきました。各種計画の作成過 程においても積極的に区民参加を進めるとともに、パブリックコメントの実績も 増えてきています。さらに、さまざまな基本条例を通して区や区民・事業者の役 割を明確にし、区民参加の確保に取り組んでいます。

# 政策実現に向けての課題

区民や事業者などと区が一体となって、地域のさまざまな課題を解決するため に、各主体がもつ情報の共有と協働の実績を積み重ねることが必要です。そのた め、区民や事業者、区が地域の課題を共有し、解決に向けた方向性を認識すると ともに、それぞれが果たすべき役割分担を明確にしていくための協治(ガバナン ス)のしくみづくりが求められています。



施策541

# 開かれた区政をめざし積極的な 情報提供を行い、区民、地域、 NPO、企業と情報を共有する

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

## 政策540

多様な公共の担い手が協働できるしくみ をつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

個人情報の保護対策が万全に施される一方、区政に 関する情報提供が積極的に行われており、区民が行政 に関する情報を十分に理解しています。

# 施策の達成をはかる指標

# 「自分にとって必要な区の情報が入手できている」と思う区民の割合

指標とした理由 区政への参画の前提となる区の情報の入手状況を把握する数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
46.6%	55.0 <b>%</b>	70.0%	区民アンケート調査

# 「自分の個人情報が区によって適切に管理されている」と思う区民の割合

指標とした理由 区保有の個人情報の安全性に対する区民意識を示す数値を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
56.7 <b>%</b>	60.0%	65.0 <b>%</b>	区民アンケート調査

# 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区民の知る権利を尊重するため、平成13年4月に「墨田区公文書公開条例」を全面改正し、 新たに「墨田区情報公開条例」を施行したほか、各種審議会等の会議の公開基準を策定し、政 策決定過程の透明性を高めるなど、行政運営の透明化に努めています。また、「個人情報保護 法」に対応するため、「墨田区個人情報保護条例」を改正(平成17年4月施行)し、個人情報保 護の規定を強化しました。

一方、区政情報を掲載している「区のお知らせ」は現在、新聞折込等により配布しています が、新聞購読数の減少に伴い配布部数が減少しています。区ホームページについては、区民の パソコン普及率の増加に伴い、閲覧状況は徐々に高まりつつあります。

#### 今後の課題

区民に区政の説明責任を十分果たすとともに、協治(ガバナンス)による区政運営を実現す るためには、政策決定過程にある情報の積極的な公開をはじめとして、区政情報を共有する ことが必要です。そのためにも、区民が容易に区政情報を入手できるようなシステムづくりや デジタルデバイド(情報格差)の解消などが大きな課題になっています。

# 各主体が担う役割

#### 区が取り組むこと

協治(ガバナンス)の前提として、多様な広報手段を使って、区政情報の積極的な提供に努 めるとともに、情報格差解消のための支援や個人情報保護の徹底を図ります。

# 広報紙「区のお知らせ」等による情報提供事業

区報等によって区政の情報提供を行います。

- ホームページ等による情報提供事業
- インターネットを通じて区政の情報提供を行います。
- 報道機関等への情報提供事業
- 報道機関等を活用し、区政の情報提供を行います。
- 情報公開制度・個人情報保護制度運営事務
  - 情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運営によって、開かれた区政を推進します。

# 審議会等の公開及びその他情報提供の推進に関する事務

審議会等の公開やその他区政情報の提供を総合的に推進します。

#### 区民が取り組むこと

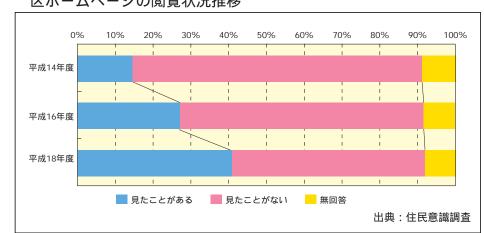
広報紙などによる区から提供された情報や社会情勢を的確にとらえて総合的に判断し、区政 の主体として責任をもって発言・行動します。

#### 事業者が取り組むこと

企業市民とし、社会的責任を十分に自覚し、区政に対して発言・行動します。

#### 【関連データ】

区ホームページの閲覧状況推移



計画の内容

施策542

# 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

# 区民の区政参画と公共サービスに 政策 5 4 0 おける協働を進める

多様な公共の担い手が協働できるしくみ をつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

さまざまな立場の区民が、区政の意思決定過程に参 画するためのしくみが充実し、区民・事業者などそれ ぞれの主体と区との役割分担が明確となり、地域の課 題解決のために公共の担い手となって協働し、活躍し ています。

# 施策の達成をはかる指標

# 公募委員が委嘱されている審議会等の割合

指標とした理由 区政への区民参画をあらわしている数値として、指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
23.4%	30.0%	40.0%	所管課データ

# 「区と一緒に、区の事業やイベントなどを企画したり、実施したことがある」区民の割合

指標とした理由 区民と区との協働の取り組み状況をあらわしている数値として、指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
7.8 <b>%</b>	20.0%	30.0%	区民アンケート調査

# 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

区では、パブリックコメント\*やワークショップ\*など区政への区民参画の機会の充実を図 るとともに、各個別条例の規定に区民の参画や協働の考え方を取り入れるなど、施策に対する 区民意見の反映に努めています。また、成熟社会の到来のなかで、人々の社会貢献活動への参 画意欲が高まっており、従来、専ら行政が独占してきた公共分野について、民間参入を可能と する法整備等が進むほか、NPOなど協働を担いうる団体が育ってきています。

#### 今後の課題

本格的な地方分権時代到来のなか、団体自治や住民自治の拡充が喫緊の課題として掲げられ ています。今後、協治(ガバナンス)によるすみだらしい地域自治を実現するために、区民・ 事業者・NPO等と区が明確な役割分担を行いながら連携し、地域の課題解決を図るための体 制づくり・しくみづくりが求められています。

- \*パブリックコメント:区が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、その案について広く区民の意見や 情報を提出できる機会を設け、その意見等を参考にして最終的な意思決定を行うことです。
- \*ワークショップ:講義など一方的な知識伝達の形ではなく、参加者自身みずから参加・体験し共同して学びあった り創り出したりする場の形です。

# 各主体が担う役割

## 区が取り組むこと

協治(ガバナンス)による地域社会構築に向けて区民とともにそのしくみづくりを検討し、 着実にその定着と推進を図っています。

# 協治(ガバナンス)推進事業

- 区政への区民参画を拡充し、すみだらしい協治(ガバナンス)のしくみを構築して、そ
- な の施策を展開していきます。
- 区民活動センター(仮称)整備事業
- 既存のボランティアセンターの機能・あり方などを見直し、区民ボランティア・NP Oなどの区民活動団体・事業者等の交流・ネットワークの拠点を整備します。

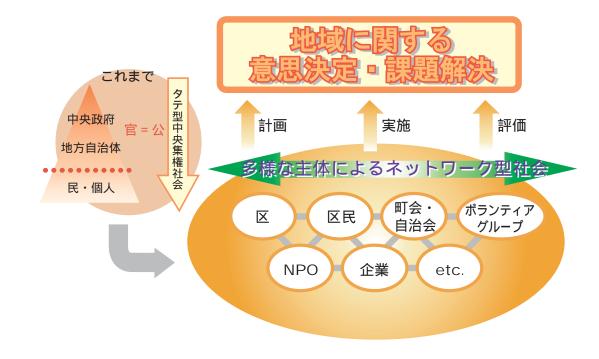
## 区民が取り組むこと

区政における主権者として区政に参画する一方、自治の担い手として地域課題解決に努めま す。また、町会・自治会・NPOなどの地域団体も、地域社会の一員として自己の責任のもと に活動するほか、必要に応じ他の地域組織・事業者・区と連携して、よりよい地域社会の構築 に努めます。

#### 事業者が取り組むこと

企業市民として、地域社会を構成する一員として地域活動に参加するなど、社会的責任を果 たすとともに、各基本条例で示されている事業者の責務を果たし、区民や区などと連携して、 よりよい地域社会の構築に努めます。

## 墨田区における協治(ガバナンス)のイメージ



の

内容

施策543

# 公正で効率的な 行財政運営を進める

#### 基本目標

区民と区が協働で「すみだ」をつくる

政策540

多様な公共の担い手が協働できるしくみ をつくる



施策の目標(区民とともにめざす平成27年度の姿)

区民福祉の一層の向上を図るため、財政基盤の強化 や職員定数の適正化に取り組むなど、不断に行財政改 革を推進するとともに、職員のコスト意識や政策提案 能力の向上を図るほか、行政評価を適切に行い、区民 満足度の高い成果重視の区政が実現しています。

# 施策の達成をはかる指標

# 区政全般に対する区民の満足度の点数

指標とした理由 行政サービス全般に対する区民の満足度を指標としました。

現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
56.7 <b>点</b>	70.0点	80.0点	区民アンケート調査

# 経常収支比率の数値

指標とした理由 財政の弾力性をあらわす数値を指標としました。

	現状値 < 平成17年度 >	中間目標 < 平成22年度 >	最終目標 < 平成27年度 >	データ出所
85.0% 80.0~85.0% 80.0%	85.0 <b>%</b>	80.0 <b>~</b> 85.0 <b>%</b>	80.0%	所管課データ

経常収支比率:財政の弾力性を示す指標で、人件費や扶助費などの経常的な経費に、区民税や特別区交付金(普通交付金)な どの経常的な財源がどれだけ充当されているかを示す指標です。この数値が低い程、行政需要の変化に柔軟に対応できます。

#### 現状と課題

現状とこれまでの取り組み

これまで、事務事業の見直しをはじめとして、民間委託の活用や指定管理者制度の導入など 行財政改革に積極的に取り組み、財政健全化および行政サービスの向上に努めてきました。ま た、組織の簡素化や職員定数の適正化に努めるなど、人件費の削減等内部努力の徹底に不断に 取り組んできました。一方、特別区民税や国民健康保険料等の徴収率向上対策を強化するなど 収入の確保にも積極的に努めてきた結果、景気回復もあいまって、区財政は一時期の危機的な 状況を脱し,平成16年度までに収支が均衡し、臨時的な財源対策を行う必要がない状態を確保 しています。

#### 今後の課題

公正・公平で区民満足度の高いサービスの提供を行うために、区民に対し施策の成果目標を 明示し、その達成に向けた適切な行政資源の配分や成果を重視した戦略的な行政経営を行うこ とが必要です。このため、行政評価制度を確立し、多様化・高度化する住民ニーズに迅速・的 確に対応できる行政経営が求められています。

## 各主体が担う役割

## 区が取り組むこと

職員の能力開発や適正な人事管理・健全財政の実現に努める一方、区民ニーズを的確に把握 し、質の高い区民サービスを提供します。

## 行財政改革推進事務

行財政改革推進区民会議等区民の参画を得ながら、行財政改革大綱・行財政改革実施 計画に基づく、効率的・効果的な行財政改革を推進します。

## 行政評価推進事務

施策や事務事業の評価を行い、その結果をもとに適切な見直しを行います。

#### 主 企画・政策調整事務

な 戦略的な区政運営を行うため、事務事業の見直しや政策立案に関する庁内の調整を行 います。

# 職員の人材育成・能力向ト事務

各種研修の実施や目標による管理の導入などにより、区民との協治(ガバナンス)を支 える職員を計画的に育成します。また、政策形成能力や事業コストに対する意識の向上 をめざします。

## 職員マナーアップの推進事務

「思いやる やさしい心で 接します」をスローガンとした「マナーアップ運動」を引 き続き推進し、職員の接遇向上をめざします。

# 区民が取り組むこと

納税等の責務を果たすとともに、区政に対する理解を深め、行財政運営について積極的に発 言していきます。

#### 事業者が取り組むこと

企業市民として責任を自覚し、区政に対する理解を深め、行財政運営について積極的に発言 していきます。

#### 【関連データ】

#### 区役所職員数の推移

